特別報告集

私たちが取り組んだ諸活動

自由法曹団東京支部第 40 回定期総会

自由法曹団東京支部

１、憲法・平和

○国連・平和への権利～「平和」を「人権」としてとらえる	笹本　潤	1
○憲法をめぐる情勢と課題	長澤　彰	3
○米新国防戦略を読み　日米同盟の深化を考える	内藤　功	6
○ＴＰＰ問題について	瀬川宏貴	8
○九条の会東京連絡会２０１１年の活動	島田修一	10
○横田基地もいらない！市民交流運動」を前進させましょう	盛岡暉道	12
○衆院比例定数削減阻止の運動を広げよう ～国民の声が届く国会と選挙制度を目指して	山口真美	14
○東京大空襲訴訟	水田敦士	17
○オーバーキル	大崎潤一	23

２、労働・貧困

○ＪＡＬ整理解雇事件はいよいよ判決	滝沢　香	25
○ホンダ期間契約社員雇止め事件	林　治	26
○いすゞ自動車裁判は結審！判決は２０１２年春の予定	酒井健雄	29
○社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在　東京法律事務所	中川勝之	31
○首都圏青年ユニオン顧問弁護団の活動	中川勝之	34
○労働者派遣法改定案の「骨抜き修正」を許さない取り組みを	今村幸次郎	36
○ホームレスは生活保護を受けられないの？ ～新宿七夕訴訟第１審判決勝訴と控訴審	渡邉恭子	38
○国鉄闘争＝政府とＪＲへの責任追及は続く	萩尾健太	40
○京王新労　賃金・昇進差別事件	小川杏子	43
○貧困ビジネス訴訟	蟹江鬼太郎	45
○生存権裁判について	渕上　隆	46
○最後の大企業賃金差別事件「明治乳業争議」の勝利へむけて	金井克仁	49

３、都政・市民・環境

○　やっぱり 2020 年オリンピック東京招致に反対か～ 石原オリンピック招致の問題点～	高石育子	55
○公害被害者の救済制度を求めるたたかい	原　希世巳	58
○「外環の２」訴訟～住民の声を反映させるために～	久保田明人	61
○耐震強度不足を理由とする建物明渡請求訴訟	飯田美弥子	63

４、教育

○教育をめぐる諸問題～東京を中心に　村田智子　66
○武蔵村山市における教科書問題の取り組み　植木則和　67
○七生養護学校事件「ここから裁判」（控訴審勝訴判決の報告）　橋詰　穣　69

５、薬害・医療

○薬害イレッサ訴訟　激動の２０１１年，たたかいは最高裁へ　津田二郎　72
○Ｂ型肝炎訴訟　和解基本合意の成立と今後の課題　田村優介　74
○「茶のしずく」石鹸の被害について　飯田美弥子　76

６、刑事・弾圧　（1）

○無実の者を無罪に！４３年の闘い実る
～えん罪布川事件，再審無罪判決とその後、そしてこれから～　三浦直子　79
○３年目を迎える裁判員裁判　石井逸郎　83
○西武池袋線痴漢冤罪小林事件　佐々木　亮　86
○最高裁の判断を待つ国公法違反２事件
（堀越・世田谷事件）の歴史的意義　石井逸郎　88

７、支部の将来問題

○司法修習生の給費制存続を勝ち取るために～
情勢報告と今後の展望～　黒澤いつき　91
○「多摩の独立」について　小林克信　95

８、原発・震災

○震災と原発事故からやがて１年～支部の皆さんに訴える　久保木亮介　95
○東日本大震災・福島原発事故による広域避難者支援活動　吉田悌一郎　97
○「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団の取り組み　馬奈木厳太郎　104
○原発事故被害の現状（浪江町と田村市を中心に）
と弁護団加入のお願い　髙橋　力　106

◇憲法・平和

国連・平和への権利～「平和」を「人権」としてとらえる

あかしあ法律事務所　笹本　潤

１，現在、国連の人権理事会を舞台に「平和への権利」を権利宣言という形で国際法典化する動きが進んでいる。そして世界の NGO が平和を権利として宣言するように国連に働きかけている。

なぜ「平和」を「権利」として捉えるのが重要なのかについて考えてみよう。

戦争と平和の問題は、国家間の問題だから、各国の政府同士が国連や国際条約、外交交渉などによって取り決めをしてきた。

しかし、国家間の取り決めが常に正しいとは限らない。国連憲章も武力行使の禁止を原則としており（２条４項)、日本国憲法でも９条で戦争の放棄、武力行使を禁止しているが、実際の世の中は、アフガン・イラク・リビアと軍事力の行使が続き、自衛隊も海外に派兵されている。

そういう中で、国同士には任せておけないという世界の市民の声が大きくなって形になりつつあるのが、この「平和への権利」の権利宣言といえる。

「権利」化するということは、新たな権利、人権を創設することを意味する。６０年余り前の世界人権宣言も当初は、法的拘束力のない「宣言」にすぎなかったが、その後国際人権自由権規約、社会権規約という形で法的拘束力が徐々に強化されてきている。

権利とは、個々の個人が政府や国際機関に対して直接物を言うことができることを意味する。戦争と平和をめぐる問題に、各国政府だけでなく、世界の市民や NGO が直接関与できる可能性が増えるのである。

２，この「平和への権利」の権利宣言化の動きを一番恐れているのがアメリカである。

国連の人権理事会での「平和への権利」国際法典化の促進決議に反対しているのは、現在、アメリカ、EU 諸国、日本、韓国などの先進国グループだ。アメリカは国連人権理事会やその諮問委員会の場でも堂々と反対意見を述べている。

反対意見の中で一番大きい理由は、「平和への権利は、安全保障理事会など他の場で扱うべきであり、人権理事会で扱うべきではない」、というものだ。ニューヨークにある安全保障理事会では、国際平和に対する脅威を認定し、武力行使の可否も決めることができる強大な権限を持っている。しかし、５大常任理事国が拒否権を持ち、自らの国に不利になる

決議がされない非民主的な仕組みになっている。現代世界で最も軍事力の行使を振りかざしているアメリカにとって、この安保理や常任理事国の権限が制約されることに対しては激しく反対する。

しかし、アメリカの反対を押し切って成立させることが、まさに「平和への権利」法典化の最大の意味ともいえる。つまり、アメリカなどの強大な国連安保理における権限に対して、ジュネーヴにある人権理事会が制限をかけることができるか否かというのが、平和への権利の国際法典化における最大の争点でもあるのだ。

３，このような国際政治における意味だけでなく、平和への権利が国際法典化、つまり国連宣言→国際条約という形に発展していくと、世界と日本の市民にとって平和の実現に役立つ強力な道具を手に入れることになる。

平和的生存権のような憲法規定を持たない諸国にとっては、国連の権利宣言によって国内で平和への権利を成文化したり、また政治や司法の場で権利を主張する大きなきっかけになる。

世界で唯一平和的生存権を憲法に掲げる国・日本にとっても、大いに意味がある。この国際法典化の動きは、いわば平和的生存権の世界化の動きでもある。憲法前文も「全世界の国民」が平和的生存権の権利主体となっており、世界化していくことが予定されている。

司法の場でも、平和的生存権が長沼訴訟判決や自衛隊イラク派兵違憲訴訟の名古屋高裁判決で法的権利あるいは裁判上救済可能な権利として認められたとしても、まだどの訴訟でも平和的生存権違反の違憲判決を裁判所に書かせるほどには、平和的生存権は実効化されていない。平和的生存権や平和への権利が、国連で採択されて「世界標準」の権利になっていけば、このような日本国内の情勢も変わっていく可能性がある。

４，今後の国連の動き

まず、2 月には国連人権理事会の諮問委員会が開かれる。ここで、６月の人権理事会に提出する、平和への権利の草案が確定される。NGO の意見をこの草案に反映させるためにNGO が諮問委員を招いての NGO 主催の協議会も開かれる。「外国軍事基地」の段階的廃止を求める権利などの権利を、国連の草案に取り入れてもらういい機会になる。

次に、６月には、国連人権理事会の第２０会期が開かれる。この会期に理事国（４７ヶ国）による審議と採択が行われる。ここで採択されれば、次は国連総会に舞台は移される。国連総会では２０１５年くらいをメドに採択に持って行きたいと考えている。過半数で採択されるが、実際に効果的な「人権宣言」となるためには、やはり全員一致を目指したロビー活動が重要になる。

なかなか海外に行く機会は少ないかもしれないが、どこかの節目の時期に、人権理事会があるジュネーヴか、国連総会のあるニューヨークに一緒に出かけよう。

憲法をめぐる情勢と課題

代々木総合法律事務所　長澤　彰

憲法をめぐっては、衆院比例定数削減、沖縄辺野古新基地建、自衛隊の海外派兵の強化、明文改憲、秘密保全法の動きなどに対して、運動を強める必要がある。

１　憲法についての課題

（１）　憲法審査会の始動

衆議院憲法審査会は、昨年１１月１７日、２００７年憲法審査会設置以来、始めて開かれた。審査会に参考人として招かれた中山太郎・前衆院憲法調査会会長は、「緊急事態に関する憲法改正試案」を提示した。参議院憲法調査会は、１１月２８日、初めて開かれた。自由討議で各党が意見を述べたが、改憲が党是の自民党だけでなく、民主党からも改憲議論に前向きな発言が続出した。自民党は、新憲法草案を５月には発表する予定である。明文改憲の動きに注意する必要がある。

（２）　武器輸出緩和へ新基準

政府は、昨年１２月２７日、「武器輸出３原則」の緩和を正式に決め、官房長官談話として発表した。これまでは、例外として武器輸出を認めるかどうか個別に判断していたが、これを抜本的に見直し、新たな基準に従い、平和・人道目的や、国際共同開発・生産への参加であれば輸出を容認する。平和国家として国際紛争の助長を回避するために設けられた「武器輸出３原則」を骨抜きにするものである。

（３）　秘密保全法

政府は、秘密保全法案を、１月召集の通常国会に提出する。同法案は、①防衛、②外交、③公共の安全・秩序の維持の３分野を対象に、「国の存立に重要な情報」を新たに「特別秘密」と指定する。特別秘密を取り扱う公務員が故意に漏えいした場合の罰則について、最高で懲役１０年とする方向で調整に入った。国家機密法制定策動以来の動きであり、対象秘密の広範性が国民の知る権利を奪い、プライバシーを侵害するものであり、阻止するための運動を強める必要がある。

（４）　防衛予算４兆８２７４億円

２０１２年度の軍事予算案は、東日本大震災復旧・復興経費の１１３６億円を含め、１１年度比１．１％増の４兆８２７４億円である。１機９９億円のＦ３５戦闘機４２機購入を決定し、１２年度予算では４期分３９５億円と関連経費２０５億円を計上し、１１５５億円の大型ヘリ搭載護衛艦（ヘリ空母）を導入し、辺野古への移転経費３７．５億円を計上する。「思いやり予算」１８６７億円、米軍再編経費７０７億円、ＳＡＣＯ経費８６億円、防衛省、初の衛星保有計画に１８８１億円を計上する。

（５）ＰＫＯ　政府懇談会中間報告

政府の懇談会は、昨年７月４日、ＰＫＯ５原則や武器使用権限の拡大などの検討が「必要」だとする「中間報告」を公表した。ＰＫＦを含む国連平和維持活動（ＰＫＯ）への参加原則の見直しは、「より積極的な国際平和協力を可能とする」と「中間報告」が述べているように、海外派兵の強化につながる。南スーダンへのＰＫＯ派遣の動きが進行する中で、見直しの動きが強まる危険がある。

（６）　憲法９６条改憲の議員連盟発足

憲法９６条の改憲発議要件を「３分の２」から「過半数」に緩和し、９条改憲のハードルの引き下げを狙う自民・民主などの改憲推進派が、賛同署名を集め、昨年６月７日、「憲法９６条改正を目指す議員連盟」の設立総会を開いた。自民・民主のほかみんなの党、たちあがれ日本、国民新党、公明党の議員が参加した。改憲勢力が、当面の改憲目標を９６条改憲に絞ったものである。

２　民主主義をめぐる課題

（１）衆院比例定数削減　　民主党　選挙区５減・比例８０減案

民主党は、１月１７日、政治改革推進本部の役員会で、最高裁が違憲状態と指摘した衆院小選挙区の「１票の格差」是正に向けて、５県で１選挙区ずつ減らすとともに、比例区の定数を８０削減する公選法改正案を、通常国会に提出する方針を決め、１８日の推進本部総会で正式決定した。朝日新聞は、社説で「比例８０削減に反対」を掲げた。民意をゆがめる比例定数削減を、断固、阻止しなければならない。団東京支部の真価が問われることになる。

３　日米関係をめぐる課題

（１）普天間基地撤去　辺野古移設阻止　「環境影響評価書」強行提出

沖縄防衛局の職員１０数名は、昨年１２月２８日午前４時、車両を連ねて県庁守衛室に押しかけ、環境影響評価書が入った１６箱を搬入して立ち去り、防衛省は、環境影響評価書を県に提出したと発表した。名護市議会は、１月１３日、強行提出したことに対する抗議決議を、日本共産党、公明党、無所属の１７人の賛成多数で可決した。３ヶ月後に沖縄県の意見の提出が求められる。政府は、公用水面埋め立てを今年中に着工することを狙っている。広範な世論を背景に、普天間基地の撤去をもとめるたたかいを構築しなければならない。

（２）　オスプレイ配備で騒音大幅増

辺野古の海兵隊新基地に米最新鋭輸送機ＭＶ２２オスプレイが配備された場合、従来機のＣＨ４６ヘリと比較して騒音レベルや心理的・生理的に不快感を与える低周波音が大幅に増えることが沖縄防衛局が提出した環境影響評価書の記述から判明した。オスプレイ配備に伴う影響は、環境影響評価最終段階の評価書で初めて盛り込まれたもので、本来、環境影響評価をやり直すべきものである。

（３）沖縄・高江ヘリパッド工事強行

沖縄防衛局は、沖縄県東村高江周辺での米軍ヘリパッド建設を強行し、これに反対する住民を国が訴えた裁判が、昨年１２月１４日、那覇地裁で開かれ結審した。判決言渡しは、3月１４日午後２時からである。ヘリパット工事強行を許さない支援を継続し、工事をやめさせることが重要である。

（4）グアム移転経費　全額削除　米上下両院

米上下両院の軍事委員会が１２会計年度の在沖縄米海兵隊のグアム移転予算の全額削除で合意した。このことは、セットとなった米軍普天間基地の移設計画と合わせ、日米双方で、在日米軍再編計画が根底から揺らいでいることを浮き彫りにした。米国議会が、辺野古移設の非現実性を認めたものである。

（5）米海兵隊　米国内からも撤退論

米国内で、沖縄での海兵隊駐留をめぐり、撤退・再編論が広がっている。沖縄からの海兵隊撤退論は、ソ連崩壊後の１９９０年代にも見られたが、現在の議論は、米国が抱える巨額の財政赤字を直接の出発点とする。米国が「世界唯一の超大国」となった９０年代とことなり、その凋落の中でわき起こっているのが特徴である。

（6）　米軍経費負担

２０１１年度の在日米軍活動経費のうち、日本側負担分の総額は、６９６７億円となった。過去最高の７１４６億円に達した２０１１年度に続く水準である。「思いやり予算」をはじめ、ムダ経費削減の実現を求める必要がある。

4　自衛隊の海外派兵をめぐる課題

（1）　南スーダンへのＰＫＯ派兵

陸上自衛隊は、１月１１日、現地に先遣隊を派遣した。陸上自衛隊は、首都ジュバ近郊で活動する施設部隊２１０人が3月まで現地に入り、５月に第２次部隊３３０人と交代する。連絡調整要員などの要員総数で４０人となる。機関銃５丁、小銃２９７丁、拳銃８４丁の武器を携行する。南スーダンで部族対立が激化し、東部ジョングレイ州では、反政府勢力の一部が首都ジュバへの攻撃を予測するなど、緊張が高まっている。スーダンと南スーダンの国境地帯で、軍事的緊張が高まり、戦争勃発が危惧される。ＰＫＯ派兵をやめさせるたたかいが求められる。

5　オバマ政権の新国防戦略（「２１世紀の国防の優先事項」）

オバマ大統領は、１月５日、国防総省内で新しい国防戦略の指針を発表した。世界最大の軍事力と海外展開戦略を堅持すると強調したうえで、戦略的重点をアジア太平洋に移すと表明した。同時に、陸軍と海兵隊の一部削減などを通じて、今後１０年間で４８７０億ドル(約３７兆７０００億円)の予算増幅の圧縮を行う方針を表明した。イラク戦争のような大規模地上部隊の投入による侵攻・占領作戦は事実上制限される一方、国際テロ組織アルカイダのウサマ・ビンラディン容疑者を殺害した特殊作戦部隊や無人機などは予算の優先分野としている。アジア太平洋における日本に大きな期待を寄せるもので、極めて危険な内容である。

米新国防戦略を読み
日米同盟の深化を考える

東京本郷法律事務所　　内藤　功

■オバマ大統領は２０１２年１月６日(米国時間５日)国防総省でパネッタ国防長官と記者会見し、「米国の世界的リーダーシップの維持と２１世紀の国防政策の優先課題」と題する報告文書を発表した(以下「新国防戦略」 という)。

その特徴は、第１に、米国の財政赤字圧縮にあわせ、国防支出削減の重点を示したことである。

第２に、アフガニスタンからの段階的撤退とイラクからの完全撤収を契機に、今後アジア太平洋に重点をおく方向を打ち出したことである。

第３に、大統領としては初めて、「中国」を名指ししてこれに対抗する軍事戦略（統合海空戦闘構想・ＪＡＳＢＣ）を示したことである。

■「新国防戦略」 の報道を読んで注目すべき点をあげてみる(１月６、７日付各紙)。

「米国は戦争の１０年を終え、戦略的転換期にある。」

「アジア太平洋地域を重視した再編を行なう。」

「アジア太平洋の安全保障に不可欠な既存の同盟を重視する一方、新たなパートナーとも協力を拡大する。」

「中国の台頭は長期的に米国の経済や安全保障に様々な面で影響を及ぼす。」

「中国は域内での衝突回避のため軍拡にあたっては戦略的意図を明確にしなければならない。」

「中国やイランは精密誘導兵器やサイバー攻撃で米国の前方展開に対抗する手段を追求し続けている。米軍の接近を阻む戦略に効果的に対処するため、ステルス爆撃機の開発やミサイル防衛能力を向上させる。」

■米国は、過去１０年間で２つの戦争とテロ対策で、１兆２８００億ドル(約１００兆円)の戦費を費やした。米経済を見るとき、「国大なりといえども戦を好む時は必ず亡ぶ」の古語を想起する。２０１１年８月の米議会の与野党合意により、２０１３会計年度以降１０年間に２兆５０００億ドルの財政赤字を削減しなければならない。とくに、国防費は、今後、１０年間に約４９００億ドル(約３８兆円)の削減が迫られている。

新国防戦略は、今後、同盟国との共同行動をする際には「刷新的で創造的な解決策が必要」と指摘する。日本など同盟国へ国防費増額などの肩代わりを求めるのは必定だ。

今、米国内で主張されている「リトレンチメント(国際介入削減、軍事的後退)戦略」の論者も、米国の軍事的な関与、展開の縮小、支出の削減の必須の条件として、同盟国に共同

防衛の責任をもっと引き受けさせることを要求している。
日本に対しては、防衛費の増額、沖縄の辺野古新基地の建設、米軍基地の再編、南西諸島の軍備増強、基地の共同使用の拡大、共同演習訓練、共同作戦態勢の強化、海外武力行使の法制整備、情報・警戒・監視（ＩＳＲ）態勢の強化などの要求が露骨になるだろう。
この方向は、２０１０年２月の米国防計画の見直し（ＱＤＲ）で示された。２０１０年１２月の日本の新防衛大綱が呼応した。そして、２０１１年6月２１日の日米合意（安全保障委員会共同文書）がこの２つの戦略文書を一体の国家安全保障戦略と位置付けた。これが今、民主党政権が歩んでいる日米同盟深化の道である。アジアと世界に漲っている、紛争の平和的解決めざす大きな方向とは、全く逆行する道である。
しかし、民主党政権は、危険の認識もなく、復旧・復興の財源や国民生活を守る歳出を抑制しても「困っている米国を日本が助けて役割を果たす」立場に深く踏み込もうとしている。
■中国の前国務委員の唐家璇氏は１月６日、読売新聞の単独インタビューで次のように語っている。（「読売」１月７日）
・中国国内の一部に対米対日強硬論も出ているが「そうした声はすべて政府の立場を代表したものではない。」
・米国がアジア太平洋に重点を置く戦略を打ち出し、対中国包囲網の布石を打っていることに対しては「矛盾や差異はあるが、利益を共有するパートナーの関係であることは中米両国の共通認識だ。」「アジア太平洋地区における米国の存在が同地区の平和的・安定的な発展、繁栄に建設的な作用を発揮するよう希望する。」
・「日本とは人的交流を強化して相互信頼を深め、環境保護、先進技術などの分野で大きな共同プロジェクトを行う必要がある。」
・「尖閣諸島をめぐる対立については次の世代に委ねればよい。」
■日本は、アジア太平洋侵略戦争の歴史を深く学び、その教訓に立った日本国憲法および国際連合憲章の定める、恒久平和、紛争の平和的解決、戦争・武力の行使・武力の威嚇の禁止の原則を堅持して、ＡＳＥＡＮ諸国や韓国とも協議し、米国に対しても、中国に対しても、自主独立の立場を貫き、東北アジアの平和の枠組みをめざし、アジア太平洋の平和、友好、協力、繁栄の道を追求すべきである。断じて対中国軍事対抗など米軍事戦略の片棒をかつぐようなことがあってはならない。

ＴＰＰ問題について

東京合同法律事務所　瀬川　宏貴

１　ＴＰＰとは何か

（１）ＴＰＰとは

ＴＰＰ（環太平洋連携協定 - Trans-Pacific Partnership）は、そもそも、２００６年５月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの４カ国が締結した経済連携協定（Ｐ４）のことであり、そこに、アメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー及び日本の６カ国が加わって、現在参加交渉が行われている。

（２）ＦＴＡとＥＰＡ

ＴＰＰの内容について述べる前に、ＴＰＰの議論によく出てくるＦＴＡ、ＥＰＡを紹介するのが便宜と思われる。

ＦＴＡ（自由貿易協定 - Free Trade Agreement）とは、二国間あるいは複数国間で関税を撤廃する協定であり、世界貿易の基本ルールであるＧＡＴＴ（関税及び貿易に関する一般協定）２４条に規定されている。ＦＴＡは主に２国間で協定が作成されるため、関税撤廃の例外項目などを柔軟に決めることができる。

ＥＰＡ（経済連携協定 - Economic Partnership Agreement）もＦＡＴの一種であり、関税の撤廃だけでなく、人の移動や制度なども含めた二国間あるいは複数国間の協定である。

日本は、これまでにＡＳＥＡＮ各国やインド、スイスなど１３カ国とＦＴＡ／ＥＰＡを締結している。

（３）ＴＰＰはＦＴＡの究極形である

ＴＰＰもＦＴＡの一種であるが、４カ国によるオリジナルＴＰＰ（Ｐ４）はすべての産品、政府調達、知的財産、人の移動などを包括的に対象とし、例外なく関税及び非関税障壁（貿易障壁）を撤廃し、政府調達、サービス貿易などに「内国民待遇」（自国民・企業と同一の条件を相手国の国民・企業にも補償しなければならないこと）を規定するものであり、ＦＴＡの究極形といえるものである。また、Ｐ４ではＴＰＰに違反したと考える加盟国は、相手国に協議を要請でき、協議が整わないときは、仲裁裁判所に提訴でき、仲裁裁判所の決定は紛争国を法的に拘束し上訴はできないとされている。現在参加交渉がされているＴＰＰのこのようなＰ４を下敷きにしてルール作りがされると考えられている。

なお、現在参加交渉がされているＴＰＰについてはＰ４で規定されている分野に加え金融サービス、投資の２分野が加えられ交渉がされている。

（４）ＴＰＰは事実上の日米ＦＴＡである

ＴＰＰは、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの４カ国にアメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、日本の６カ国が加わって参加交渉が行われているが、上記ＴＰＰ交渉参加国１０カ国のうち、ＧＤＰを比較すると、約 91%を日本

とアメリカの 2 か国が占める。このことから、実質は日米ＦＴＡであると言える（ＴＰＰへの参加交渉には中国・韓国は参加していないし、参加する予定もない)。
また、日本は上記参加交渉国のうち、アメリカとニュージーランド以外の国との間ですべてＦＴＡ／ＥＰＡを締結済みかＦＴＡ／ＥＰＡ交渉中であり、アメリカは日本以外の国とすべてＦＴＡ／ＥＰＡを締結済みかＦＴＡ／ＥＰＡ交渉中である。この点でもＴＰＰは事実上日米ＦＴＡであると言える。
ただし実質的ＦＴＡと言ってもＦＴＡと異なる点もある。現在交渉されているＴＰＰはＦＴＡの究極形と言えるオリジナルＴＰＰを下敷きとしてルール作りがされるため、ＴＰＰ参加により、本来慎重かつ柔軟に議論されるべき日米間のＦＴＡが、既存の急進的なオリジナルＴＰＰを下敷きとした内容で締結されることになってしまうという点である。よって、日本のＴＰＰ交渉参加は、アメリカとのＦＴＡ交渉を非常に不利なスタートラインから始めるという意味を持つ。

２　ＴＰＰは国民のくらしを破壊する

（１）農業分野

ＴＰＰに参加すれば、アメリカやオーストラリア、ニュージーランドという巨大な農業産品輸出国からの輸入を関税をゼロにして行うことを義務付けられる。日本の農産物の自給率は、４０％という低水準であり、ＴＰＰ参加によって日本の農業が壊滅的打撃を受けるのは自明の理である。農水省の試算によれば、ＴＰＰへの参加によって職業自給率は１３％程度に落ち込み３４０万人の農業従事者の雇用が失われるとされる。

（２）食の安全

ＴＰＰに参加すれば日本が定めている食の安全に関する規定も非関税障壁とされ、撤廃されることになるおそれがある。例えば、アメリカ産牛肉の輸入規制や、遺伝子組み換え食品やクローン家畜の表示義務が非関税障壁とされ、撤廃を求められる可能性がある。現にアメリカはニュージーランドとの交渉で遺伝子組み換え食品の表示義務を廃止するよう迫りニュージーランドから反発の声が上がっている。

（３）公的医療保険制度

日本の公的医療制度も非関税障壁とされるおそれがある。日本以外のＴＰＰ参加交渉国９カ国には日本の公的医療保険のような制度はない。日本がＴＰＰに参加した場合、公的医療保険制度が民間医療保険と競合するとして撤廃を求められる可能性がある。政府も「混合診療の全面解禁がＴＰＰで議論される可能性は排除されない」として議論の対象となることを認めている。アメリカの医療が危機的状況にあることは知られており、日本の医療がアメリカ化するおそれがある。

（４）その他にも解雇に厳格な要件を課す日本の労働法制などありとあらゆる制度が非関税障壁として槍玉にあげられるおそれがある。槍玉にあげられた制度が仲裁裁判所でＴＰＰ違反とされた場合、オリジナルＴＰＰの規定によると上記のように従わざるを得ないの

である。

３　最後に

政府は「ＴＰＰに参加しないと日本は世界の孤児になる」などと言っているが、それが誤ったアジテーションであることは中国も韓国もＴＰＰに参加しないことや日本がすでにＴＰＰ交渉参加国の大部分とＦＴＡ／ＥＲＡを締結していることなどすでに述べた事柄から明らかである。

ＴＰＰは国民の生活を破壊しかねない大問題であり、参加を断じて阻止するべきである。

九条の会東京連絡会２０１１年の活動

旬報法律事務所　島田修一

１　九条の会運動が作り出してきた改憲反対の世論をさらに大きく力のあるものにする、首都東京で強大な草の根の基盤を作り上げていく、そのために「ネットワークを作って交流していこう」を確認して０８年１０月発足した東京連絡会は、発足後、定例会と事務局会議を毎月１回ずつ開催し、草の根運動の進め方について意見交換を重ねてきた。定例会では学習会も持ち、９条を核としながらも憲法を正面に据えた学習シリーズを展開してきた。そして、１周年イベントは講演会「生きいき憲法～９８歳からのメッセージ：日野原重明氏」、「拉致問題解決の道：蓮池透氏」、「東アジア共同体と９条の新しい意義：桂敬一氏」を開催（８００名）、２周年イベントは「東京・９条まつり」を開催してきた（３０００名）。

２　１１年の活動

１月の定例会は「九条落語：橘屋扇三師匠」と「９条まつり」の成果をどう活かしていくか意見交換。２月の定例会はＤＶＤ上映「今、沖縄を考える：中大九条の会ほか」と現下の政治情勢と９条改悪の連動性を調査・点検し、警戒と監視を怠らないために５月に大学習会を開く、１２年に東京大交流会を開く、その準備の過程で全ての小学校区に会を作る（現在３４０/１５００）を確認。３月の定例会は学習「福島原発事故をどうみるか：野口邦和氏」と今後の活動目標を確認。４月の定例会は学習「都知事選の結果とたたかい：中山伸氏」と東京大交流会へ向けた意見交換。

５月は憲法記念日集会とパレードに幟を立てて参加、大学習会「３・１１後の私たちの課題：渡辺治氏」を開催（２５０名）。渡辺氏は、「復興」名下にTPP・消費税引上・法人税引下・構造改革徹底（定数削減含む）が目論まれているが、当面の被災復興の基本原則は地元意思尊重、財源は国が保障そして原発の緊急停止である、その上で復興のあり方について国民的議論を展開する、火事場泥棒的な消費税・TPP を許さない国民的大運動を展開しなければならない、憲法２５～２７条に基づく雇用保障・社会保障・地元中

心・原発に代わるエネルギー政策等の「新しい福祉国家」の対案を提起する、自衛隊は今回の救援活動で国民の支持を得ているがそれは銃を捨てたからであり自衛隊をイラクに派兵したときと決定的に違う、国民はこれを実感し９条が生きる日本への展望は十分にある、を強調された。

６月は九条の会「講演会」に連絡連会として参加、すみだ九条の会交流会で講演、定例会は学習「侵略戦争賛美の教科書を子どもたちに渡さない：石山久男氏」と東京大交流会へ向けた意見交換（この意見交換はその後毎月継続)。７月は“つくる会系教科書採択するな”の都教委要請、文京九条の会交流会参加、福島市と仙台市で「福島県九条の会」「みやぎ憲法九条の会」と交流、定例会は学習「チェルノブイリ原発を視察して：中西繁氏」と。８月の定例会は学習「核兵器廃絶と原発ゼロへ：川田忠明氏」。９月は日朝協会との交流、脱原発集会に幟を立てて参加、定例会は学習「大震災・原発、野田内閣と憲法をめぐる情勢：平井正氏」および１２・１４「さようなら原発。平和・９条」開催確認。１０月は「なくせ！原発 in ふくしま」に参加、定例会は学習「議員定数削減問題：坂本修氏」。１１月の定例会は学習「それでもＴＰＰは間違っている：鈴木宣弘氏」。

３　『さようなら原発。平和・９条』―音楽と講演のつどい―

大震災・福島原発事故により被災者の生きる権利・幸せを求める権利が大きく侵害されたが、膨大な被災者の救済と復興をどう進めていくかが最大の課題となり、人々もマスコミも関心が被災者救援、原発事故救済に集中しているのに、そのどさくさに紛れて改憲の動きが活発となり、議員定数削減の動きが進み、国会の憲法審査会も動き出した。「復興」の陰で進むこの危険な動きにどう対抗していくか。この国のこれからの進路をどこに求めるか。しかし９・１９「脱原発」集会に６万人、１０・３０「なくせ！原発 in ふくしま」に１万人。巨大な政治的人災を痛感した国民は、安全で、人間らしく生き、一人ひとりが幸福を追求していくことができる社会の実現を求める新しい情勢をつくりだしてきている。

こうした中、東京連絡会は「９条まもれ」「憲法を生かせ」「平和のうちに生存する権利を生かせ」「核兵器ゼロ、原発ゼロ」を合言葉に、１２・１４『さようなら原発。平和・９条』を中野ＺＥＲＯ大ホールで開いた。当日は盲目のテノール歌手新垣勉さんの「いのちを歌う」、福島県九条の会事務局長真木實彦さんの「福島の訴え」、九条の会事務局長小森陽一さんの「あしたを語る―憲法が息づく日本へ」で、３名の方々の力強いメッセージは「人間が一番大事」をキーコンセプトとする日本国憲法の真の実現を求める新しい情勢を反映した内容豊かなもので、「人間らしく生きたい」「安心して働きたい」「平和のうちに生存を」が切実な要求となっている今、憲法が生きいきとする社会の実現へ向けた「大きなうねり」を作り上げていこう、を９００名で確認した（詳細は支部ニュース１月号)。

４　以上、東京連絡会は１１年も定例会と事務局会議を毎月開催、会報「生きいき憲法」を隔月発行、この地道な日常活動の積み重ねが会の活動の継続と発展を支えてきた。憲

法をしっかり知ることが改憲に対する抵抗力を強くするとの目的意識の下、９条改憲を阻むには解釈改憲に反対する運動を推し進める、９条は国家間の信頼関係を抜きには守れないから近隣諸国との信頼関係をどう構築していくか深める、民主主義が守られない限り９条も危なくなる、以上３つの視点から学習会も毎月開催。過去３年間の活動をとおして根太い９条運動へ発展してきたと思う。今年は７月１日の東京大交流会を成功させる課題に取り組む。若い団員の皆さん、事務局に是非ご参加ください。なお、東京連絡会を応援する法律家の会は９月１４日午後２～５時、弁護士会館において、東京新聞の半田滋記者「トモダチ作戦は何だったのか」、同じく加藤裕治記者「人災としての原発事故」の講演会を開催（弁護士２０名）したことを付言します。

横田基地もいらない！市民交流運動」を前進させましょう

拝島法律事務所　　盛岡　暉道

1　横田基地は日米共同の新戦闘司令基地に変えられている

(1) 米軍による戦闘司令基地化

横田基地には、すでに 07 年 1 月から、ハワイに司令部のある米第 13 空軍の戦闘司令部（「ケニー司令部」）の第 1 分遣隊（「ケニー司令部ジャパン」）が設置されています。

この「ケニー司令部」というのは、“太平洋空軍司令官と太平洋軍司令官の両方に役立つよう「最高合同部隊航空宇宙指揮統制組織」として位置づけられ、朝鮮半島を除く太平洋地域の年中無休 24 時間体制の航空運用センターとして機能する”もので、空軍機だけでなく海軍、陸軍、海兵隊の航空機を含めた合同航空戦闘指揮センターが目的のものです。

そして「ケニー司令部ジャパン」は“横田の第 5 空軍スタッフと連携し、ハワイのケニー司令部第 613 航空宇宙運用センターと日本の航空自衛隊担当者とを調整し、日本および周辺における航空機運用の計画、調整、実行すること”です。

このように横田基地は、極東の有事には、全米軍の戦闘司令と日本の航空自衛隊との同時連絡を行う基地に変わっています。

(2) 日本政府による戦闘司令基地化―自衛隊横田基地の新設

今年の 3 月から、横田基地の中に「航空自衛隊横田基地」が新設され、そこへ府中の自衛隊基地から航空自衛隊航空総隊司令部が移設されます。（この移設工事に 580 億円が支出された）

「航空自衛隊航空総隊」は“航空自衛隊の戦闘機部隊、高射部隊（ミサイル部隊）及

び警戒管制部隊などを統括する組織で、ミサイル防衛として海上自衛隊のイージス艦をも含めた統合任務部隊の指　　揮官を兼務し、米軍との防空・ミサイル防衛の情報共有・連携強化にたずさわる”ものです。

(3)いまや、横田基地は、こうして極東有事での日米共同の全戦闘司令・情報共有基地になっています。

そして、このような米軍基地と自衛隊基地の相互共同使用は、横田基地ばかりでなく、多くの日・米両軍事基地で進行しています。

2　「横田基地もいらない！市民交流運動」の前進

(1)“10.15 横田基地もいらない！市民交流集会”

昨年 10 月福生市市民会館での“10.15 横田基地もいらない！市民交流集会”は 650 人が参加しました。

「九条改憲阻止の会」の江田忠夫さんが実行委員会から「沖縄と本土砂川の戦い＝伊達判決は反基地闘争の宝です。命を大事にするという道理を水のように一つにしていくことによってこの戦いを大きくしていきましょう」と開会挨拶をし、砂川事件の坂田・土屋・武藤の 3 人の元被告も参加していることを紹介しました。

伊波洋一前宜野湾市長の講演、厚木基地爆音反対同盟の藤田さん、池子米軍住宅建設反対運動の中森さん、麻布米軍ヘリ基地撤去実行委の板倉さんの現状報告、崔田（つるた）市民交流集会実行委事務局長の基調報告ののち、横田基地から爆音による集団移転跡地に向けてデモ行進して散会しました。　　当日の集会は昨年よりも多様な人々が参加し、基地めぐり、デモ行進ともに大勢の参加で、“10.15 集会”は成功でした。

(2)　“横田基地もいらない！市民交流運動”の今後今年 1 月の“横田基地もいらない！市民交流運動”実行委員会には 20 人が参加して活発に意見交換をしました。なお、実行委員会の参加者数は、“10.15 集会”時のそれと変わっておらず、このことは、各委員のこの運動を必ず持続させようという固い決意の現れです。

実際、この委員会でも、横田基地撤去のためには、自分たちの運動は、未だ始まったばかりだという意見が、数多く出されました。

３　「横田基地座り込み」と「横田基地問題を考える会」の学習講演会

(1)「横田基地座り込み」―99 歳の男性も参加 2 年前の 4 月から毎月第 3 日曜日に行われている「横田基地の撤去を求める西多摩の会」の国道 16 号線沿いの福生市「フレンドシップパーク」での「座り込み」は、この 1 月で 34 回目になり、参加者の累計は 1,500 人に達　しています。

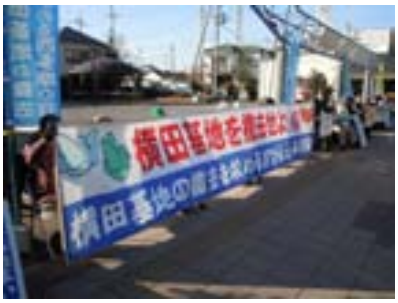

昨年 11 月には、杉並区からの 15 人のほかに、長野県からバスで参加した 11 人の
中の 99 歳の男性がマイクで挨拶されたのには、私も 驚きました。

このように「横田座り込み」は「西多摩の会」の不屈の努力によって、ますます多方面からの参加が増えています。

(2)「横田を考える会」の学習講演会が好評

昨年の「横田基地問題を考える会」の学習講演会は、7 月 2 日　講師内藤功団員「トモダチ作戦の実態と自衛隊の救援について」70 人参加 11 月 23 日講師小泉親司安保破棄中央実行委「中国は脅威か」60 人参加で、いずれも予想を上回る多数の市民が参加して好評でした。

「横田を考える会」は、小冊子「わかるわかる横田基地」の No2「横田基地と税金」の刊行も準備中で、いかに基地問題を、広く分かりやすく市民に知らせていくかについて取り組みを強める努力を続けています。

衆院比例定数削減阻止の運動を広げよう
～国民の声が届く国会と選挙制度を目指して

三多摩法律事務所　山口　真美

1　比例定数削減と衆院選挙制度改革をめぐる情勢

民主党は、「議員定数削減なくして増税なし」として、消費税増税とともに通常国会での衆院比例定数８０削減に執念を燃やしている。

１１年３月２３日の最高裁判決は、０９年総選挙について１人別枠方式で生じた一票の格差が違憲状態であると判断した。このまま総選挙を実施すれば違憲はもとより選挙無効の司法判断が出される可能性もあり、１人別枠方式を定める衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正が必須である。しかも、区割審による選挙区割り改定案の勧告期限が１２年２月２５日に、衆議院議員の任期満了が１３年８月に迫っており、遅くとも１２年夏頃には公職選挙法改正が必要である。ここに民主・自民の定数削減の思惑が絡み、

比例定数削減を含む選挙制度改革が緊急の政治日程に浮上してきたのである。

先の臨時国会で設置された衆議院の選挙制度に関する各党協議会では、民主・自民両党が比例定数の大幅削減を行う方向に議論を誘導しようとしたが、選挙制度の抜本的な改革を求める７野党との調整がつかなかった。しかし、野田首相は、野党の賛成が得られなくとも通常国会において定数削減案を提出すると表明しており、消費税増税を国民に呑ませるために衆院比例定数削減を押し通そうとしている。衆院比例定数削減の問題は緊迫しており、定数削減の阻止の運動を急速に広める必要がある。

２　小選挙区制の弊害と抜本改革を望む国民の声

国民に訴えるにあたっては、国民が怒りを向ける政治の劣化が衆院の比例定数削減では解決しないどころか悪化することを明らかにすることが重要である。政治の劣化は小選挙区制が生み出したものであって、小選挙区の比重を高める比例定数削減は、国民の願いと逆行することを明らかにし、その阻止を訴えることである。次に、政治の劣化の解決には、国民の声が反映する選挙制度と国会の実現が必要であると訴えることである。

小選挙区制は、虚構の多数を第一党に保障することで政権党に民意と乖離した悪政の強行を可能としてきた。「歴史的圧勝」と言われた０５年の郵政選挙と０９年の政権交代選挙で、自民・民主はそれぞれ６０％を超える議席を獲得したが、得票率は４０％前後にすぎない。小選挙区制による民意の歪曲によって政権党に多くの過剰議席（虚構の多数）が与えられていたのである。その結果、世界の趨勢に反する自衛隊の海外派兵が常態化し、あらゆる分野で新自由主義的構造改革が強行され、雇用破壊が深刻化し、医療・年金・福祉などの社会保障は切り捨てられ、深刻な格差・貧困社会を生み出された。

加えて、小選挙区制は、かつてないまでに議会制民主主義を空洞化させ、政治を劣化させた。小選挙区制と政党助成金により、執行部の権限が著しく強化され、民意より執行部の「顔色」に関心を寄せる議員は、執行部の意向によって操作され、政治抗争の道具とされている。しかも、わずかな票の移動で当落が変わるため使い捨てともいえる議員が生まれている。その結果が議会や議員活動の空洞化であり、政治の劣化である。国会議員「ムダ」論が盛んだが、それを生み出したのものこそ小選挙区制である。ここを明らかにしなければならない。

１１年１１月１２日・１３日実施の読売新聞世論調査では、「選挙で投じた一票が現実の政治に反映していない」が８１％にのぼっている。同日実施の FNN 世論調査では、「今の小選挙区比例代表並立制の抜本的見直しを行うべきだ」が６９．９％を占めている。 国民の大多数は、小選挙区制導入から１７年の政治にノーの審判を下しており、選挙制度の抜本的な改革を望んでいる。

３　あるべき選挙制度について

(1)　比例代表制

民意が反映する選挙制度として検討されるべきは、第１に比例代表制である。比例代表制は、多様な民意を正確に反映する選挙制度であり、民意を集約して多くの死票

を出す小選挙区制の対極にある。議会制民主主義は、国民が選挙で選出した議員による議会での討議を通じて国政を決定しようとする制度であり、民意を正確に反映する比例代表制は、議会制民主主義に適合した選挙制度であり、今や世界の趨勢になっている。

この点、社民党や公明党が提案する「併用制」や「連用制」は、小選挙区との組み合わせであり、比例代表選挙の結果いかんにかかわらず小選挙区選挙の当選者が議席を獲得できるから、比例代表による議席の配分は最初から歪められている。しかも、小選挙区議席をだれが獲得するかが相対的に主要な関心対象となるため、死票を避けたい有権者が議席獲得が可能な政党の候補者に投票先を変更するいわゆる「小選挙区効果」が生じることは避けられない。民意の反映を求めるなら併用制・連用制ではなく、完全比例代表制である。

(2)　中選挙区制・大選挙区制

他方、中選挙区制の見直しの議論も浮上している。中選挙区制は、１つの選挙区で３人から５人（例外として６人）の議員を選出する制度である。中選挙区制は、本来、１つの選挙区から複数（２人以上）の議員を選出する大選挙区制の一種であるが、小選挙区と定数６以上の大選挙区の中間という意味で中選挙区制と言われてきた。

中選挙区制・大選挙区制では、得票と議席数がほぼ正確に比例し、この意味で比例代表制に準じる機能を持つ。実際に９４年の政治改革以前に採用されていた中選挙区選挙では完全比例代表制ほどではないものの得票率と議席数・議席率がほぼ比例していた。

もっとも、定数２や３の選挙区では、当選者が事実上大政党に独占され、中小政党への投票はほとんど死票となり、民意の正確な反映という本来の機能が働かなくなる。

民意の反映という点では中選挙区制・大選挙区制も選択肢の一つだが、一律定数３の中選挙区などはこれに含めるべきでない。

4　衆院比例定数削減阻止の運動を広げよう

(1)　議会制民主主義再生の王道

衆議院選挙制度改革において真に論じられるべきは、比例定数削減ではなく、小選挙区制の早期廃止である。議会制民主主義再生への王道は、民意を正確に反映する選挙制度である比例代表制が中心の制度の採用に踏み切ることにあるのではないか。

こうした観点からの国民的議論の呼びかけが今こそ求められている。

(2)　運動を広げよう

「国民の声が届く国会と選挙制度をつくろう～比例定数削減に反対し、小選挙区制を廃止しよう」というスローガンを掲げて、国民に打って出ることが大切である。宣伝活動や学習会、集会などを各地で開催したり、議員要請をしたり、マスコミへの働きかけも必要である。

訴えるポイントは、①小選挙区制の弊害を大いに語る、②国民の声が届く選挙制度

への改革を求める、③比例代表が中心の制度の実現を呼びかける、④比例定数削減の危険性についても訴えるの４点である。

今こそ、比例定数の削減を阻止し、民意が反映する選挙制度を実現するとりくみを広げよう。

東京大空襲訴訟

安田法律事所（前所属　北千住法律事務所）水田　敦士

１　東京大空襲訴訟とは

東京大空襲訴訟とは、１９４５（昭和２０）年3月１０日の東京大空襲から６２年目にして、東京大空襲の被害者が原告となり、２００７（平成１９）年3月９日、東京地方裁判所に、国に対し、謝罪と慰謝料を求めた裁判である。２００８（平成２０）年3月１０日には、２次提訴がなされた。

この裁判の目的は、国が戦後、民間人被害者に対してなんらの援助もせず、切り捨て放置してきた責任をすべての空襲被害者を代表して本格的に問うものである。

２　これまでの経過

原審は、２００９（平成２１）年5月２１日に結審したが、同年１２月１４日、原告の請求をすべて棄却する不当判決がなされた。

現在、控訴審が係属しているが、昨年１１月２８日に控訴審も結審し、今年の４月２５日に判決が下される予定である。

原審を含め、本人尋問は、１６名（１２名は原審、４名は控訴審）が実施され、証言台から、空襲被害者が歩んだこれまでの人生の凄惨な出来事が明らかにされた。

また、１０人の学識経験者から意見書が提出された。東京大空襲訴訟の概要については、早乙女勝元さん、憲法関係からは、内藤光博教授（専修大学）、青井未帆教授（学習院大学）、国際法関係からは、藤田久一名誉教授（関西大学）、荒井信一名誉教授（茨城大学・駿河台大学）、前田哲男教授（東京国際大学）、何鳴講師（文教大学）、戦後補償関係からは、池谷好治さん、宍戸伴久さん、精神医学関係からは、野田正彰教授（関西学院大学）である。

また、戦前の文献や戦災誌など、膨大な書証が提出された。

しかし、現在までも、なお、国は、名古屋空襲訴訟についての最高裁昭和６２年6月２６日判決（以下「昭和６２年判決」）を盾に事実の認否をしていない。また、空襲被害者の救済立法についての国会の立法の経過あるいは立法できなかった経過を明らかにするため、控訴人らは、これまでの軍人・軍属・準軍属への具体的「援護」内容、および、民間空襲被害者についての被告国の調査及び事実の認識があったのかを明らかにするよう、釈明を求めたが、これにもまともに答えようとしないでいる。

３　他の裁判所について

なお、大阪でも、空襲被害者が立ち上がり、２００８（平成２０）年１２月８日、大阪地方裁判所に対し、謝罪と慰謝料を求めて、提訴がなされた。大阪では、昨年１２月７日、原告の請求をすべて棄却する不当判決がなされたが、原告らはこれを不服とし、大阪高等裁判所に控訴している。

また、那覇でもいわゆる１０・１０空襲（那覇空襲）の空襲被害者が謝罪と慰謝料を求めて、本年６月に提訴を予定している。

４　控訴人らの主張の概要

⑴　東京大空襲について

マリアナ基地を飛び立った米軍のＢ２９・３２５機は、３月１０日午前零時７分から１７３分間に、東京の下町２８．５平方キロに焼夷弾３３万発、１６６５トンを投下し、大火災を発生させた。火炎地獄という以外になく、東京の下町は壊滅し、一家全滅も多かった。

死者は１０万人以上、負傷者は約４万人、焼失家屋は約２６万８０００戸、被災者は１００万人にのぼったと推定されている。

日本政府は、米軍のこうした非人道的な虐殺に対し、戦時中、米国に対し国際法違反であると抗議している。

東京大空襲は、労働者とその家族、近隣―すなわち生活圏そのものを直接のターゲットとした攻撃であり、住民の戦意よりも戦力の基盤としての住民の殺傷自体が目的であった。当時の実定国際法上、戦争法の基本原則たる戦闘員と非戦闘員の区別原則および不必要の苦痛を与える害敵手段禁止原則に違反する違法な戦闘行為であった。

このように、東京大空襲は、まぎれもなく戦争犯罪であって、国際法違反であることは明らかである。なお、原審は、国際法上違法であることまで踏み込んで判断していない。

以上が東京大空襲のあらましであるが、控訴人らの主張は、大きくは、立法不作為と行政不作為に分けられるので、順を追って説明する。

⑵　立法不作為について

周知のとおり、最高裁は、立法不作為の違憲性の問題と国家賠償法上の違法性の問題を峻別する。つまり、立法しないことが違憲であるからと言って、直ちに国家賠償法上の違法性には直ちに結びつかないのである。

この点について、最高裁昭和６０年１１月２１日判決（以下「昭和６０年判決」）は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというがごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受けるものではない」とされ、国家賠償法上の違法性のハードルを上げ、立法不作為の国家賠償を事実上封じてきた。

ところが、最高裁平成１７年９月１４日判決（以下「平成１７年判決」）は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」や「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」には、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法１条１項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきであるとして、昭和６０年判決は、大きく変更された。このことは、最高裁判所調査官解説のほか、平成１７年判決の当事者の一人であった滝井繁雄元最高裁判事も「実質的にはその判決の射程を狭くみることにより、責任を負う機会を拡げた」「国会議員が立法機関としての責任が認められる要件を明確にし、開かずの門の感のあった扉を開いた」と述べられるとおりである（「最高裁判所は変わったか - 一裁判官の自己検証」）。

では、本件において、空襲被害者に対する補償立法をしないことは、平成１７年判決に照らして、違憲違法と評価されるべきか。

この点については、自由法曹団東京支部第３７回定期総会特別報告集（以下「３７回特別報告集」）において、私が詳述したところ（３２ないし３９頁）、それに譲ることとし、控訴審では、青井教授の意見書を元に、以下の新たな枠組みを裁判所に投じた。

すなわち、我々は、どのような社会においても、共同体の構成員として、共同体に身を置く以上、共同体の一部に発生した損失を、そのまま放置することがあってはならず、共同体が公平に負担することが要請されるという道徳的な規範的価値のもとで生活をしている。そのような道徳的規範を、国家補償の文脈において、法的概念に置き換えればどのように説明されるか。とりわけ、個人に基本的価値をおく社会では、その放置は憲法上の問題となりうる。つまり、憲法は一部の個人に対して特別犠牲を強いられない権利を保障しているのであり、その裏返しとして、共同体全体のために誰かが犠牲を受けた場合、その誰かには補償されねばならないという指針を立法府に与える憲法上の権利規範内容が導かれ、それが立法によって救済されないような場合は、司法手続きによる救済の実現を求める権利が保障されねばならないという権利救済内容が導かれるのである。

そして、その法的な拠り所は、個人の価値が源泉とされ、全ての国民は、個人として尊重される憲法１３条である。一人一人が人格において平等な価値を有する以上、誰も全体のために犠牲にされることがおよそあってはならないのである。

かかる特別犠牲を強いられない権利は、特段に目新しい権利ではなく、国家賠償（憲法１７条）、損失補償（憲法２９条３項）、刑事補償請求権（憲法４０条）のように、憲法自身、公平負担ないし負担平等の概念を採用しているのである。予防接種禍問題もしかり、誤判（冤罪）もしかり、医薬品副作用被害救済制度もしかりである。

本件は、補償立法がされないことの違憲違法、すなわち、特別犠牲への補償立法がなされていないという立法不作為が違憲であるがゆえに国賠法上違法であることを訴えるものであり、上記のうち、司法手続きによる救済の実現を求める権利が保障されなければならないという権利救済内容のレベルでの法規範となりうる。

東北大震災後、災害弔慰金等支給法が制定されているように、天災に起因した個人の生命・身体・財産への公費投入に関わる立法措置が採られている。翻って、国家による戦争行為という、国家の作出した危険の中で生命・身体を犠牲にさせられ、それが防空法規という強制の契機を持つ本件で、補償立法がなされていない状態は、より強い意味で、均衡を失しているというほかなく、立法府の権限逸脱は明白であり、もはや民主的政治過程による解決に任せておくばかりでは不十分である。

そのため、立憲主義的な統治構造の中で、司法府の職権としての憲法判断が求められる条件がすべて揃っている。

以上から、控訴人らは、補償立法をしないことについて、違憲違法と指弾されるよう主張したのである。

⑶　行政不作為について

行政不作為についても、私が３７回特別報告集で述べたとおりであり、詳細はそこに譲ることにする。

確かに、法律による行政の原則に照らせば、行政は法律を執行する機関であり、法律によって義務付けられた事項を実行し、権利者である個々の国民から申請行為等があった場合には、行政権が発動される。

しかし、空襲によって、未曽有の事態に陥った場合、国の特定の行政機関に被害状況を調査すべきことを命じる法律がないがゆえに、調査義務がないといって済まされるか。戦争孤児が多数発生したと予想される場合に、その実情を調査することもなく、孤児本人やこれに代わる者から法律に則った申請行為等がないがゆえに、何らの措置も講じないで放置することは許されるか。

原判決は、国の行政機関の法的義務を認めるには疑問があるとし、行政不作為の違法の主張を退けた。このように、原則論ないし形式論にしか依拠できなかったのは、東京大空襲の被害の実態を直視していないからである。東京大空襲をはじめ、全国の空襲被害の実情の調査は、国が地方自治体の協力のもとに実施すればできたはずである。また、１９４７（昭和２２）年１２月から旧厚生省が中心になって全国の孤児一斉調査が実施されていたことも判明しているのであるから、実情の調査は不可能ではなかった。

行政機関の調査は法律の執行に随伴する実務的なものであって、いざという時に国を頼るほかない、個々の国民の権利利益に関わるものであるから、行政府の現実の有り様に沿った対応がとられるべきであった。

にもかかわらず、国は、東京大空襲の被害実態の調査もしなければ、追悼施設も作

ることもしなかった。

以上から、控訴人らは、行政権限の不行使に著しい不合理があることを弾劾するものである。

⑷　戦争被害受忍論について

ところで、原審は、戦争被害ないし戦争損害は国民が等しく受忍しなければならないという、いわゆる戦争被害受忍論を採用していない。もっとも、原審は、立法裁量により司法の判断を回避したという意味では、実質的には、受忍論と変わらないという批判はあるが、その点をさて置くとして、日本国憲法の拠って立つ原理よりすれば、特別犠牲を強制されない国民の憲法上の権利と相いれないことは歴然で、国際的な戦争被害補償の流れを踏まえるならば、本来、受忍論のような議論はもはや採ることができないはずである。

そして、受忍論は、もはや法的な議論をなすものではなく、その意味内容は修辞的であり、政治的役割を果たすものに過ぎなかったことは、在外財産問題審議会、原爆被爆者対策基本問題懇談会、戦後処理懇談会の議論を見れば、明らかである。在外財産問題審議会では、圧力が強い財産被害者が補償され、被害の強い生命身体の犠牲者である空襲被害者が補償されてこず、また、原爆被爆者対策基本問題懇談会では、空襲被害者への補償に至ることを恐れ、放射能被害に限定し、戦後処理懇談会でも、恩給欠格者とシベリア抑留者と引揚者の在外財産問題の３点について、ごくわずかなお金で処理し、結局は空襲被害者も含めて、当時まだ補償されていなかった他の一般戦災者への補償を拡大しないように戦後処理問題に蓋をし、閉じこめてしまった。すなわち、受忍論は、行政府に多大な影響を受けたとしか思えない論理展開を披露し、発信力もなく最も弱い名もなき民間被害者を除外する理屈だったのである。このように、戦争被害者援護行政は、一貫して意図的に空襲被災者などの一般戦災者を、援護対象から排除してきた。これが、日本の受忍論の歴史と役割なのである。

以上から、控訴審において、受忍論の亡霊を復活させてはならないことは明白である。

５　最後の戦後処理と東北大震災

⑴　正義はいずこにあるか

補償立法の不作為の憲法適合性の問題は、受忍論に先鞭的な役割を果たした田中二郎元最高裁判事の言葉を引用すれば、実は、単純に、「結局国民全体の負担に於いて具体的個人の特別の犠牲を償うべきか、それとも個人の特別の犠牲を国民全体の利益の為に、已むを得ざる犠牲として之を甘受せしむべきかの選択の問題であり、その何れがより正義なるかの利益衡量の問題」に過ぎないと考えて良い。

戦争という国家行為による犠牲について、国家構成員全体の負担、すなわち税金の負担によりその被害回復を図るべきか、それともその犠牲を受忍させたままにするこ

とのほうがむしろ正義に資するか。

欧米諸国において、戦闘員たる民間人に対する補償がなされ、戦争被害補償について、戦闘員、非戦闘員を区別なく補償する国民平等主義がとられ、国籍を問わず補償する内外人平等主義が取られるようになったのは、戦争が、総力戦や航空機などの出現といった戦争の変容に伴い、戦闘員同士の戦争から非戦闘員を巻き込む戦争に変化したからであるとされている。

それにとどまらず、欧米諸国が基本的人権を基礎に民主主義体制をとっている以上、国家行為により、共同体を構成する一部の者に生命・身体などの犠牲が生じた場合には不公平ないし不平等な特別の犠牲を強いたままでは正義に反するという普遍的原理が背景に存在していることによる。

⑵　戦後の日本の姿

日本国憲法は、前文において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べ、９条で戦争を放棄した。その意味で、平和主義を基礎にした日本国憲法は、戦争から最も遠い憲法であり、その憲法を持つ日本は戦争から最も無縁の国であった。

それにもかかわらず、日本は、対日講和条約で、民間被害者が米国に対して持つ、ハーグ陸戦条約３条に基づく損害賠償請求権を放棄させたが、国内法的な保障措置を取る義務を怠ってきた。それどころか、戦傷病者戦没者遺族等援護法を成立、施行させて、軍人・軍属を優先して、補償を進めてきた。そして、その軍人・軍属への補償への支出は、今日まで、５０兆円を超えるに至っている。天皇制国家と特別権力関係にあった軍人・軍属に対しては、戦争という「公務」に従事し、国による戦争の遂行に協力・貢献したがゆえに、その報償として国を挙げて援護するという、戦争を肯定する「靖国」の思想である。

さらに、補償の範囲も軍人・軍属から、沖縄住民についても、「戦闘参加者」という枠組みで、不十分ながら、拡大されてきた。

かたや、障がいを負った者、戦争遺児・戦争孤児にはゼロである。

このような異常ともいえる大きく偏った戦後補償のあり方について、何もしなくても良い、それが「特別犠牲」には当たらず、いつまでも受忍させておけば良いということが正義に叶うのかは、自ずと明らかではないだろうか。

私は、この裁判と大阪空襲訴訟の両方の冷淡な原審判決を法廷で見届けたが、東京と大阪のそれぞれの原告から「これが民主主義の国なのか。」という落胆した言葉を嫌というほど耳にした。

防空法規によって、退去を禁じられ、火炎地獄の中に国民が縛り付けられた結果、－この点は、前記の大阪地裁は、防空法規により、事実上の強制が推定される一定の事情の認定を行っていることは重要である。内務大臣の発した、老幼病者についても

退去を抑制する通牒である「空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ関スル件」の発令日は、真珠湾攻撃の前日である１９４１（昭和１６）年１２月７日であり、かつ、この日から７０年後を迎えた日が判決日であることはなんたる皮肉であろうかー、少なくとも生命、身体が全体の利益のために犠牲を強いられて、かつ無補償にとどめ置かれることは、あってはならないことであり、これを救済すべき「特別の犠牲」ではないとするのは、もはや破綻した強弁に過ぎない。

⑶　日本が向かうべき道

東日本大震災は、先の大戦以来、最大の国難と言われている。先の大戦による戦後処理にどう向き合うかは、日本が被災者に対してどのように向き合うのか、血の通った尊厳ある人間的救済ができないかという問題であり、我々が戦後から今日までのありようを顧みることでもある。

いまこそ何ができるのか、いますぐ何をすべきなのか、我々は問われており、試されているのである。

⑷　援護法の制定に向けて

司法の外でも、２０１０年８月１４日、無差別空襲被害者も救済されるべきとする国民の共感を得ての全国空襲被害者連絡協議会が結成された。

そして、被害者を支援し救済立法に取り組む超党派の議員連盟などによる空襲被害の救済運動も広がりつつある。

国会が立法をすべき必要性がこれまで以上に強まっていることを示し、人権擁護の最後の砦として、控訴審においても、早期・適切な立法を促す司法判断が出ることを期待したい。

そのためにも、真の平和を希求する全国の皆様の温かいご支援をお願いする次第である。

オーバーキル

代々木総合法律事務所　大崎　潤一

福島の新聞を見ていたら『ペンシルロケット物語』（的川泰宣著、新日本出版）という本が紹介されていた。読んでみると自宅近くの旧・荻窪工場の記載があった。そんなことをしながら正月を過ごし、つらつらと考えごとをしていたが、どうにもわからないことがあるので、特別報告に投稿した次第である。

人類を何度殺してもあまるほどの核のオーバーキル。どうしてこのような状況が生じ、それが長く継続してきたのか。オーバーキルは単純に考えても軍事合理性に反するのではないか。物騒な表現だが、Ａ国が人類を５回殺せる核を持つとき、Ｂ国は１０回殺せる核

を持てば核戦争に勝てるというのであれば理解できる。しかし、おそらくそんなことはあるまい。

不思議なのは、その一方で核をめぐる軍事合理性の追求は進んでいたことである。核抑止力論は精緻になっていった。大量報復戦略、柔軟反応戦略、報復能力の生き残り、とさまざまな戦略が出された。核兵器の進歩により核が小型化しバンカーバスターが出現した。このように軍事合理性が追求される一方で軍事合理性に反すると思われるオーバーキルがそのままにされた。その二つが並列し続けた。

ではオーバーキルを正面に据えた戦略はあったのだろうか。先に述べた、多くの核戦略はオーバーキルを前提に組み立てられている。しかし、それはオーバーキルを積極的に組み込んだもの、たとえば、仮想敵国が人類を５回殺せる核を持つのなら、わが国は１０回殺せる核を持つことで核戦争に勝つ、という合理的な計算に基づいたものではなく、オーバーキルの現実を前にやむなく後付けの理屈をつけたとしか感じられない。いや、オーバーキルの出現によって、もはや核戦略は軍事的合理性に収まらなくなってしまったが、それを認めることができずに後付けの理由としてさまざまな核戦略が作られた、それを軍事合理性の追求のように見せかけたのだろうか。

核兵器の出現によっておそらく人類史は変わったのだろう。オーバーキル出現（あるいは核の冬のように全地球的、全人類的規模の破壊）は核兵器の延長にとどまらず、それがまた人類史を変えたように感じる。オーバーキルの全体的な理解はどのようなものであろうか。

◇労働・貧困

ＪＡＬ整理解雇事件はいよいよ判決

東京法律事務所　滝沢　香

１　日本航空の整理解雇事件は、乗員（東京地裁３６部）・客乗（同１１部）とも１２月に結審し、3月２９日（乗員）・３０日（客乗）の判決言渡が決まった。

判決に向けて、６５０人が会場を埋め尽くした昨年１２月６日の国民支援共闘主催の「勝利判決獲得、原告全員の原職復帰を獲得する決起集会」を始め、すべての労働者に関わる問題として、全国各地に支援の動きが広まっている。

ＩＬＯに対する８７号･９８号条約違反での申立についても手続が進んでいる。

企業再生支援機構が出資した３５００億円の回収に関わり、日本航空は年末までに再上場の予定であり、今年は解決に向けての正念場となる。

２　訴訟は、昨年1月１９日の提訴から１年での結審という、提訴時に予定したとおりの審理となった。

それぞれ2期日での集中証拠調べでは、稲盛会長をはじめ、会計学の立場から経営実態について詳細な検討をいただいた醍醐聡東大名誉教授など、ほぼこちらが予定したとおり実現した。

証拠調べの中でも、本件整理解雇においてそもそも経営上の必要性がなかったことを十分に立証し、整理解雇の４要件を充たしていないことを否定できないところまで追いつめた。

すると、会社側は、更生会社においては整理解雇４要件は適用されるべきではないといわんとして、結審直前にそれまでまったく予告もしていなかった４人の学者の意見書を証拠として出してきた。これについては弁論手続を通じて、両事件とも、証拠としては採用されないこととなったものの、会社側の最後のあがきかもしれないが、一方で、更生手続を通せば、整理解雇の要件はなし崩しに出来るようにしようという経営側の強い要求を感じる。

３　会社更生申立後の日本航空は、不採算路線として多数の路線の運航停止、人件費の大幅な削減によって２０１０何度は１８８４億円というかつてないほどの営業利益をあげている。未曾有のイベントリスクであったはずの東日本大震災や福島第一原発事故を経てもかわることがなく、繰上げ弁済やボーナス支給も実現している。それゆえ、稲盛会長は9月３０日の証言でも、昨年１月の記者会見で述べた経営上の数字から見れば原告らの雇用を維持できなかったものではないことを否定しなかった。しかし、この整理解雇は管財人に任せていたと逃げる姿勢は、政府から請われて会長職に就き、経営の神様と言われ、労働者の物心両面の幸福を説いていたはずの経営者としてはあまりにも無責任ではないか。

４　こうした稲盛氏の姿勢と、本件整理解雇で多数のベテラン乗務員･客室乗務員が解雇され職場から去ったことこそ、日本航空の再生の大きな不安要素である。

どんなに会社が儲かっていても、航空会社は一度事故を起こしてしまえば、その信用はすぐに失われる。日本航空の再生あたってもっとも必要なのは、安全運航を第一とする気風をつくり、そのためには労働者が安心して働ける職場にすることのはずだ。そのために欠いてはならないのが、会社の経営姿勢をただすことができる労働組合であり、自らの権利を主張できる労働者だ。

証人として証言した乗員組合副委員長は、ワークシェアリングは賃金の低下を伴い、職場の理解が得られないのではないかと問う会社側代理人に対して、仲間を守るために、自分たちが納得して賃金が減額するのであれば、それは受け入れられることだと敢然と切り返した。

客乗事件の原告団長である内田委員長は、稲盛会長に、新しいＪＡＬを作り上げるために私たちも力を尽くしたいと言ったのに、なぜ一度も話し合おうとしなかったのか問い、稲盛氏は管財人に任せていたと弁明するしかなかった。

多くの人の生命を預かる航空会社にとっては、まともな労働組合とそこに結集する労働者こそ大きな財産ではないのか。そうした労働者･労働組合をないがしろにしたままでの再生は、危ない航行を続けていることになる。

国民の多くは１２３便事故の衝撃を忘れていない。日本航空が安全を第一にする再生を果たすためには、裁判所が経営上必要がなかったという事実に基づき、素直な判断を下すことが求められている。

ホンダ期間契約社員雇止め事件

代々木総合法律事務所　林　治

１　リーマンショックによる期間契約社員全員の雇止め

２００８年9月に起こったリーマンショックを受け、多くの自動車メーカー・電機メーカーが期間契約社員や派遣労働者を競うように解雇・雇止めした。そして、２００８年末から２００９年年初にかけて日比谷公園で「年越し派遣村」が行われ、労働者が簡単に放り出されるような働き方でいいのかが問われる事態になった。

本田技研工業（ホンダ）も、２００８年１２月３１日限りで、自動車部品の栃木製作所で働いていた１６６名の期間契約社員全員を雇止めにした（なお、栃木製作所に派遣社員はいなかった)。

しかも、この雇止めは、２００８年１１月２７日に期間契約社員全員を雇止めにすることを決定し､その翌日には期間契約社員に雇止めを通告するという早業であった。すなわち、わずか２日間で期間契約社員全員の雇止めの手続きをしたのであり、期間

契約社員たちの雇止め後の生活を一切考慮することもなかったのである。

原告はこのときに雇止めされた栃木製作所に勤務していた期間契約社員である。

２００９年4月１７日に提訴し（東京地方裁判所民事１９部、渡邉和義裁判官（単独））、２０１１年9月9日結審した（なお、本来であれば２０１２年1月２７日に判決の予定であったが、1月１９日に裁判所から従来指定した判決期日を取り消し、新しい判決期日を追って指定するとの連絡があった。そのため、この原稿を書いている時点ではまだ判決日は指定されていない）。

２　原告の契約状況

原告は、ホンダ栃木製作所で１１年1ケ月もの長期間、昇給もない中で1ヶ月～３ヶ月という超短期間の有期契約を１０４回（被告の主張では７５回）も繰り返し、ホンダのために働いてきた期間契約社員であったが、このときに雇止めされた。

原告の契約は、超短期間の有期契約を多数繰り返したというだけではない。これは、本件の特徴でもあるが、更新を繰り返し約1年間勤務すると、一旦「退職」し、５～３２日間の空白期間を設けてから「再入社」するのである。しかも、一旦「退職」する際に、現場のラインリーダーから「次もまた勤務できるか」と聞かれ「できる」と答えると、何の手続きもしないでホンダから「貴殿の入社を通知致します。下記の通り出社をお願いします」などと書かれた入社通知が届き、指定された日に栃木製作所に行くと試験や面接もなく今までの現場で働くのである。

ホンダは、一旦「退社」する理由を「期間契約社員が一時的臨時的な雇用であることから、正社員に代替することを防止し、期間契約社員の退職と新たな採用を明確にするため、その後一定の期間を置くこととしたものである」と説明している。しかし、この主張は成り立たない。なぜなら、いったん「退職」した者を再度「採用」して使用することは、それ自体、その雇用が臨時的一時的でないことを示すものであるから、理論がそもそも破綻している。また、「正社員代替を防止」したいのであれば、被告として、期間契約社員に正社員と同様の仕事をさせなければよいだけのことであるから「正社員に代替することを防止する」ことと「期間契約社員の退職と採用の間に一定の期間を置くこと」との間には、何ら合理的な関連性が存在しない（後述するように期間契約社員は正社員と全く同じ内容の仕事を行っていた）。

ホンダが、このような空白期間を設けた意図は、期間契約社員の雇用の継続性を否定して、継続していないかのように偽装して、解雇権濫用法理・整理解雇法理の類推適用を潜脱するということ以外にないのである。

３　原告の仕事内容と責任・貢献度

原告は、エンジンバルブというホンダに搭載されているすべての自動車で必要になる部品の製造を担当しており、正社員と全く変わりのない基幹的恒常的な仕事をしていた。

原告の現場では正社員と期間契約社員が混在してチームを作ってチーム単位で仕事をしていた。そのチーム内での仕事内容は正社員も期間契約社員も全く異なることはなく、新人への指導も原告が行うこともあったほどである。

レポートの作成など職場活動の参加も要請され、正社員と同様の服務規律も課されており、原告は正社員と同様の責任を負わされていたのである（なお、現場で働く正社員オペレーターも栃木製作所以外への転勤はなく、この点でも正社員と原告には違いがなかった）。

そればかりか、正社員にはあるノー残業デーが期間契約社員にはなかったため、原告ら期間契約社員は正社員以上に残業を行い、ホンダに貢献していたのである。

4　この裁判で問われていること

この裁判で問われているのは、第一に「需要変動の経営リスク」をすべて期間契約社員に押しつける雇止めが許されるのか、という点である。

これまで、ホンダは正社員よりも人件費の安い期間契約社員を大量に使用することで、多大な利益を上げてきた（ホンダはリーマンショックがあったにもかかわらず、２００８年度（通期）に黒字を確保したほど業績は好調であった)。需要があるうちは、期間契約社員を使用して利益をあげておきながら、需要がなくなると期間契約社員にそのリスクを押しつけるというやり方が転換されなければならない。この裁判をその転換点としたい。

第二に、正社員の業務と同一の内容と責任の業務に従事している期間契約社員を有期契約であるという理由だけで正社員とは異なって簡単にクビをきることが許されるのかという点である。

前述したとおり、期間契約社員に正社員と全く同じ仕事と責任を与えておきながら、解雇の場面だけは「正社員と期間契約社員は違う」などということは許されない。そのことも問われている裁判である。

最後に、原告が最終弁論期日で述べた意見陳述を紹介する。

「社員を簡単に切り捨てるようなことを行って本当に良い製品が作ることができるのでしょうか。

私は自分の仕事に誇りを持って働いてきました。長年にわたって経験や技術を蓄積し、会社に貢献してきたという自負もあります。

しかし、会社はわずか２日の手続で私たちを切り捨て、裁判では、正社員と異なる取り扱いは当然などと主張しています。そのような会社の対応は、とても冷たく、不誠実に感じられました。

しかし、社員を大切にすることは長い目で見て会社にとってもいいことであるはずです。会社には、正社員だけでなく、ホンダで働く全ての労働者を大切にする会社になってほしいと思います。」

いすゞ自動車裁判は結審！
判決は２０１２年春の予定

代々木総合法律事務所　酒井健雄

○非正規労働者１３６５名の雇用を一斉に打ち切り

いすゞ自動車「非正規切り」裁判は、いすゞ自動車が、２００８年１１月１７日、リーマンショックのための減産による剰員の発生を理由に、①期間労働者全員５５３名を１２月２６日付で中途解雇し、また、②派遣労働者全員８８２名の労働者派遣契約を中途解約し、解雇に追い込んだことに端を発する事件です。

○仮処分申立と中途解雇撤回（休業命令＋賃金４０％カット）

非正規労働者らは、２００８年１２月８日、中途解雇と労働者派遣契約の中途解約の撤回を求めて、全日本金属情報機器労働組合（ＪＭＩＵ）いすゞ自動車支部を結成しました。

弁護団は、宇都宮地方裁判所栃木支部に対し、１２月４日、期間労働者に対する解雇予告効力停止及び賃金仮払い仮処分申立を行いました。

その結果、いすゞ自動車は、期間労働者に対する中途解雇を撤回し、合意解約の申し入れに切り替えました。もっとも、いすゞ自動車は、合意解約に応じるなら期間満了までの平均賃金の８５％等を内容とする特別退職金を支払うが、いすゞで働きたいと希望する期間労働者には、休業を命令し平均賃金の６０％の休業手当しか支払わないという取り扱いをしました。

つまり、合意解約に応じた方が２５％分優遇されるという申し入れであり、その目的は、中途解雇を争う組合の切り崩しを図る点にありました。現に、多くの組合員が生活のために、泣く泣く合意解約に応じて組合から去っていきました。

○栃木支部で勝利決定を勝ち取る

２００９年5月１２日、宇都宮地方裁判所栃木支部の橋本英史裁判官は、「債権者らＪＭＩＵの組合員との間の労使紛争について、労使交渉して譲歩することを回避して、……併せて、まだ組合への加入を決めていないその余の期間労働者全員との間でも、そのような労使紛争となるのを未然に防ぐために、解雇を撤回するとしつつ、上記の二者択一を全員に迫ったものであると、優に推認することができる。」、「債務者は、正社員や再雇用従業員に対して、……１か月に数日程度の個別の休業日を設定しているばかりか、……１００パーセントの平均賃金額を支給するという、債権者ら期間労働者との間で全く異なっていて、明らかに差別する取扱いを実施していたのである。……本件休業の内容自体と、

本件休業の期間の全体の状況を総合して判断すると、債権者らに対して、包括的、かつ、一律に、契約期間の満了日までの３か月以上という長期間にわたる休業によって、一方的に多大の不利益を課した本件休業について、高度の合理性を肯定することができないことは、もちろん、合理性を認めること自体、到底困難であるといわざるを得ない。」などとして、賃金４０％カット分の賃金の仮払いを命じる勝利決定を下しました。

○東京地裁への本訴提起

勝利決定に先立つ２００９年４月２日、弁護団は、東京地裁に対し、①雇止めされた５名の期間労働者による地位確認及び損害賠償並びに（休業期間中の賃金４０％カット分の）賃金請求、②偽装請負・期間制限違反等の２名の労働者による地位確認及び損害賠償、③派遣切りされた５名の派遣労働者による損害賠償を求める本訴を提訴しました。

この裁判は、雇止めされた有期労働者の地位確認、派遣切りされた派遣労働者の地位確認、違法な雇止め・派遣切りについての損害賠償など、いわゆる「派遣切り」により発生した非正規労働者の諸問題が複合した裁判と言えます。

○訴訟の経過と解明した事実

２００９年４月２日に訴えを提訴し、争点整理を経て２０１１年６月上旬から１０月下旬にかけて、５回の尋問期日が実施され、２０１１年１２月２８日に最終準備書面を提出しました。２０１２年1月１６日に最終弁論が行われ、結審の予定です。

この間、弁護団が提出した準備書面等は３７通、合計約９００頁、書証は約３００点に及びます。弁護団は、原告の方々や組合から職場の実情や非正規労働者に対する差別的取り扱いの実態などを教えていただくとともに、積極的に求釈明や文書提出命令申立を行い、労働局の是正指導書をはじめとする多くの書証と事実関係を開示させました。

５回の尋問期日は、すべて終日で（５回中３回は１０時から１７時、残り２回は９時４０分から１７時まで)、原告側１０名、被告側１０名の尋問が行われました。

これらの準備書面と書証、証人・本人尋問によって、①いすゞ自動車が正社員をリストラして偽装請負労働者に置き換えたこと、②偽装請負→派遣→期間と切り替えてきた期間労働者を、派遣会社と共謀して派遣労働者に戻した経過、③２年１１ヶ月ルールが解雇要件濫用法理の類推適用を潜脱するためのものであること、④非正規労働者と正社員（技能職）の業務内容が同一であったこと、⑤いすゞ自動車が雇止めの時点で、今後のＶ字回復と黒字転換を正確に予想していたこと、⑥にもかかわらず、いすゞ自動車が団体交渉でそのことを組合に開示しなかったこと、⑦雇止めは期間労働者を１人残らず辞めさせるという政策によるものであって、経営上の必要はなかったこと、などの事実が明らかになりました。

○ご支援・ご協力お願いいたします

最終準備書面の提出では、弁護団一同が代々木総合法律事務所に泊まり込み、不眠不休で作業して完成させました。原告及び組合の方々も、昼夜を問わずご協力いただきました。

原告の方々及び組合の方々は、裁判所要請の署名集めに奔走されています。みなさまにもご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

判決期日は、２０１２年４月１６日になります。弁護団は、各地の非正規労働者の事件が苦闘のすえに獲得してきた非正規労働者の権利を、さらに一歩前進させる内容の判決を勝ち取りたいと思います。

いずれにせよ、東京地裁の判決後も、東京高裁で裁判が続くことは間違いありません。今後とも、みなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。

○最後に（宣伝！）

なお、いすゞ自動車事件の原告の１人である五戸豊弘さんを主人公にした小説、「時の行路」（田島一氏著・新日本出版社、定価２３１０円）が出版されています。しんぶん赤旗の連載を楽しみにされていた方も多いと思います。

「時の行路」の販売についても、ご協力お願い申し上げます。みなさまのご協力が組合の活動の原動力になり、勝利判決へと結びつきます。また、映画化・第２部などの構想もあるやと聞いていますが、これが実現すれば、非正規労働者の権利闘争に大きな弾みになることは間違いないと思います。ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所　中川　勝之

はじめに

２０１０年１月１日，日本年金機構が設立され，社会保険庁廃止に伴い，２００９年１２月３１日付けで５２５名の社保庁職員が分限免職処分を受け，１００名以上の元社保庁職員が失業状態となった。これに対し，２０１０年１月１８日，全厚生労働組合に結集する元社保庁職員が人事院に審査請求し，全厚生闘争団は総勢３９名となっている。２０１１年には全国各地で人事院の口頭審理が行われ，２０１２年2月２７日，２８日には４名の追加証人について尋問が行われる予定である。以下，社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について，人事院口頭審理の到達点を中心に報告する（２０１０年，２０１１年の特別報告集も参照されたい)。

１　経過及び予定

２００７年　７月　６日　日本年金機構法公布

２００８年　７月２９日　日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（閣議決定）

２０１０年　１月１８日　３１名が審査請求（後の審査請求含め全厚生闘争団は３９名）

２０１０年　７月２３日　京都の全厚生闘争団が分限免職処分取消訴訟を京都地裁に提訴
２０１１年　２月　２日　釧路社会保険事務所等併合事案，口頭審理開始（４日まで）
２０１１年　２月２２日　埼玉社会保険事務局事案，口頭審理開始（２４日まで）
２０１１年　５月　９日　社会保険業務センター事案，口頭審理開始（１１日まで）
２０１１年　５月３１日　東京社会保険事務局等事案，口頭審理開始（６月２日まで）
２０１１年　９月　１日　京都の全厚生闘争団１名につき人事院が懲戒処分取消の判定
２０１１年１２月１５日　北海道，大阪，香川の全厚生闘争団が処分取消訴訟を提訴
２０１２年　１月１１日　京都の全厚生闘争団の第１回口頭弁論期日（大阪地裁）
２０１２年　２月２７日　社会保険業務センター事案，追加４名の証人尋問（２８日まで）

２　人事院口頭審理で明らかになった解雇の不当性

（１）人選の不合理性・不平等・不公平

ア　厚生労働省への転任手続

基本計画（解雇の約１年５か月前の閣議決定）は，懲戒処分歴のある職員を年金機構に一律不採用としたため，彼らは厚生労働省等への転任を希望するしかなかった。厚生労働省等に転任されなければ解雇に直結するから，その手続は合理的かつ平等・公平でなければならない。しかし，まず，転任の面接・選考は地方のブロックごとに行われたが，面接の際，転任数が事前に明らかにされず，しかも転任の割合はブロックごとに大きな較差があった。また，面接は２人がＡからＥの５段階で評価をすることになっていたが，ある地方はＢを上下の２段階にし，ある地方はＣをＡからＤの４段階にした。さらに面接後の選考の際に，一律Ｃ以下を転任しないとした地方があれば，Ａからでも転任しないとした地方もあった。面接自体，約１０分間の印象による評価と言わざるを得ないが，そこでの評価の扱いも全国で統一されていなかったのである。

イ　日本年金機構への採用手続

年金機構における正規職員と准職員の採用基準は同一であったが，正規職員と准職員を振り分ける基準が採用審査会により作成された。ある職員は社会保険庁バッシングが吹き荒れる中，窓口対応，年金相談により病気となった職員で，採用手続のころ体調が回復して職場復帰を展望し正規職員のみを希望した。しかし，面接時に休職中の職員は正規職員として採用しないという振り分け基準により，正規職員の採用基準は満たしているにもかかわらず，正規職員として採用されなかった。これは健康状態を理由に差別する採用手続と言わざるを得ない。そもそも年金機構の社会保険庁からの正規職員の採用決定者数は最大でも予定者数より２００人以上不足し，辞退者も相次いだ。人員数からも正規職員のみを希望する職員を准職員にする理由は全くなかったのである。

（２）不十分かつ遅すぎた解雇回避努力

基本計画で解雇回避努力が明記されたが，社会保険庁や厚生労働省は具体的には何もせず，年金機構への採用及び厚生労働省への転任の内定後の２００９年６月２４日になって

再就職支援室が設置された。しかし，解雇までに半年しかなく，官庁・自治体や企業の年間予定からいって転任や採用が期待できないのは明らかであった。しかも，総務庶務が兼務する支援室の構成員がしたのは，非正規雇用の情報提供程度であった。官民人材交流センターによる再就職の具体的なあっせんがあったのは１２月ころで，登録を希望したのに登録の説明すらなかった職員もいた。

（３）政府による意図的な大量解雇

転任・採用のいずれの手続でも担当者は職員が不転任・不採用になれば解雇されるという意識はほとんど持っていなかった。それが不合理，杜撰な体制・手続に反映している。不転任・不採用となった職員は放置され，そのまま解雇された。人事院の口頭審理で明らかになった職員一人一人の実態により，解雇の不当性，特に解雇回避努力義務が全く履行されなかったことが明らかになったのである。

３　今後の取り組み

（１）京都の全厚生闘争団１名について懲戒処分が取り消され分限免職処分の前提欠ける

２０１１年９月１日，京都の全厚生闘争団１名につき人事院が懲戒処分取消の判定がなされた。同請求者は懲戒処分があったため，年金機構への応募資格がなく，転任もなされず分限免職処分を受けた。しかし，前提となる懲戒処分について審査請求をしていたところ，その懲戒処分が取り消されたのであり，分限免職処分の前提が欠けることになった。全厚生闘争団はさっそく分限免職処分取消，年金機構採用等の全面解決を厚生労働省に求めているが，厚生労働省の対応は明らかでない。

（２）追加４名の証人尋問が決定

人事院の口頭審理では社会保険庁，厚生労働省の対応が明らかにならず，２名の厚生労働大臣を含む追加の証人尋問を弁護団が求めていたところ，２月２７日，２８日の２日の日程で社会保険庁１名と厚生労働省３名の合計４名の追加の証人尋問が決まった。最後の証人尋問となる機会を最大限利用して解雇の不当性を徹底して暴くべく，全国の弁護団が準備をしている。

（３）人事院闘争に勝利して公務員攻撃を跳ね返し公的サービス拡充を目指す

全厚生闘争団は，２０１１年はＪＡＬの争議団と運動をすることが多かった。空の安全，老後の安心を守るという公的責任の存在は共通している。東日本大震災は公務員・公的サービスの重要性を再認識させたはずだが，逆に政府は賃下げ，独立行政法人改廃等をたくらみ，マスコミを使った公務員攻撃は厳しさを増している。解雇の不当性は明らかであっても，このような世論の中で人事院が処分取消の判定をすることは容易ではない。弁護団は闘争団とともに運動を広げて人事院闘争に勝利し，公務員攻撃を跳ね返して公的サービス拡充を目指す次第である。

首都圏青年ユニオン顧問弁護団の活動

東京法律事務所　中川　勝之

１　青年ユニオン

首都圏青年ユニオン（以下「青年ユニオン」という。）は，２０００年１２月，東京公務公共一般労働組合（東京自治労連加盟）の青年一般支部として，不安定雇用の青年が中心となって結成された労働組合である。２０１０年１２月に１０周年を迎え，現在の組合員数は約３５０名である。東京地評にも直接加盟している。

２　顧問弁護団

青年ユニオン結成当時から，笹山尚人団員が中心となって団体交渉では解決しなかった労働事件を法的手段によって解決に導き，さらには組合活動全般にわたって支援を行ってきた。近年，労働事件が増加し，また，組合活動全般の支援を拡大強化する見地から，２００７年１２月，首都圏青年ユニオン顧問弁護団が結成された。２０１２年１月現在の団員数は１８名であり，３０期から６１期までの都内各地及びさいたま市の団員が結集している。

３　事件活動

顧問弁護団結成当初は労働審判制度開始も相まって，労働審判申立も数件あったが，青年ユニオンの団交力が強まって９割以上の事件が団交で解決され，労働審判申立は減った。現在では大企業や悪質な中小企業を相手に，法的には本訴提起，都労委への救済申立を中心にして，法廷外の街頭・本社前宣伝等と切り結んで労働事件を解決に導いている。

２０１１年には，５月３１日，東京地裁立川支部においてＳＨＯＰ９９事件の勝訴判決が出され，控訴はなく確定した。いわゆる名ばかり管理職に対する残業代支払が認められたことはもちろん，安全配慮義務違反の損害賠償として１００万円が認められた。毎回法廷は傍聴者であふれ，闘いの中で支援が広がった事件である。休職中の原告は復職を目指しており，今後の取り組みが重要となっている。

また，三菱ふそう事件も７月２９日，訴訟上の和解で終了した。２００８年秋から大量の派遣切りが吹き荒れる中で，２名の工場労働者が青年ユニオンに加入し，直接雇用を求めた裁判である。団交で寮への居住を認めさせた青年ユニオンの力が最後まで三菱ふそうと派遣会社を圧倒したといえよう。青年ユニオンは「勝利和解であると高く評価」し，引き続き労働者派遣法の抜本改正を求める運動にユニオンあげて取り組んでいる。

悪質な中小企業も少なくない。大震災を口実に従前からいた組合員に店長降格の不利益取扱いをし，さらには団交拒否をしてきた企業に対しては，直ちに不当労働行為救済申立を行い，不利益取扱いを撤回させた。約１４０万円もの未払賃金の判決が確定しているにも一円も支払わないエステ関係の企業に対しては，団交拒否の救済申立，役員に対する損害賠償請求，刑事告訴を行い，都労委で分割払いの和解を勝ち取った。団体交渉を弁護士

に依頼する企業もある一方，裁判手続になっても代理人なしで対応する企業もあり，要求実現のため，弁護団としてあらゆる法的手段を行使している。

係属している事件の中で注目すべきは，すき家事件と日産自動車事件である。すき家は都労委に引き続き団交応諾を命じた中労委命令の取消訴訟を提起したが，２月１６日に判決が出される。青年ユニオンが団結権侵害の損害賠償の本訴を提起し反撃に出た事件も係属中である。日産自動車事件は長らく文書提出命令申立の関係で弁論が中断していたが，近々弁論が再開される見通しである。

４　弁護団会議・労働法講座

顧問弁護団は事件活動だけでなく，組合員拡大・団結強化といった組合活動全般の支援も本来的任務としている。

約３か月に一度の弁護団会議には団員が一同に会して，組合員，支える会会員とともに係属中の事件についての経験交流・情報交換を行うほか，事例検討会，模擬尋問等も行っている。

また，２０１０年からは組合員及び支える会会員向けに労働法基礎講座を開始している。２０１１年は，東京都産業労働局発行の「ポケット労働法」をテキストにした。参加者からは実際に問題になる話が気軽に聞けると好評である。

さらに，２０１１年からは青年ユニオンのニュースレターに団員の連載を掲載するとともに顧問弁護団らしく無料の法律相談を開始した。

その他，青年ユニオンが主催・参加する集会等にも団員が積極的に参加している。

５　青年ユニオンへの支援－支える会入会－を訴えます

人生の中で「労働組合」と初めて出会った青年が，青年ユニオンの団交，裁判等に参加する中で，「苦しんでいるのは自分以外にもたくさんいる」「大変なのは自分に責任があるからではない」「労働法自体に問題がある」「自分の事件が解決したので他の人の助けをしたい」等とどんどん成長していくことは珍しくない。青年ユニオン自身も組合員とともに成長してきた。もちろん，顧問弁護団の団員も事件活動や運動の中で学び成長してきた。ただ，相談・事件に追われる労働組合では，組合員の様々な要求実現に応えられず，組合員の増加にも限界がある。青年ユニオンとしては相談・事件ルート以外からの組合員拡大を目指すべく奮闘している。

そこで，青年ユニオンへの支援，具体的には青年ユニオンを支える会（約１２００名）への入会を訴える。年会費一口６０００円で，特典として毎月ニュースレターが送付される。

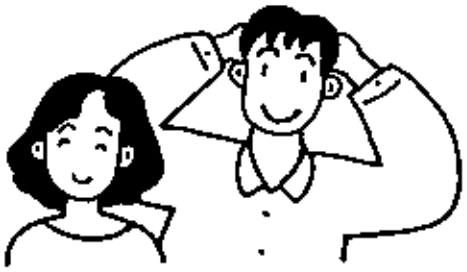

労働者派遣法改定案の「骨抜き修正」を許さない取り組みを

旬報法律事務所　今村　幸次郎

1　民・自・公による「骨抜き修正」合意

民主党は、昨年１１月、国会で継続審議中となっていた労働者派遣法改定案について、製造業派遣と登録型派遣の「原則禁止」条項を削除するなど大幅「修正」することで、自民党、公明党と合意しました。

当初の政府改定案は、２００８年秋の世界同時不況後に大量の「派遣切り」が強行されたことを踏まえ、製造業派遣や登録型派遣の原則禁止を盛り込んでいました。ただ、この政府案は、原則禁止といっても、製造業について「常用型」（短期契約を繰り返すものも含む）が、登録型についても「専門２６業務」がそれぞれ例外とされるなど「抜け穴」の多いものでした。

したがって、本来であれば、その「抜け穴」をどうふさぐか、派遣のような不安定就労を減らして長期安定的な雇用にどう転換していくか、ということが課題とされるべきものでした。しかしながら、今回の民・自・公による「骨抜き」修正は、これと全く逆方向のものとなってしまいました。

「骨抜き」は、製造業派遣と登録型派遣の「原則禁止」条項の削除だけではありませんでした。違法派遣があった場合に派遣先企業に直接の雇用責任を負わせる「みなし雇用」規定についても、その適用が３年先送りとされました。さらに、究極の不安定雇用である「日雇い」派遣についても、２か月以内を原則禁止としていたのに、禁止の対象を世帯主などに限定したうえで、１カ月以内に緩和することとされました。

2　財界は早速「歓迎」のコメント

この「骨抜き修正」に対しては、早速、自動車業界などから「歓迎」のコメントが発表されています。日本自動車工業会の志賀会長（日産自動車最高執行責任者）は、「期間従業員など非正規社員の雇用についても弾力的な措置を講じてもらいたい。」とワルノリともいえる発言をしています。

今回の民主党の方向転換は、財界・米国に全面的に追従する野田政権の「本質」に根ざすものです。TPP の強硬な推進と共通の背景をもっています。派遣労働に対する「規制の取りやめ」は、日本の財界の要求のみならず、米国の市場開放要求にも迎合するものでした。TPP では労働市場の開放が重要なテーマとなっています。米国は日本に対して、金融、保険、医療などへの米国資本の参入を求めると同時に、日本の労働者を安く使うための「規制緩和」を要求しています。

労働者派遣法改定案の「骨抜き修正」が、日米財界の意向に沿うものであることは明らかです。

3「マニュフェスト」はどこにいった？

民主党は、２００９年の総選挙の「マニュフェスト」に、「雇用にかかわる行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図る」という政策目的のもと、「製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る」ことを「雇用・経済政策」の柱のひとつとして明記していました。多くの国民は、こうした政策をはじめとする「国民の生活が第一」との「マニュフェスト」に期待して、民主党に投票しました。その結果、「政権交代」が実現しました。それからわずか２年。「マニュフェスト」での約束は、完全に反故にされました。しかも、いとも簡単に。これまでの報道を見る限り、民主党側から、なぜこのような「修正」をするのか、なぜ「マニュフェスト」に明記した方針を変更するのかについて、まともな説明はなされていません。こんなことが許されていいのでしょうか。

4 抜本改正を求める運動を

結局、この「骨抜き修正」案は、昨年１２月７日、臨時国会の会期末ぎりぎりというドサクサに紛れて、衆議院厚生労働委員会で可決されました。参考人質疑も行わず、審議時間はわずか３時間だったと報じられています。

しかし、まだ、終わったわけではありません。民主党も、さすがに、衆議院本会議での採決までは強行できませんでした。たたかいの場は、今年の通常国会へと引き継がれます。不安定雇用をなくし、二度と「派遣切り」のような事態を引き起こさないため派遣法の抜本改正が必要です。

団本部では、昨年１１月２２日に「政府案のさらなる改悪に反対し、労働者派遣法を早期に抜本改正することを求める声明」を発表しました。１２月５日夜には、全労連・労働法制中央連絡会と共同で、JR 新宿駅前において宣伝行動を行いました。

－「私たちは物じゃない。人間です。家族をつくり、夢や希望を持ちたい。この働き方で本当にできるのか聞きたい。」（キャノン非正規労組・阿久津真一さん）

－「正社員と同じ仕事でも低賃金。モノのように切り捨てられる働き方はなくしたい。派遣切りされた多くの人が自殺しました。修正案が通されるなら、ますますひどい状況を招くでしょう。」（JMIU いすゞ自動車支部・五戸豊弘さん）

派遣切り裁判を闘う原告らの声です。労働者派遣法の抜本改正を求める大きな運動が必要です。団本部の労働問題委員会では、１月１１日に有期労働法制改定問題も含めた対策会議を行い、今後の取り組み等を提起させていただく予定です。各種取り組み等につきましては、皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。

ホームレスは生活保護を受けられないの？～新宿七夕訴訟第１審判決勝訴と控訴審

お茶の水合同法律事務所　渡邉　恭子

1　「ホームレス」は「自立」に行ってもらっています

平成２０年６月２日，生活保護の申請をするために，新宿区福祉事務所を一人の男性（Ｙさん）が訪れた。Ｙさんは，家業の手伝いや店員をしていたが，体を壊して離婚し，派遣切りに遭い，…早い話が，「ホームレス」であった。

さて，新宿区は，生活保護の申請に来た「ホームレス」に対しては話が早かった。「『ホームレス』は『自立』に行ってもらっています。」。「自立」というのは，東京都と特別区がホームレス自立支援法に基づき行っている自立支援事業で，路上生活者を施設に収容して最低限の衣食住を提供する間に入所者が就職し，期限までにお金を貯めて自立するということを想定した制度である。

つまり，新宿区は，ホームレス状態にある者には生活保護を出しませんというのである。

Ｙさんは，以前自分も自立支援事業を利用したことがあること，そこでは（路上生活者の施設とわかると）就職差別も受けたし，期限までに焦って無理したためかえって体調を崩したこと，今度こそは住所をしっかりして就職活動をしたいと述べた。

しかし，新宿区は「『ホームレス』は『自立』に行ってもらっています。」を繰り返すばかりであった。新宿区では「ホームレス」であるというレッテルがすべてであり，Ｙさんの個別事情は一顧だにされなかったのである。

新宿区は，３度にわたる生活保護の申請を，３度とも却下した。しかし，却下決定通知書には，上記のような経緯が一切記載されず「稼働能力を十分活用しているとは判断できない。」とのみ記載されていた。Ｙさんは，住所をしっかりして就職活動したいと述べていた。Ｙさんも同行した支援者も，稼働能力が問題になっていることは一切聞かされなかった。

2　ホームレスは生活保護を受けられないの？～新宿七夕訴訟

新宿区のあまりにも乱暴な理屈と態度には，支援者たちが激怒した。そして，訴訟を起こすことになった。平成２０年７月７日に提訴されたから新宿七夕訴訟と呼ぶことにした。

これは，表向きは，稼働能力活用の要件の解釈を争うものであった。しかし，真に言いたいことは，ホームレス差別の不当性を訴える訴訟であった。

平成２３年１１月７日，東京地裁民事２部は，原告の請求を全面的に認め，却下決定の取消と生活保護の開始を義務付ける判決を言い渡した。

東京地裁は，Ｙさんの置かれた状況に応じた具体的な稼働能力を認定し，Ｙさんが生

活保護受給後ただちに就職活動を開始し介護施設の非常勤職員の職を得ていることにも言及して稼働能力活用の意思があることも認めた。そして，そのような場合には，Ｙさんの意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り，なお稼働能力活用要件を充足するということができるとしたのである。

言い回しは多少ややこしいが，至極当たり前の判断である。

いま仕事がない，所持金もないというホームレスの方が来たとする。履歴書に貼る写真を撮るお金もないし，面接に行く交通費もない。髭を剃ってこざっぱりとした服に着替えることもできず，郵便物を受け取る住所も連絡を受ける携帯電話もない。稼働能力を活用しようという意思がいくらあっても，これでは無理である。無理ならしかたない，まず保護は開始すべきである。

東京地裁は，その当たり前のことを，「法は不可能を強いることができない」という言葉を使って表現した。

これに対して，新宿区は控訴した。

３　事例判断にとどまらない？

現在，生活保護制度改革の中で，この稼働能力活用要件が議論されている。

平成２３年１０月から求職者支援制度が発足した。求職者支援制度とは，求職者が一定の要件を満たす場合に，職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに，ハローワークにおいて強力な就職支援を実施するという制度である。

昨年１２月に発表された生活保護制度改革の中間とりまとめでは，稼働年齢層の保護受給者にこの訓練の受講を義務付け，合理的な理由なく訓練の申し込みを拒みまたは受講しなかった者には，稼働能力不活用として生活保護の停廃止を検討する，ということになった。

つまり，保護受給者に求職者支援制度の利用を義務付け，うまくいかなければ「稼働能力不活用」として生活保護を受給させない，というのである。

さらに，支援訓練を全うする要件はなかなか厳しく，しかも，就労が保障されるわけでもない。就労が保障されるわけでもないのに，利用しなかったから稼働能力不活用と言われてはたまったものではない。

上記の東京地裁判決の基準からすれば，本人「の意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができる」ような制度でなければ，稼働能力不活用に結びつけることはできないはずなのである。

新宿七夕訴訟は，単なる事例判断にとどまらず，生活保護制度改革の方向性にかかわる意味を持たされたのである。

４　まとめに代えて～引き続きのご支援のお願い

今年３月７日午後４時に，控訴審第１回期日が開かれます。法廷は東京地裁の１０１号法廷です。

東京地裁を動かした毎回の傍聴行動やカンパなど，これまでの皆様のご支援に御礼申しあげますとともに，今後とも一層のご支援をお願いするしだいです。

国鉄闘争＝政府とＪＲへの責任追及は続く

渋谷共同法律事務所　萩尾　健太

第１　国鉄闘争の経緯

１９８７年３月、国鉄分割民営化に際して、国労・全動労・動労千葉といった労働組合は、それは公共交通を解体し雇用を脅かすものであるとして反対した。その報復として、各組合に所属した国鉄労働者７６２８名は、ＪＲ各社へ採用されず国鉄清算事業団に収容された。それから３年間、再就職斡旋とは名ばかりの飼い殺しの目に遭い、１９９０年４月、再就職を果たせなかった１０４７名が国鉄清算事業団から解雇された。

被解雇者らは、路頭に放り出され、塗炭の苦しみを味わう中で、長期の労働委員会闘争、裁判闘争を闘ってきた。

２０００年にはＪＲに法的責任なしを国労自ら認めることを前提とする四党合意の承認が政党から迫られ、それに反発した国労組合員約３００名は、闘争を継続するため鉄建公団訴訟を提起した。

２００５年９月１５日の鉄建公団訴訟地裁判決は、地位確認を認めず、損害賠償も慰謝料程度にとどまる「折衷案判決」であった。しかし、初めて裁判所として、国鉄による組合差別の不当労働行為の存在を認めた。

この鉄建公団訴訟判決を契機に、国労内部、そして全動労などと共に国鉄闘争を闘う陣形を構築し、裁判闘争が前進していくこととなったことは重要であり、ナショナルセンターや党派の枠を越えた共闘として一つの典型となった。

幾度も日比谷野音を満員にした集会などに現れた大衆運動と裁判の積み重ねの上に、２０１０年の政治合意が実現するに至った。

第２　政治合意の問題点

１　政治合意と裁判和解の経緯

すなわち、２０１０年４月、民主党、公明党、社民党、国民新党の与野党四党と政府との間で合意がなされ、全動労の組合員を含む鉄道運輸機構を相手にした裁判の原告ら９０４世帯は、鉄道運輸機構と最高裁判所で和解した。これによって、原告らは、その労苦からは不十分ではあるものの、金銭の支払いは得た。しかし、結局、雇用は断念せざるを得なかった。そこには重大な問題点が残されている。

２　政治合意の法的性質

四党が政府と合意した内容は、金銭の支払いのほか、政府がＪＲ各社に約２００人の雇用を要請し、関連企業や自治体等への雇用は政府として努力する、というものであった。

この合意は、各党の幹事長が押印して政府に申し入れをし、政府側は、当時の前原国土交通大臣、菅直人財務大臣、平野博文内閣官房長官が署名・押印したものとなっている。そして、鉄道運輸機構を相手にした四原告団の代表と、所属組合・支援組織の四団体の代表が、政治合意を受け入れる確認書に署名・押印している。さらに、四原告団の各原告は、最高裁で一括して裁判上の和解を行う、という承諾書に、個別に署名押印し、それを政府に提出している。

すなわち、各原告が、政治合意を受け入れる結果、裁判上和解し係争する権利を放棄するとの合意をしたのである。その点で、この政治合意は法律上の効果を生じている。単なる道義的な合意ではなく、法的義務を発生させた合意といえる。

３　政府の合意不履行とＪＲの態度

そもそも、被解雇者らが要求してきたのは「解雇撤回・職場復帰」であったから、その内実である「雇用の実現」は欠かせない要求であった。政府や四党が責任を持って署名・押印した文書によって、この要求が容れられたと判断したから、上記の権利放棄に応じたのである。自分が雇用を望める年齢でない原告も、若い仲間の雇用が実現できる、と言う理由で、政治合意を受け入れた者が少なくない。

２０１０年６月中に、四原告団としては、ＪＲに雇用を希望する者を、当時５５歳以下の原告の中から１８３名とし、関連会社、公的部門への希望者と併せて３２２名の名簿を政府に提出した。

しかし、それから１年近く、政府は雇用実現のための動きを全く起こさなかった。

昨年の政治合意から１年以上経過した本年６月１０日、ようやく、上記の四党から公明党を除く三党により再度ＪＲ雇用について政府への要請がなされ、同月１３日、それを、政府が取り次いでＪＲ各社に伝えた。しかし、政治合意の内容であるＪＲ各社への「政府としての要請」というかたちではなされていない。

それに対して、ＪＲ各社は同じく１３日に、三党の要請を拒否する回答をなした。それに対するＪＲへの指導等は政府からは公式になされたとは聞いていない。

また、政府が努力することになっていた公的部門への採用については、今年６月の政党からの要請の段階で落とされた。しかし、四者四団体が合意調印し、各原告が承諾書を提出したのは、この公的部門への採用も前提とするものである。今回の政党からの要請にそれは入っていなかったとしても、政府の合意文書としての効力は残ると考えるべきである。しかし、その採用の努力はなされていない。

政府による雇用実現の努力を重視して、政治合意を受け入れた各原告らにとっては「騙された」ことになる。

４　ＩＬＯ８７号条約、９８号条約違反

２０１０年の政治合意に際しての四党からの国土交通大臣への申し入れ文書には、東京高裁でも、国鉄による組合差別の不当労働行為が認定されたことが明記されている。不当労働行為、すなわち反組合的差別があったからこそ、政府が政治合意をなした、ということである。

ところが、その反組合差別を前提とした合意が履行されない、と言うことは、政府が反組合的差別を是正するために「必要にしてかつ適切な措置」を取りえていない、ということになる。

結局、政治合意が履行されない現状は、団結権行使のために「必要にしてかつ適切な全ての措置」を取るべきことを明記したＩＬＯ８７号条約違反、反組合的差別を禁止したＩＬＯ９８号条約違反である。

第３　国鉄闘争＝政府とＪＲへの責任追及は続く

そもそも、国鉄問題は、中曽根元首相が告白したように、政府自らが組合潰しを意図してなした国家による反組合的差別である。今回、政府が約束を履行せず、１年以上が経過し、原告団の殆どが闘争終結を余儀なくされるに至ったことは、さらなる国家による反組合的差別と言うべき事態である。

そのもとで、政治合意に基づく和解に応じなかった者は裁判を闘っており、全動労はＪＲへの団体交渉申し入れなどで闘争を継続している。

国鉄分割民営化によってもたらされたＪＲの営利至上の体質を糾弾する株主代表訴訟も準備されている。

他方で、ＪＲはいっそうの合理化、偽装請負、ローカル線切り捨て、自然破壊と原発利用が不可避なリニアモーターカー建設などを推し進めている。

それまで、亡くなった国鉄労働者、元闘争団員、元争議団員、その家族、地域住民らの怨嗟の声は止まない。

この現状では、まだ国鉄闘争はまだ完結していない。ＪＲが不当労働行為の罪を認め、その営利至上主義を改め、真摯に改善に取り組むまで、国鉄闘争は続かざるを得ない。

元国労北見闘争団中野勇人氏が、１月２７日から不採用通知記念日の２月１６日まで、政府の責任を追及して、国会周回連日マラソンに取り組む。また、元国労佐賀闘争団猪股正秀氏、元国労東京闘争団佐久間忠夫氏が連帯のハンストを行う。闘いの火種は、絶えていないのである。

京王新労　賃金・昇進差別事件

三多摩法律事務所　小川　杏子

１　前争議勝利解決後も続く組合攻撃

２０００年、京王電鉄は、バス部門を分社化し、それに伴って労働条件を大幅に切り下げるリストラ案を提案した。電鉄労組は、たたかわずして了解したが、これに反対する労働者が、２００１年１１月、電鉄労組を脱退して京王新労働組合（以下「新労」）を結成した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機、出向など、新労に対してすさまじい攻撃を続けた。しかし、新労は、全労連の全日本建設交運一般労組(建交労)に加入し、地域の支援を受け、分社化に反対し争議を支援する全都的なたたかいで反撃した。そして、２００４年１２月、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。

ところが、会社は、新労組合員が職場に復帰してからも、組合員を小金井営業所の職場に封じ込め、職場で電鉄労組員と一切接触させないなど隔離政策を徹底し、新労組合員に対する不当処分を次々とおこなった（不当処分に対する訴訟だけでも別途数件が係属中である）。そして、賃金・昇格においても、自宅待機中に導入した昇給昇進基準・評価制度の恣意的な適用により、新労組合員をあからさまに差別する攻撃を続けた。新労組合員は、新労結成後１０年間、昇進者は一人もおらず、新労結成後に開始された賃金の差別が、電鉄労組組合員と比べて年間で３０数万円以上にも拡大されている。

２　新労組合員に対する賃金・昇格差別とその不合理性

会社は、電鉄労組組合員と新労組合員の賃金・昇格に差が生じている理由として、新労組合員の査定が低いことをあげる。すなわち、会社は、本来の年功賃金制度に査定を導入し、その新たな賃金制度を前争議の自宅待機中から適用したうえ、新労組合員の査定が低いことを理由にして差別しているのである。しかし、そもそも、組合員は路線定期バスの運転手である。バス運転手の仕事は、お客様を安全かつ確実に目的地まで輸送するためのバスの運行であり、その業務をこなしていれば、それ以上に格差をつける合理的な理由はほとんど存在しない。ところが、会社は、バス運転手が行う車内アナウンスの頻度が多ければ多いほど、また時間外労働時間が多ければ多いほど高い査定をつける。車内では、停留所の案内など必要とされるアナウンスは録音テープによる自動放送が流れるシステムになっており、（具体的状況に応じて必要な場合は別として）さらに重ねて肉声によるアナウンスを実施する必要はない。かえって、会社が評価する間断ないアナウンスや時間外労働は安全運行を阻害するものであり、査定の不合理性は明確である。会社は、安全運転を重視し労働条件の向上を求める新労組合員に対して恣意的な査定を行い、露骨な差別を拡大させているのである。

３　都労委への不当労働行為救済申立

２００９年１０月６日、新労及び建交労東京地本は、組合員２６名に対する会社の賃金・昇格差別の是正を求めて、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。相手方会社は、元々所属している京王電鉄、出向先の京王電鉄バス、京王バス小金井である。

求めている救済命令は、①組合員２６名に対する賃金差別について差別賃金の支払い、②職能等級、昇給額号数の是正、賃金の是正、③組合員に対する賃金・昇格など差別の禁止、④ポストノーチスー誓約書の交付、掲示である。さらに、⑤定年後の雇用延長差別、⑥新労結成前からの組合活動を理由とした賃金差別（４名）についても、救済申し立てを拡張した。

４　労働委員会の調査・審問手続の経過

労働委員会では、２０１０年までに総論的な主張を尽くし、２０１１年５月から始まった審問手続も同年１１月に終了した。

調査では、組合側の主張・立証を積み上げるとともに、会社のバス乗務員全員について格付けの実態を一定程度開示させることができ、それに基づき差別の事実を外形的に明らかにした。

続く審問手続では、６期日にわたり４名の尋問を実施した。組合側申請証人である新労執行委員長のほか、電鉄労組組合員、関東バス労働組合のもと執行委員長の証言を通じて、会社による組合攻撃の不当労働行為性、査定の不合理性を明らかにした。さらに、会社側申請証人である京王バス小金井の代表取締役の尋問により、会社の新労嫌悪の姿勢がより浮き彫りになった。

審問手続を終え、現在、話し合いによる解決を念頭に置きつつも、最終陳述に向けて準備を進めている。

５　差別是正をめぐるたたかいの意義

労働委員会への救済申立は、２００２年から拡大・蓄積されてきた大幅な賃金差別により、仕事上、生活上の困難を強いられている組合員の救済にあることは第１であるが、それがすべてではない。本件申立の意義は、労働組合に対する組織的な差別攻撃に対する反撃である。つまり、①利益を優先させて労働者に犠牲を強いる会社に異議を唱える労働組合、バス乗務員の生活を守るために労働条件の維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、労働者の団結権を守り抜くこと、②不合理な評価を是正させ、バスの安全運行と良好な職場環境を実現することを目指している。

審問手続を終え、解決に向けて重要な局面にさしかかっている今、争議の全面解決を図るため、新労の支援共闘会議が結成されるに至った。今後、労働委員会において全力

を尽くすとともに、世論をもって会社を包囲すべく運動を展開していく予定である。東京支部の皆様の大きなご支援、よろしくお願いいたします。

貧困ビジネス訴訟

旬報法律事務所　蟹江　鬼太郎

1　既に昔のこととなってしまった感もあるが、年越し「派遣村」が開村したのは、2008年年末から2009年年始にかけてのことであった。「村」には300人近い人が集まり、そのほぼ全員が、スタッフのサポートの下、生活保護を申請し、アパートに転居するなどして、ひとまず生活を立て直すことが出来たと言われている。「派遣村」の活動は、路上生活者の生活保護申請を渋るという行政の不当な対応を、法が定める本来の姿に戻す一つの足掛かりになったと思う。

2　この「派遣村」の活動から派生したのが、私も一部を担当させていただいている貧困ビジネス訴訟である。すなわち、「派遣村」では、生活保護を認めさせるという点で一定の成果を得たのであるが、生活保護開始のその後にも大きな闇が存するのである。生活保護受給者に「住まい」を与えて囲い込み、生活保護費を天引して儲ける貧困ビジネスが。

3　私が、取り組んでいる訴訟（千葉地方裁判所平成22年（ワ）第392号・本件訴訟）で説明すれば、任意団体たる被告は、受給者に交付されるべき生活保護費月12万円から、「運営費」と称して月10万円を天引きしていた。一方で、被告が、受給者に提供するのは、家賃3万円程度のアパートと、粗悪な米10キロを毎月届けるくらいであった。

アパートは、交通不便な地等にあり、月2万円では、外出することも、就職活動することもままならない。受給者は、この生活から抜け出すすべを奪われて、ただただ、テレビを見て、貧相な食事を食べるだけの毎日を強いられていたという（さらに言うと、行政は、生活保護受給者の転居をなかなか認めないため、アパートを出ると、保護停止となり再度路上生活に戻ることを余儀なくされるという背景もある。）。

被告が管理していた生活保護受給者は200名以上に及んでいたから、被告は、数名のスタッフで毎月2000万円以上の売上を挙げていたのである。

しかも、被告の受給者に対する管理も極めてずさんであり、月10万円の運営費の徴収について、契約書はおろか説明文書も一切存在しない上、被告は受給者の預金通帳を一括して管理し、毎月の保護費の振込日には被告の職員が100冊以上の預金通帳を抱えATMを2時間半以上占拠して次々と保護費を引き出すという有様であった。

このような施設（無料低額宿泊所ないし無届施設）は、全国に多数あり、ケースワーカーの人員不足等から率先してこのような施設を紹介する自治体も少なくないという

から、問題の根は深い。

4　このような貧困ビジネスのあり方に一石を投じるべく、我々弁護団は、2010 年 2 月、原告 3 名で、本件訴訟を提訴した。構成は、「運営費」の説明・合意文書等はなく不当利得にあたり、運営費の徴収により「健康的で文化的な最低限度の生活」以下の生活を余儀なくされたことは不法行為にもあたる、との２つをメインに主張した。

その後、千葉地裁では、同一被告に対する第 2 陣訴訟、及び、別の無料低額宿泊所を被告とした訴訟が提訴され、さいたま地裁や名古屋地方裁判所岡崎支部においても、それぞれ別の団体を被告とした訴訟が係属しているとのことである。このなかでは、千葉地裁における第 2 陣訴訟が、最も先行していると思われ、本年 4 月 17 日には証人尋問が予定されている。

5　この訴訟は、あるべきセーフティネットのあり方や、公金の使途のあり方等をも問い直すものであり、今後も力を尽くしていきたいと思う。団員の先生方にもご支援をお願いする次第である。

なお、本件訴訟の弁護団は、東京から宇都宮日弁連会長、当事務所の棗、梅田、千葉から伊東達也、澤田仁史、常岡久寿雄、佐藤沙織の各弁護士である。

第 2 陣訴訟や他の訴訟の弁護団はより多数に及ぶが、紙面の関係上、ここでは、省略とさせていただいた。

生存権裁判について

東京生存権裁判弁護団事務局長　渕上　隆

１　生存権裁判とは

生存権裁判とは、各原告居住地の福祉事務所長が行った生活保護の老齢加算の減額・廃止を内容とする生活保護決定の取消しを求める行政訴訟である。

２００５（平成１７）年４月に京都在住の原告が提訴したのを皮切りに、全国９地裁（京都、秋田、広島、新潟、福岡、東京、青森、神戸、熊本地裁）で提訴され、１００名を超える原告が裁判を闘っている。

２　老齢加算とは

老齢加算は、加齢に伴う心身の変化により生じる特別の需要を満たすために、７０歳以上の生活保護受給者に支給されていたものである。この老齢加算は１９６０年に創設され、４０年以上にわたって存続、維持されてきた。「加算」と称されてはいるが、加算対象者にとっては、基準生活費と加算とが合わさって、ようやく「最低限度」の水準が満たされるという関係にあったのである。ところが、その老齢加算が「小泉構造改革」による社会保障費抑制政策の一環で、２００４年度から段階的に削減され、２００６年度には、完全

に廃止された。その結果、もともと高齢生活保護受給者はぎりぎりの生活を送っていたが、老齢加算廃止により、生活扶助費の約２割がカットされ、さらに厳しい生活を強いられることなった。

３　本件訴訟の意義

政府は、老齢加算廃止にあたってもっともらしい「根拠」を挙げ、老齢加算廃止を正当化しているが、特に問題なのは、いわゆる“一般低所得者”の消費水準との比較において老齢加算の廃止を正当化していることである。端的にいえば、生活保護基準以下の収入でも生活している人がいるのであるから、老齢加算など不要であるというわけである。しかも、老齢加算の廃止は手始めに過ぎず、政府は引き続き基準生活費本体についても、“一般低所得者”の消費水準との比較において、引下げを行おうと企図していたのである。

しかしながら、我が国の生活保護の捕捉率は他の先進国と比較して異常に低く、“一般低所得者”の中には本来であれば生活保護を受給できるのに生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人々が多数含まれている。そのような“一般低所得者”の消費水準との比較において生活保護基準の引下げを正当化すれば、基準の無限の引下げを招き、生存権保障は「絵に描いた餅」になる。

そして、また、生活保護基準は、最低賃金や年金、住民税の課税基準などと連動しており、国保料・税ならびに介護保険料、公営住宅家賃の減免制度や公立高校の授業料の減免などにも多大な影響を及ぼす。この裁判は、決して、高齢生活保護受給者のためだけの裁判ではなく、また、生活保護受給者のためだけの裁判でもない。国民全体の生活に影響を及ぼす裁判なのである。

４　本件訴訟の法的問題点

老齢加算廃止には多くの問題点があるが、訴訟において、その違憲・違法を主張していくために大きな壁として立ちはだかっているのが、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的的な裁量に委ねられており、その判断は、（略）、直ちに違法の問題を生ずることはない」とする朝日訴訟最高裁判決（昭和４２年５月２４日大法廷判決）である。これは、保護基準設定について厚生大臣（厚生労働大臣）に自由裁量を認めたに等しく、これに従う限り、厚生労働大臣の保護基準設定行為について違憲・違法との判断がなされる余地は極めて小さい。

しかし、そもそも朝日訴訟は、原告である朝日茂さんの死亡により終了した事件であり、上記判断も、「念のために」として述べられた「傍論」中の多数意見に過ぎない上、学説による批判も多く、同判決から４０年以上経った今日において維持されるべきものであるとは解されない。

そして、本件が朝日訴訟と大きく異なるのは、朝日訴訟では、生活保護基準の妥当性それ自体が問われたのに対し、本件は厚生労働大臣によりいったん定められた保護基準の引

き下げの当否が問われているところである。

そこで、本件において朝日訴訟最高判決（の傍論多数意見）が示した判断基準がそのまま適用されるのか、保護基準引き下げの場合については新たに別途の基準が示されるのかが大きな争点となる。

５　各地裁判の状況

各地で起こされた裁判のうち、東京地裁、広島地裁、福岡地裁、京都地裁に提訴された４事件についてはいずれも原告敗訴の一審判決が言い渡された。

そして、このうち東京訴訟について東京高裁は、２０１０（平成２２）年５月に朝日訴訟最高裁判決をほぼそのまま適用して再び原告（控訴人）の敗訴の判決を下したが、翌６月、福岡訴訟について福岡高裁は、朝日訴訟最高裁判決を前提としつつも、不利益変更禁止の原則を定めた生活保護法５６条の適用を認め、老齢加算廃止措置は、法５６条が要求する「正当な理由」を欠く違法なものであるとして、原告（控訴人）逆転勝訴の判決を言い渡した。

このように、東京高裁、福岡高裁では結論が分かれ、現在、東京訴訟は第三小法廷に、福岡訴訟は第二小法廷にそれぞれ係属している。

６　最高裁での闘い

私たちは、福岡高裁の判断こそが正当なものであり、当局側による上告受理申立てについては不受理決定をして福岡高裁判決を速やかに確定させるべきこと、他方、東京高裁判決は変更されるべきことを主張してきたが、最高裁は福岡訴訟について本年２月２４日に弁論を開くことを通知しており、福岡高裁判決が何らかの形で見直されるおそれがある。

現在、私たちは、福岡高裁判決の弁論の場で正当性を訴えるとともに、東京高裁判決について事件を大法廷に回付させるべく働き掛けを行っているところである。

このように、生存権裁判は正念場を迎えている。今後の同種事案に大きな影響を及ぼすだけに、みなさんのご支援、ご協力をお願いする次第である。

最後の大企業賃金差別事件「明治乳業争議」の勝利へむけて

東京法律事務所　金井　克仁

はじめに

最後の大企業賃金差別事件と言われている明治乳業争議が早ければ今年の３月に東京都労働委員会から命令がでて、長期争議が勝利解決できる展望がでてきました。平成８年 7 月に東京都労働委員会で救済申立が棄却・却下され、平成 21 年２月の最高裁での上告不受理等で労働者敗訴が確定してしまいましたが、それを乗越えてのたたかいが実を結ぼうとしています。今年は、昭和 60 年の最初の不当労働行為救済の申立から 28 年目です。争議の経緯・内容等について報告します。

１　明治乳業争議とは

（１）明治乳業争議とは２つの賃金職分差別の不当労働行為事件

明治乳業争議とは、明治乳業株式会社で働いていた労働者の賃金・職分差別の不当労働行為事件です。２つの不当労働行為事件として争われてきました。最高裁での敗訴確定を乗り越えて闘っている「市川事件」（市川工場の32名が申立人）と、都労委で昨年11月に結審し現在命令持ちの「全国事件」（全国９つの工場に所属した32名が申立人）の２つです。

（２）長期にわたる差別事件

２つの事件は、昭和38年頃から申立人らを敵視・嫌悪した会社が、昭和44年の新職分制度の導入から申立人らが退職するまでの間の長期にわたり一貫して攻撃し続けた賃金・職分差別の不当労働行為事件です。不当労働行為の救済申立時から計算すれば、市川事件は昭和60年の申立から今年で28年目、全国事件は平成6年の申立から19年目です。新職分制度移行のために会社が昭和43年に実施した移行格付試験（大半の申立人が不受験）からだと45年目です。

（３）典型的な組合攻撃の事件

会社は昭和41年頃からインフォーマル組織を作り育て、申立人らが執行部を担っていた組合支部を会社派の組合員に乗取らせ、その後支部執行部から排除した申立人らに脱退工作をしたり、みせしめに賃金・職分差別をする等して、その勢力の弱体化を図りました。組合乗取りから始まった賃金差別事件として、典型的な組合攻撃事件の不当労働行為事件です。

（４）大企業での集団間差別事件

昭和40年頃以降に全国各地の労働委員会に、集団的賃金昇格差別事件といわれる類型の不当労働行為事件が多数係属するようになりましたが、その初期には労使協調路線の第２組合の組合員と非協調的な第１組合の組合員との間の組合間差別事件として、後には単一組合内部の労使協調的執行部派の組合員と非協調的な組合員グループとの間のいわゆる集団間差別事件として係属しました。明治乳業争議はこうした数多く争われた大企業職場での集団間差別事件の１つでした。支部執行部を会社派に転覆した後も職場の改善運動等を継続した申立人ら組合内少数派に対して行われた賃金・職分差別事件です。

２　争議の簡単な経緯（市川事件と全国事件の２つの闘い）

（１）不当労働行為としてのたたかい

こうした会社の攻撃に対して、申立人らは不当労働行為・差別政策に対する闘いの準備を始め、昭和60年4月に市川工場の32名が都労委に申立て、続いて平成6年７月年には全国の９事業所（根室、埼玉、茨木、静岡、愛知、石川、京都、大阪、福岡）32名が申立を行い、全国的な大型争議となりました。

（２）市川事件での労働委員会や裁判所でのたたかいの経緯

ア　昭和60年に申立てられた市川事件は都労委（平成8年7月2日）、中労委（平成14年1月9日）、東京地裁（同16年5月31日）、東京高裁（同19年3月28日）と負けの命令・判決が出て、最高裁（同21年2月17日）で上告不受理等され、敗訴で終了しました。

イ　都労委命令は、申立人らが「企業内苦情処理委員会」を活用しなかったことを理由に継続する行為と認めず、申立前の１年間の不当労働行為の有無しか判断しませんでした。また「移行格付試験」の不受験を理由に、その所属する「事業所採用者コース」（移行格付試験の不受験者や不合格者用の振分けられたコースで最下位職分の技能職に格付けられた）を越えて行った他の同期・同年齢の従業員との賃金・職分の比較が不相当であるとこれを否定し、格差を否定しました。

こうした結果、都労委命令は、不当労働行為の判断をしませんでした。11年余（66回審問、証人20名）もの審理を行いながら、事件判断に欠かせない事実認定を放棄し、門前払いの命令を出しました。

ウ　中労委では労使双方から証人６名がでて８回審問を行いましたが、中労委命令は都労委命令の判断構造を維持したままで、都労委命令と同様に棄却・却下の命令を出しました。

エ　東京地裁で申立人らは、その所属する「事業所採用者コース」内で比較しても申立人らには不当労働行為を原因とする格差が存在することを、豊富な証拠や３人の証人で改めて立証しました。しかし東京地裁判決は格差の存在を一部認めながらも、「・・・原告ら主張の格差は順次縮小・解消している」等と事実を誤認し、中労委判断を是認する却下・棄却の判決を出しました。

オ　東京高裁では、地裁の「格差が順次縮小・解消」したとの誤判について、賃金・職分実態の資料開示を会社に迫り救釈明を活用してたたかいました。その結果、高裁は資料提出を会社に命じる決定をしました。そして会社提出の資料分析を土台にし、３人の証人で集団間格差とその原因を立証しました。また戸塚元労働者委員による同種事件との比較証言等で、明治乳業の不当労働行為意思の立証に成功しました。しかし高裁判決は控訴棄却でした。

ところが一方で高裁判決は、事実認定において申立人らの集団性を認め、号級において集団間の「有意な格差」も認め、格差の原因について「控訴人らの主張を妥当するとみる余地はある」とするまでの判断をしました。不当労働行為の認定にあと一歩のところでした。しかし高裁判決は不当労働行為救済制度の趣旨よりも「除斥期間」の趣旨を機械的に適用して、累積格差の一挙是正の方法で中労委がこの号級格差の救済を行わなかったことについては、「中労委の裁量権の行使に違法はない」等と判断しました。結果的に号級格差を認めながらも、その救済への審理・判断を放棄したわけです。

カ　最高裁では平成21年2月に不受理決定等が出され、１年８カ月間にわたり申立人らは上告受理等を求めてたたかいましたが、敗訴が確定しました。

（３）全国事件の不当労行為事件の経緯

ア　平成6年7月6日に申立てた全国事件は、その後毎年の追加申立を重ね、同22年に最後の申立てをしました（都合17件が都労委に係属しました）。

イ　なお全国事件については、市川事件が先に進行していたため、都労委での進展は止まったままでした。しかし申立人らは市川事件が東京高裁に係属している

最中に、都労委に調査・審問を始めるように働きかけ、会社の反対を乗り越えて、平成17年11月から調査が始まりました。

ウ　そして平成20年６月から同22年６月（第12回審問）までの間に組合側立証（総論的証人２人、各工場支部の代表者等９人）が行われ、その後会社側立証（総論的証人１人、アラ捜し各論証人４人）が同年７月から同23年10月（第26回審問）まで行われ、昨年の11月30日に結審しました。

3　市川事件はなぜ救済されなかったのか（敗因）

（1）市川事件の敗訴は全国事件に影響しない

市川事件では申立人らは救済されず敗訴しました。ですから同じ賃金・職分差別事件の全国事件も負けだろうと思われたりします。実際、会社は都労委で市川事件と同じ事件であることを強調していました。

しかし市川事件で不当労働行為として救済されなかった理由は、市川事件での不当労働行為の構成に無理があったからです（もっとも当時こうした構成を主張することはやむを得なかったと思います）。したがって、いま全国事件で申立人らが主張している不当労働行為の構成は市川事件とは異なりますから、市川事件の敗訴は全国事件には影響しません。

（2）市川事件の敗因

市川事件において不当労働行為が認められなかった理由及び原因について、そのポイントについて少し詳しく説明します。

①　申立人らは移行格付試験それ自体を、また新職分制度それ自体やその導入自体を不当労働行為と主張しました。しかし、これが否定されました。

②　申立人らは試験を受験しなかったので「事業所採用者コース」に振分けられましたが、試験それ自体が不当労働行為と主張したことから、このコース内での比較ではなく他のコースに所属する同期・同学歴の中位者との職分格差の救済を求めました。しかし都労委は「不適切な比較」であると述べ、完全に格差の存在を否定しました。これが最大の敗因でしょう。

③　さらには、事業所採用者コース内での比較でも、職分等に有意の格差がないと判断されたました。

ちなみに都労委命令は、会社全体で基幹職１級の者が過半数を占める時期

が昭和61年度であるところ、申立人ら32人のうち12人がこれより早く基幹職１級に昇格していることを理由に、有意の格差がないと判断しました。

また東京高裁は、昭和59、50年度の基幹職１級・２級・技能職の割合について、申立人らは12人（38.7％）、11→12人（35.5→38.7％）、8→7人（25.8→22.6％）であるのに対して、他の従業員は205→216人（47.6→50.1％）、188→178人（43.6→41.3％）、38→37人（8.8→8.6％）として「申立人らは、昭和59、60年度において、申立人以外の者よりも、低い職分に位置づけられている者が多かったとはいえるが、これをもって有意な格差とまではいいい難いとみるべきである」と判断しました。

４　全国事件では市川事件の敗因を乗越えたたたかいをした

（１）市川事件の教訓に学んだたたかい

これまで述べたことから、全国事件では市川事件の教訓から、移行格付試験それ自体を不当労働行為とは主張をしませんでした。

また「事業所採用者コース」内での格差の是正を主に都労委に求めました。すなわち、市川事件のように「事業所採用者コース」の枠を越えた同期・同学歴の他の従業員との比較ではなく、移行格付試験を受験しなかったり不合格になった従業員が所属した「事業所採用者コース」内での申立人らの職分格差の是正を求めました。

（２）全国事件は市川事件と比較にならない明白な職分格差がある

ア　市川事件での高裁判決が累積格差の一挙是正の救済をしなかった大きな理由に、申立人らがそうした点を強く主張しなかったことと、認められた格差が号級のみのごく小さなものだった点（年間25万円の格差）があります。

イ　これに対して、全国事件では明らかに職分・職級の有意の格差が存在しました。「事業所採用者コース」内で比較しても２～３職分の格差があります。しかも定年時に基幹監督職になった者はわずかに１人だけで、大半は基幹職１級と２級で最下位職分の技能職から１～２ランクしか昇格しませんでした。くわえて驚くべきことには、技能職のまま定年になった申立人も１人いました。

ウ　ちなみに賃金格差も年間100万円以上（最大で224万円）で、その額は申立人らへの年間支給給与額の約４分の１に及ぶ大幅な格差でした。

（３）累積格差の将来に向けた一挙是正の救済方法

市川事件での東京高裁判決の意義は、司法判断として明確に賃金職分差別の不当労働行為の救済方法として、労働委員会はその裁量により累積した格差を将来へ向けて是正することもできるとしたところにあります。これは、なによりも、石川島播磨重工事件、東京海上火災保険事件、川崎重工事件など各地の地労委と中労委で重ねられた救済の蓄積を、裁判所も肯定した結果です。ここで重要なことは、これら各労働委員会で重ねられた救済では、救済対象の始点となる時から１０年、１５年、２０年、さらにはそれ以上もさかのぼって累積された格差の救済が肯定されていることです。

（4）まとめ

以上のことから、申立人ら及び弁護団は、「事業所採用者コース」内で比較しても職分・職級の有意の格差が存在している全国事件は、累積格差の将来に向けた一挙是正の救済されるものと確信しています。

5　最後に

申立人らの争議団や支援共闘会議は長期争議を勝利で終結させるべく、「救済命令を求める団体署名」の取組み等の全ての課題をやり切って救済命令を勝取り、全面解決への道筋を切拓く決意で奮闘しています。弁護団も争議団等と困難を分かち合い力を寄せ合って最後まで闘う決意を固めています。

◇都政・市民・環境

やっぱり 2020 年オリンピック東京招致に反対か～石原オリンピック招致の問題点～

第一法律事務所 高石育子

１　国民の賛同が得られるオリンピックを

バンクーバー五輪での選手の活躍，なでしこジャパンの金メダル。

世界一流のアスリートの世界一流の闘いは私たちに夢と感動を与えてくれる。

もしオリンピックが東京で開かれたら，素晴らしい競技・演技をこの目で見られるかもしれない。そう思うとワクワクする。

東京都が０９年に，１６年オリンピック招致活動を展開したとき，団東京支部はその反対活動を行った。当時，支部事務局次長だった私は，その反対活動の中心的メンバーとなっていた。活動の詳細は，団支部発行の豪華カラー冊子「意義あり！石原オリンピック反対活動の記録」にまとめた。反対活動の結果（？），東京は見事落選した。

都，いや，石原都知事は，２０年のオリンピック招致への挑戦を表明した。

オリンピックならぜひ開催してほしい，でも今の都の計画であれば賛成できない。その複雑な心境にいる。

ではなぜ２０年オリンピックの東京招致に賛成できないのか。

第一に，

国民都民の大多数の賛成を得られないかぎり立候補すべきではない

石原都知事は，「復興五輪」だと銘打つが，大震災直後の日本で，オリンピックよりもまずは復旧復興だという声が強いであろう。オリンピック招致が国民生活の復旧復興に直結するとは言い難い。

１６年の招致活動でも，国民の招致賛成の割合は，他の候補都市中最低であった。実感としても，東京の招致活動のニュースは（開催地決定直前の時を除き）ほとんどマスコミにも取り上げられず，賛成反対どころか国民の関心がそもそも低かった。ＩＯＣの評価でも，国内の賛成が低いことがかなりのネガティブポイントであった（その意味でも私たちがコペンハーゲンまで行って反対活動をしたことはかなりの効果があったと自負している）。

さらに今回は，震災直後である。なおさらオリンピックどころではない。

では，国民の賛成が得られるなら，復興のためにもオリンピックを東京で開催して国

民に夢と希望を与えるべきだという意見が大多数を占めたなら，招致に賛成できるのか。

無条件ＹＥＳではない。

０９年の落選の検証や改善

をしないまま立候補することを許してはならない。そして，

開催計画を見直すこと　開催費用を削減すること　招致経費を削減すること

を東京都に求めたい。

２　０９年の落選の検証と改善

招致委員会は，０９年招致活動を総括した招致活動報告書を公表したが，この報告書は，個々の支出経費や事業効果、コストパフォーマンスを詳細に検証できる構成になっていないこと，成果ばかりを強調し敗因分析を十分にしていないなど，活動の検証として不十分極まりない。

例えば，最終プレゼンテーションのわずか１０分間のＰＲ映像の作成費用５億円（！）が問題視されたにも拘わらず，４候補都市中，シカゴの次に落選した。５億円とその投票結果の費用対効果の検証は何らされていない。

敗因分析も，南米初というリオのインパクトや，０８年北京大会の翌年であったことなどを強調するばかりである（しかもそれらは，当初からわかっていたことである)。

電通との契約内容契約の不透明さも問題である。招致活動経費のうち，電通は６７億円もの契約を受注しているが，１０分間のＰＲ映像に５億円など，その契約内容の適切さの検証はなされていない。しかも，招致委員会の要職を，電通の出向社員が占めていたことも，契約の公正さ適切さに疑問を持たざるを得ない。

また，招致活動経費１５０億円のうち，税金から１００億円，民間寄付５０億円を予定していたが，実際には，民間からは約４０億円しか集まらず，都の外郭団体から約１億円の寄付を募り，それでも足りない６．９億円を電通からの借入金で賄った。１００億円もの税金を投入してもなお，約７億円もの負債を残しており，今後の返済にどう税金が投入されるか注視していかなくてはならない。

しかし，そもそも招致活動に不透明な契約で６７億円もの費用を電通に払い，電通への支払い未履行部分を準消費貸借にしたというのが実態ではないだろうか。６７億円は高すぎるから，約７億円は減額させるべきではなかったのか。

３ 開催計画を見直すこと

現時点では，招致活動や開催計画の内容がほとんど明らかになっていない。

しかし，１６年の際の内容をベースにすることは当然予想できる（実際に１６年の招致活動報告書や，都議会の招致特別委員会での意見聴取において，１６年の経験や計画をもとに再挑戦を行うことが示されている)。

１６年の計画を前提にすれば，ヘドロの海でのスイム（お台場海浜公園），１６年の立候補都市中最高額！４０００億円もの施設建設費（国立競技場・駒沢運動場ではなく，多くの新設計画），災害時をリスク対策（オリンピック開催中に大地震が起こったら，３．１１の東京が再現されてしまう！）など，問題が山積みである。

この点，１６年の計画では，国立競技場をメインスタジアムに利用せず晴海に９３１億円もかけて新設する計画であった。これに対し，私たちは当時の反対活動の中で，国立競技場を（改修増築して）利用すべきだと主張した。

すると２０年の計画では，国立競技場を利用する計画だという。この主張の成果かどうかは不明だが，反対活動をした甲斐があったということにしておこう。

４　開催経費を削減すること

１６年の計画では，施設整備費が４０００億円超。４候補都市中最高額であった。

このため，都はオリンピックのために４０００億円の積立金を有している。石原都知事は，かつて「なにが贅沢といえば，まず福祉」と言い，福祉を切り捨ててきた。都はお金をかけるべきところにかけないで，せっせこ貯め込んでいる（ちなみに都の１２年度の起債額は積立額を少し超える約４９００億円である）。

「復興五輪」と言い，国民のため，また，震災救援をしてくれた各国への恩返しのため，五輪を招致するのであれば，４０００億円の積立金を，復旧復興に直結する事業に充ててからではないのか。

５　招致経費を削減すること

１６年の招致活動経費は，１５０億円が投じられた。

私には１５０億円だけではピンとこないが，たとえば，１２年度の都の予算では，放射能対策に２６億円，被災者・被災地支援に１３６億円が計上されていることと比較しても，１５０億円がいかに多額かがわかる（ちなみに，シカゴは招致経費に単年度で７０億円をかけたといわれる。）。

招致経費なのだから，招致に失敗したら，それは何も残らない。

これに対して，招致活動報告書では，１６年の招致活動の「レガシー」（遺産）があり，再挑戦の際には，経費を相当程度圧縮することが可能である，として，１５０億円は無駄ではなかったといわんばかりである。

ところが，１２年度の予算では，「オリンピック・パラリンピック招致事業　立候補ファイルの作成等」に２０億円超の予算が計上されているのである。

電通との不透明な契約で不適切な金額が投入されるべきではない。

６　さいごに

いろいろ書いてきたが，すべてはより良いオリンピックのため，国民が賛成する経費を抑えた無理無駄のないオリンピックならぜひ東京で開催してほしい（これが本音）。

公害被害者の救済制度を求めるたたかい

渋谷共同法律事務所　原　希世巳

１　東京都のぜん息患者救済制度打ち切りの危機

２００８年８月に発足した，東京都のぜん息医療費助成制度は，今見直しの動きが進んでいる。

同制度は２００７年８月の東京大気汚染公害裁判の和解によって創設されたもので，都内のぜん息患者の医療費の自己負担分を全額，東京都が助成するものである。和解条項では，東京都は被告国から６０億円，被告自動車メーカーから３３億円，被告首都高から５億円の拠出を受け，総額２００億円の財源を確保して本制度を創設すること，そして５年後に大気汚染状況，認定者数，国の動向などを考慮して本制度を見直すことが取り決められた。

和解協議では，患者側は被害者救済は本来的に国の責任においてなすべきことと主張し，東京都もこの点では完全に同じ立場に立っていた。しかし当時国が患者救済制度を具体化する状況にはなく，東京都が被害者の要求を受け，和解解決のため上記のような救済制度創設を決断したものであった。

創設から３年余が経過し，東京都は「見直し期限は２０１３年８月であるが，その後の制度のあり方については本年度（２０１１年度）中に方向性を確定させたい。」と言い出した。そして「５年経過時点で財源は８０億円内外が残る見込みであるが，これを使い切ったとき，国やメーカーに新たな財源負担を求めていくことは容易ではないし，東京都だけで制度の財源を負担していくこともハードルが高い。」として最大の問題は財源問題であることを明らかにした。

東京都は具体的な方向性は未だ明らかにしていないが，医療費の一部負担（例えば１割負担）導入を考えている可能性は高い。東京大気裁判の輝かしい成果も５年にして潰えてしまうのか，今岐路に立たされている。

２　ぜん息医療費無料化は譲れない

この制度により無料化の認定を受けた患者は昨年１２月末時点で６万４６８４名である。今日も毎月数百人ずつ増えている。これら認定患者に対するアンケート調査は，東

京民医連の病院，診療所の協力を受けて，２回行われている。２００９年の東京経済大学などの学者グループによるもの（有効回答６５２通）と，２０１１年の東京公害患者会によるもの（同３４５通）である。

その中で「医療券を受けてよかったこと」との問への回答（%）は下表の通りである。これらのうち①「お金の心配」なく②「治療に積極性」が高まることは容易に想像がつくことであるが，⑪「症状の改善」を自覚する者が多数いることが注目される。２年ほど経過した患者会調査では，東経大調査よりも大幅に増加して過半数となっている。また⑤約３分の１の患者が，認定前は経済的な理由から薬を節約していたとするのも衝撃的であるし，⑩約４割～６割の患者が「公害病と認められてよかった」と回答していること，⑨２割以上の患者が家族への気兼ねが減ったと回答していることなどは，ぜん息患者がおかれた社会的な地位と意識状況を物語っているといえよう。

医療券を受けてよかったこと	東経大調査	患者会調査
①お金の心配なく入通院できるようになった	72.2	72.8
②積極的に治療しようと思えるようになった	52.8	54.2
③主治医に要望を言いやすくなった	26.8	27.0
④主治医がいろいろな治療を提案してくれる	25.5	29.0
⑤薬を節約せず規定通りに使うようになった	32.5	35.1
⑥高い薬も使えるようになった	9.5	12.8
⑦経口ステロイド薬に頼らなくなった	9.0	11.0
⑧検査も進んで受けるようになった	27.1	22.0
⑨家族への気兼ねが減った	23.5	20.0
⑩自分の病気が公害と認められてよかった	57.4	40.9
⑪ぜん息の症状が改善した	36.3	51.0
⑫人生前向きに考えられるようになった	21.5	20.3
⑬仕事を続けられる自信が出てきた	14.6	13.9
⑮特になし	5.1	0.3

また患者会調査では制度見直しがあることを知っていた者はわずかに２８%，無料化制度の存続を望む者が９１．６%に及んだ。昨年末に急遽取り組んだアンケート患者等を対象にした「石原都知事宛直筆の手紙」運動は，１週間程度の間に６１通もの手紙が寄せられ，１２月２１日の東京都との「連絡会」で手渡し，無料化制度の維持，存続を要請した。

東京都に対してはこの３月，４月がまさしく正念場であり，「国が救済制度を作るまでは現行の制度の存続を求める」という形で，何とか医師会なども巻き込んで運動を広げていきたい。

3　国に救済制度を迫るたたかい

国に対するこの１年間のたたかいの特徴は，「そらプロジェクト」をテコとした環境省に迫るたたかいと，国会対策の前進である。

「そらプロジェクト」とは，環境省が行った自動車排ガスの健康影響を調べる全国的な大規模疫学調査であり，昨年５月にその解析結果が発表された。それによれば調査設計の中心をなす学童コホート調査（５年間の追跡調査）と，成人の非喫煙者を対象とする断面調査で，NOx ないし EC（元素状炭素。PM2.5 の炭素成分である）と明らかな関連が認められ，さらには「持続性せきたん」（慢性気管支炎の症状）とも有意な関連が見られた。

これまでの大気裁判で国は自動車排ガスの健康影響について，信頼に足る科学的知見はないとして，因果関係を一貫して争ってきた。しかるに西淀川から２０００２年４月の東京大気まで判決で５連敗し，ようやく２００５年から本格的調査に着手したものである。上記結果発表では初めて「環境省，関連認める」と報道された。

国は，公健法の新規認定打ち切り（１９８８年）当時から，自動車排ガスの影響について科学的知見が明らかになれば救済制度復活を検討すると言明しており，東京大気裁判の和解協議でも救済制度については「そらプロジェクト」の結果を踏まえて検討するとの回答に終始していた。

その結果がこのように明確に関連ありとされ，環境省は土俵際まで追いつめられる格好となった。そして昨年５月１８日の環境保健部長交渉において部長は「６月から救済制度についての検討に入る」と答弁せざるを得ない状況となった。ところが５月２７日，環境大臣は「そらプロジェクト」の結果を踏まえても救済制度導入は困難との記者発表をしてしまい，さらに７月１２日の環境保健部長交渉では，部長が「福島行き」を理由に１０分間で会場から遁走する事態となった。怒った患者たちは７月から８月の酷暑・炎天の中，毎週環境省前で抗議行動を続けた。

その上で関係正常化のための折衝がすすめられ，１１月１４日の環境保健部長交渉では「救済制度についてはやるともやらないとも言わない」というところまで押し戻し，今後救済制度問題につき少人数での勉強会をしていくこととなった。

他方，昨年来取り組んできた国に対する「救済制度を求める請願署名」は昨年末で２８万筆を超え，国会の各会派の有力者に対する働きかけを進めた。その結果，昨年１２月２２日には公明党の議員団で患者のヒアリングが実現し，制度創設に向けて協力が得られる展望が生まれている。自民党には川崎の患者会が地元のつながりを生かして議員との協力関係を固めつつある。民主党，みんなの党，社民等，共産党とも裁判当時からのつながりを生かして有力者とコンタクトを強めている。

昨年後半には何回かの国会要請行動を行い，民主，自民，公明，みんな，共産，社民，日本新党など超党派で請願署名の紹介議員を確保する取り組みを進めてきている。

今年は紹介議員をさらに広げて，この通常国会に請願署名を提出して国会内の世論を変えてゆき，制度創設を目指したい。

「外環の２」訴訟～住民の声を反映させるために～

東京合同法律事務所　久保田　明人

１　「外環の２」訴訟とは

「外環の２」とは、「外環本線」の高架式高速道路が作られることを前提として、その高架下部分の「死に地」の一部を有効利用すべく計画された地上部道路（目白通りから東八道路までの約９ｋｍ）である。

「外環の２」は、「外環本線」と同時に、１９６６年に都市計画決定がされたものの、住民の激しい反対運動を受けたことなどにより長期間にわたり事業化されないまま放置されていた。１９９０年代に入り、「外環本線」建設の動きが再燃したが、住民の立ち退きの負担を軽減するために、石原都知事は、２００６年４月の東京都議会定例会見において、「地下工法でやるので地上に暮らすみなさんは安心してもらいたい。」との発言をし、東京都は、平成１９年に「外環本線」の地下式への変更決定をした。しかし、東京都は、その後も、「外環の２」計画を廃止せず、むしろこれを将来事業化する態度を表明するに至った。

そこで、「外環の２」都市計画区域内に居住していた故上田誠吉弁護士が「外環の２」都市計画決定の無効確認等を求めて、２００８年１０月に東京都を被告として東京地方裁判所に提訴したのが「外環の２」訴訟である。

２　訴訟での争点及び現状

訴訟では、大きく分けて以下の２点が争点となっている。

（１）都市計画決定の処分性の有無

都市計画法上の都市計画決定自体を争うことについては、裁判所はその処分性をこれまで認められておらず、本件訴訟でも争点の一つとなっている。

当弁護団は、都市計画決定によって住民が多大な権利制限を受けていることを主張するために、住民の生活実態や人生設計などを踏まえた陳述書を作成して提出する準備を進めている。

（２）「外環の２」計画決定の違法・無効

上記の入り口論を前提として、「外環の２」計画が違法・無効か否かが最大の争

点である。

当弁護団は、高架式「外環本線」という前提を失った「外環の２」都市計画決定は違法無効であることを理論強化するために、神戸大学法学研究科の角松生史教授（都市計画法）と討議の末、意見書を作成していただき、裁判所へ提出した。

同意見書を踏まえ、当弁護団は、「外環の２」と「外環本線」のように、同一主体による同一空間における都市計画決定は、一体的総合的に定めることが都市計画法上求められ、「外環本線」が『住民への影響を少なくするために』地下式へ変更された以上、立ち退きを余儀なくする「外環の２」を廃止しないことは一体性総合性を求める都市計画法に反し違法であるとの理論構成を追加主張した。

３　住民の声を反映させるために～訴訟外での住民の運動

都市計画法は、住民等が、一定の条件のもとで、都市計画決定権者に対し、都市計画決定あるいは変更決定の提案をすることができる旨規定している（同法２１条の２）。

そこで、計画決定区域内の練馬区住民有志が、この都市計画提案制度を利用し、「外環の２」都市計画決定を廃止決定する提案を東京都へ行う準備が２０１１年の間進められた。

同法の提案は、①原則５０００㎡以上の一団の土地の区域を対象とし、提案に関し、②同区域内の土地所有権者等の３分の２以上の同意、及び、③その同意者の所有土地の総地積が対象地積の３分の２以上であることなど、という厳しい条件が課されているが、練馬区のある地域において提案申請の準備を進めたところ、約１０８０２㎡を対象とし、同地区内の土地所有権者等の７７．９％が「外環の２」廃止決定提案に同意、その同意面積は８０．８％に及び、提案条件を満たすに至った。

当弁護団は、提案申請の準備を行った住民の方々とともに、２０１１年末、提案申請を行いに都庁へ赴き、申請書類一式を提出した。

提案申請段階において、東京都は、申請を受理することを頑なに拒絶したが、このように法制度を利用して明確になった「外環の２」廃止を求める住民の方々の声を無視するなどもはや許されないのであり、東京都は申請の正式受理とその後の真摯な対応を早急に行うべきである。

４　今後に向けて

当弁護団は、今後、訴訟において理論的に東京都を追い詰め、また、住民の方々の生活を裁判疎に伝えていく作業を行っていくとともに、訴訟外における都市計画提案制度をはじめとする運動を進めていく所存である。

耐震強度不足を理由とする建物明渡請求訴訟

八王子合同共同法律事務所　飯田　美弥子

１　ＵＲ高幡台７３号棟

建物の耐震強度が不足であるとして、住民が、家主であるＵＲ（「独立行政法人土地再生機構」）明渡を求められているのは、日野市所在の高幡台団地７３号棟（以下、「７３号棟」という）である。

もし、皆さんが、東京地裁立川支部からの帰り、裁判所最寄の高松駅から多摩都市モノレールに乗って、高幡不動方面に向かうと、高幡不動駅の一つ手前、万願寺駅を過ぎた頃から、前方左側の丘陵の中腹に、ひと際大きな横長の四角形のビルが見える。（その向こうには、百草団地の２つの縦長の高層棟が見える。）

その、横長の建物が、７３号棟である。

本件訴訟からの帰り、モノレールに揺られながら、私は、あの建物に居住している人のみならず、高幡台団地（１～７３号棟までである。）に居住している人達も、あの威風堂々とした建物を、きっと、誇らしく懐かしく感じながら、眺めたことだろう、と考えていた。

その建物が、どうして、むざむざ取り壊されなければならないのか。

並んですわっている当事者の皆さん（被告の皆さん）の気持ちを思うと、改めた怒りが湧いたのだった。

２　ＵＲ側の主張

昨年１月末、ＵＲが、高幡台団地（日野市所在）７３号棟に居住する７世帯に対し、建物明渡請求の訴えを起こした。

７３号棟は、本来、２階から１１階までに２５０戸が入居できる建物である。１階部分は、かつては「高幡台商店街」で、診療所や郵便局、集会所なども備わっていた。７３号棟の前はオープンスペースであり、夏祭りが催されたり、子どもの安全な遊び場であったり、団地居住者全体が活用してきた。

しかし、２００８年３月、ＵＲ側が、それまでの耐震補強の方針を放擲して、突如、除却（取り壊し）の方針を打ち出して以降、提訴までの間に、１９７世帯が退去し、残っているのは前記７世帯だけ、という状態になっている。（４６戸は、２００８年３月当時、空いていた。）

ＵＲが住民に明渡を求める理由は、以下の３点である。

①７３号棟の耐震強度が不足している、

②耐震補強をするには、過分の費用がかかる、

③しかも、補強後の建物は住戸としての用途には向かない、

だから、結局、耐震補強は無理で、取り壊すしかない、というのである。

3　ＵＲ側主張のまやかし

上記主張のうち、①は認めざるを得ない。昭和４０年代半ばに建てられた７３号棟であるから、当時の耐震基準には合致していたものの、現在の基準からすると、中間層の耐震強度が不足であることは否めないようである。（もっとも、昨年３月１１日の震災でも、建物の被害は皆無であった。）

問題は、②・③である。

②・③を論ずる前提として、ＵＲ側は、数ある耐震補強方法のうち、７３号棟に適応するのはブレースフレーム増設の方法（建物の外側に筋交いに鉄骨を取り付ける方法）しか考えられない、という。

その上で、７３号棟は、前述のとおり、１階北側部分（オープンスペース側）に商店街の入口が開いているから、北側にブレースを付けることは適当でない。だから、南側にしか増設できない、と結論づける。

そして、上記補強をするには７億５千万円かかると見込まれる。（②）

しかも、南側に鉄骨が筋交いにあるということは、採光・通風・眺望などの点で、居住環境を著しく悪化させ、住戸として使用することはできなくなる（③）、というのである。

4　住民側（被告ら）の反論

(1)　上記の議論は、全くおかしい。

まず、③についてであるが、耐震補強の方法はこれしかない、これが最も相応しいと言っておきながら、居住には不向きだから、採用できない、と結論づける論法がおかしい。

検討したように見せているが、最初から駄目とわかっている方法を取り上げて、駄目だと言っているにすぎない。

建築家からは、最もダメな方法を取り上げて、ほら、こんなにダメでしょう？とダメ押しをしているにすぎない、との指摘も受けた。

(2)　②についても、費用が過大というが、そもそも、７億５千万の根拠がいい加減である。高島平団地２－２６－４号棟を参考にしたにすぎない。実際に試算した訳ではないのである。仮に、真実、７億５千万円かかるとしても、前述のとおり、２５０戸あるのであるから、１戸当たりの負担は３００万円にすぎない。これを、過大と言えるだろうか？たとえ１戸当たりの賃料が月額５万円だとしても、５年で回収できる金額である。しかも、補強すれば、５年を超えて賃貸に供せられることは確実である。

裸の「７億５千万円」という金額が多額かどうかを議論するわけでないことは明らかなのに、ＵＲ側は、家主がこれほどの負担を強いられるのは過酷である、などと印象づけようとしている。不埒なことである。

(3) そこで、住民側は、耐震補強の専門家の協力を得て、制振工法による耐震

補強が可能である旨の意見書を提出した。

その内容は、「２００８年３月当時、空き住戸であった４２戸に、制振ブレースをはめ込めば、十分に耐震補強が可能で、４２戸については住戸としては使えなくなるものの、２０８戸は居住できる。その費用も４億２千万円程度と考えられる。」というものである。

前記②・③の主張を、撃破していることは明らかであった。

5　ＵＲ側の対応

上記意見書を提出したところ、弁護団・当事者・裁判所の予想を覆して、ＵＲは、耐震補強方法の当否についての論戦はしない、という態度に出た。

曰く、「原告の財産（一部の住戸）の用途廃止、すなわち、無価値にしてまで、被告らとの各賃貸借契約の目的となっている住戸を修繕する義務はないというべきである。」

裁判所もびっくりした様子で、金輪際、耐震補強方法の技術論争をしないのかどうか、今月末までに明らかにするよう、ＵＲ側に求めた。

ＵＲ側の主張の基軸はむしろ、（ⅰ）居住者の「公平性」から、１戸たりとも退去者を出す方法ではいけない、（ⅱ）我々の誠意ある説明をよく理解していただいた皆さんは、既に１９７戸、円満に退去なさっている、というものに移ったかのようである。

6　今後の展開

もとより、「耐震補強方法はありませんでした。除却はやむを得ない選択です。早く転居しないと、いい物件をご案内することが難しくなります。団地全体を危険に曝している７３号棟に住み続けるなんて、７３号棟の皆さんのエゴです。団地の皆さんに申し訳ないとは思わないのでしょうか。」という調子の説明が、「誠意ある説明」といえようはずはない。

にこにこ顔での脅しである。

「公平性」という言葉を、１戸たりとも退去させないか、全部退去か、という乱暴な議論を正当化させる道具に使って欲しくない。

国民に良質の住宅を提供することを旨としているはずのＵＲ、公的な存在であるはずのＵＲが、私企業よりも、冷酷な追い出しをしようとしている。

こんなことを許したら、私企業が追随してしまいかねない。

万一、ＵＲが本当に技術論争を回避する場合、家主による明渡請求が認められるための「正当事由」の考え方につき、学者の意見をも求めて、論陣を張る必要がある。現在、その準備を急いでいるところである。

◇教育

教育をめぐる諸問題～東京を中心に

クラマエ法律事務所　村田　智子

１　　２０１１年夏の中学校の社会科教科書の採択について

(1)　全国の状況

２０１１年夏、中学校社会科教科書が行われた。

「新しい歴史教科書をつくる会」（つくる会）系列の教科書が４冊登場した。「つくる会」が分裂したため、育鵬社と自由社が、それぞれ歴史と公民の教科書を出したからである。

採択の結果は、文部科学省の発表によると、歴史教科書については育鵬社は全体の３．７％、自由社は０．１％、公民教科書については育鵬社は４．０％、自由社は０．１％であった。

この育鵬社の３．７、４．０という採択率は、老舗の清水書院の採択率を上回るものである。まさに、育鵬社の１人勝ちといえる状況であった。

(2)　東京の状況

東京都は、２００１年から「つくる会」系教科書を採択しているが、２０１１年もまた、「つくる会」系の歴史及び公民教科書の採択をした。うち、特別支援学校の公民教科書については自由社、それ以外は育鵬社の教科書である。

特別区では、２００６年から採択をしていた杉並区が採択を止め、新たに大田区が採択をした。大田区の採択は、誰もが予想さえしなかったものであった。

(3)　採択阻止の運動のこれから

このように、教科書採択阻止の運動は、厳しい結果に終わったと言わざるを得ない。理由はいろいろであるが、東日本大震災の直後で、教科書問題どころではないという雰囲気があったことも、原因の１つであろうと思われる。

考え方によっては、その割には、採択阻止の運動もかなり頑張ったともいえる。

また、教科書問題については、憲法や平和の問題に詳しい人の中にも、「何となく専門的だし、よく分からない」と思っておられる方も多い。逆にいえば、コツコツと学習を重ねることによって、もっともっとすそ野が広がる可能性が高い。

東京をみると、杉並が採択を阻止できたことの意義は非常に大きい。

現在、採択がなされてしまった大田区では、何度も学習会が開かれている。４年後には、杉並区に続いて採択を阻止できるのではないだろうか。

台東区でも独自のリーフレット作りが始まっているということである。

教科書ネット２１でもブックレットを刊行する予定である。

自由法曹団においては、若手の弁護士が頑張って運動の実務をこなし、運動を盛り上げてくださった。団の意見書の執筆者は８名であったが、そのうち半分が３０歳代であった。今、その若手が中心となって、何か出版できないかという企画が進んでいる。このような若手の力は、今後の運動にとって、非常に大きな希望であり、原動力だと思う。

やや楽観的に過ぎるのかもしれないが、私は、４年後の採択阻止に向けて、また、「つくる会」系の教科書を使用しなければならない教師や子ども達に対して、できることはまだいろいろあると信じている。

ぜひ、引き続き、お力を貸していただきたい。

２　東京都の教育再生・東京円卓会議

石原都知事の強い希望により、東京都では、「教育再生・東京円卓会議」が始まった。

東京都のホームページによれば、「石原都知事と有識者が従来の制度や常識、慣行にとらわれず、今後の教育のあり方について幅広い視点から議論していく」というものである。

石原都知事は、昨年６月１７日、円卓会議の設置を発表する際に、「破壊的な教育改革を議論し発信してまいります」と発言している。

石原都知事が、大阪の橋下知事の、教育委員会を飛び越えてのトップダウンの教育改革を意識していることは明らかである。

きわめて、きな臭い動きであり、予断を許さない。

この円卓会議については、団本部の教育問題委員会でも取り上げていく予定であるが、東京支部においてもご検討をいただきたい。

近いうちに、お互いに連携しながら進められればと考えている。

武蔵村山市における教科書問題の取り組み

三多摩法律事務所　植木　則和

武蔵村山市では、国立二小事件の際の国立市の教育指導課長が教育長に就任し、２０１１年の中学校教科書採択において、つくる会系の教科書が採択されるのではないかとの強い危惧があった。

三多摩法律事務所では、弁護士が分担し、６月ころより、武蔵村山市を含む担当の１８市町村地区に対して、団の要請書・決議・意見書を各教育委員宛てに持参した。その

後、武蔵村山については、玉川上水駅での駅宣、教育委員宛の要請はがき送付、武蔵村山市大南地区でのチラシ全戸配布等の運動にも、地域の各団体と協力して主体的に取り組んだ。７月下旬には、富永由紀子団員が講師を務め、武蔵村山市内でつくる会系の教科書の問題点についての学習会も行った。

駅宣でのビラ配りでは、「子どもたちのために」というフレーズを強調したところ、子育て世代の方々を中心にかなりの関心を得ることができた。また、チラシ全戸配布の結果、配布したチラシに「こんな教科書は採択しないで下さい」と手書きのコメントが書かれ、市長宅のポストに投函されるという出来事もあった。

このような運動にもかかわらず、８月５日に行われた武蔵村山市の臨時教育委員会において、残念ながら、歴史・公民分野に関して育鵬社の教科書が採択されてしまった。採択が行われた委員会は終始教育長がリードし、各教科で「伝統と文化の重視が、教育基本法改正とそれを受けた学習指導要領改訂のポイントである」との発言が目立った。最終的には、休憩時間中に採択教科書の投票が行われ、歴史・公民とも全員一致で育鵬社版という極めて残念な結果となってしまった。不採択のための運動は一定の効果はあったが、残念ながら、市長や教育長に強いメッセージを伝えるほどの世論を形成することはできなかった。

育鵬社版歴史公民教科書の採択を受けて、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」が中心となり、対策を講じている。今後は、同会の例会を定期的に行い、市民の方々が継続的に武蔵村山の教育問題について考える機会をなるべく多く設け、その中で、育鵬社版教科書の問題点を広く周知していく予定である。並行して、育鵬社版教科書で授業を受ける中学生に対して、正しい知識と問題意識を持ってもらうための取り組みも計画している。当事務所からも弁護士２名が定期的に例会に参加している。

現在までの具体的な活動として、１０月には前記の「育てる会」が主催で、教科書ネットの俵さんによる育鵬社版教科書の学習会が開催され、多くの市民が集まった。また、１２月には、当職が講師を担当し、武蔵村山９条の会主催の育鵬社版公民教科書の問題点に関する学習会も開催された。

一方、武蔵村山市教育委員会は、昨年１１月、市立学校の卒業式に関し、列席者全員に起立した状態での国歌斉唱を義務付けること、会場内に児童・生徒の作品を設置しないことなどを定めた通知文書を各校長に発した。

武蔵村山においては、今後も様々な教育に関する問題が生じるおそれがあるので、地域の各団体と密接に連携して粘り強く取り組んでいく予定である。今後も、各団員からの幅広いご支援をお願いしたい。

七生養護学校事件「ここから裁判」（控訴審勝訴判決の報告）

三多摩法律事務所　橋詰　穣

１　本件の概要

日野市にある東京都立七生養護学校（知的障がい）で行われていた性教育（「こころとからだの学習」）について、２００３年７月、自民党と民主党の３名の都議（田代博嗣、土屋敬之、古賀俊昭）が、都議会質問で「世間の常識をかけ離れた性教育」などと教育実践を不適切なものと指摘し、東京都教育委員会もそれに同調する答弁をした。その２日後、上記都議らと都教委は産経新聞の記者も同行して、同養護学校を「視察」と称して訪れた。同「視察」において、都議らはその場にいた養護教諭らに一方的な批判・非難を加え、産経新聞は十分な取材も行わないまま同養護学校の性教育を「まるでアダルトショップのよう」「不適切な性教育」などと報道した。都教委は、それまで同養護学校の性教育を評価していたにもかかわらず、突如態度を翻して都議らに同調し、同養護学校にあった性教育用教材を不適切なものとして没収（所管替え）した。そして、前校長の金崎満氏を停職１ヶ月の懲戒処分及び校長から一般教諭へ降格する分限処分とし、同養護学校の教諭らを含む計１０４名を厳重注意処分にした上で、大量異動により配置転換するなどした。

２　人権救済の申立て及び地裁への提訴

東京弁護士会に対する人権救済の申立てについて、２００５年１月、東京弁護士会は、都教委の行為が子どもの学習権、教師の教育の自由を侵害した重大な違法があると認定し、都教委に警告を発した。同警告は、教師に対する厳重注意処分の撤回、教材の返還、教育内容の原状回復、今後の不当な介入の禁止を求める画期的な内容であった。しかし、都教委も都議も態度を改めなかった。

２００５年５月に、七生養護学校の教員、保護者２７名が、東京都、都教委、都議、産経新聞らを相手取り、①東京都、都議ら、産経新聞社に対する損害賠償、②東京都及び都教委に対する没収教材の返還請求、③産経新聞社に対する謝罪広告を求めて提訴した（通称「ここから裁判」）。その後の追加提訴を経て、原告は現在３１名である（教師２９名、保護者２名）。

また、金崎校長については、東京都人事委委員会の審査請求を経て、２００６年５月、東京地裁に処分取消しを求める訴訟を提起した（通称「金崎裁判」）。

３　裁判の経過

（１）東京地裁での一部勝訴判決（「ここから裁判」）

提訴から約４年の審理を経て、２００９年３月１２日、東京地方裁判所（民事２４部 矢尾渉裁判長）は、三都議と東京都に対して損害賠償の支払いを命じる原告一部勝訴の判決をした。同判決は、同養護学校の具体的な教育実践に対する政治介入について、①都議らの「不当な支配」（旧教育基本法１０条１項）、②都教委の保護義務違反、③都教委の厳重注意処分の違法などを認定し、一定の評価ができるものであった。すなわち、都議らが視察において養護教諭を非難した行為を、都議らが政治的な主義、信条に基づき本件養護学校の性教育に介入・干渉するものであり、教育の自主性を阻害しこれをゆがめる危険のある行為として、旧教育基本法１０条１項の「不当な支配」にあたると認定したこと、都教委にはこのような「不当な支配」から教員を保護する義務があったにもかかわらず都議らの非難を制止することなく保護義務に違反したと認定したこと、厳重注意は人事上の処分ではないが、社会観念上著しく妥当を欠き裁量権を濫用したと認められる場合は違法であると判断した。その上で、性教育は教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら実践実例が蓄積された教授法が確立されていくという面があるところ、性教育の内容が不適切だとして教員に対する制裁的取扱いがされれば、教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない等と判断した点は、極めて画期的であったといえる。

（２）双方控訴及び控訴審の経過

同判決に対し、東京都及び都議らはそれぞれ控訴した。原告らも、同判決が憲法の保障する教育の自由の侵害を明確に認定するところまでは踏み込んでいない点，教材返還請求や産経新聞社の不法行為責任を認めなかった点など，不十分な点があったことから控訴した。

以後、東京高裁での審理を重ね、２０１０年９月には古賀俊昭都議の尋問（他の被告都議２名は一審で尋問済み）、同年１１月には都教委の指導主事の証人尋問が行われた。しかし、その後、原告側の申請した学者証人や原告本人の尋問は採用されず、２０１１年２月２２日に結審した。

（３）金崎裁判の経過と勝訴の確定

この間、校長金崎への処分取消しを求める「金崎裁判」は、「ここから裁判」に先行して進み、２００８年２月に東京地裁が、金崎さんへの懲戒及び分限の各処分を取り消す旨の判決を言い渡し、東京高裁は２００９年４月９日東京都の控訴を棄却した。これに対し、都教委が上告したが、最高裁は２０１０年２月２３日に都教委の上告を受理しない決定をし、都教委の処分の違法（無効）が確定した。

（４）控訴審で再び勝訴の判決

そして、２０１１年９月１６日、「ここから裁判」について、東京高裁（第２民事部 大橋寛明裁判長）は、原審を維持する勝訴判決をした。同控訴審判決は、原判決を踏襲し、①都議らが、政治的な主義・信条に基づき、本件養護学校の性教育に介入・干渉したことを、本件養護学校における教育の自主性を阻害する行為として、旧教育基本法１０条１項の「不当な支配」にあたると認定し、②都教委はこのような「不当な支配」から教員を保護する義務があったにもかかわらずこれを怠った保護義務違反を認め、③厳重注意は一種の制裁的行為であると認定し、教育内容を理由として制裁的取扱いをするには事前の研修や助言・指導を行うなど慎重な手続きを行うべきものとした。また、本判決は、教育委員会の権限について「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまではゆるされない」と一定の歯止めをかけ、学習指導要領の法規範性についても「その一言一句が拘束力すなわち法規としての効力を有するということは困難」とし、「抽象的ないし多義的で様々な異なる解釈や多様な実践がいずれも成り立ちうるような部分、指導の例を挙げるにとどまる部分等は」、「教育を実践する者の広い裁量に委ねられている」と述べた。そして、都議や都教委らが問題とした七生養護の教育実践についてはいずれも学習指導要領違反が無かったと明白に認定するなど、原審を一歩前進させるものであった。この判断は、教員の学校現場における自主性を重視し、都議及び都教委による教育介入の違法性を再び認定した判断として高く評価できる。

他方で、本件の都議及び都教委らによる一連の教育破壊行為の多くについて、最高裁旭川学力テスト判決（昭和５１年５月２１日）が示した判断枠組みによる緻密な検討がなされないまま「不当な支配」に該当せず憲法違反もないと判断したなど、不十分な点も残った。

（５）闘いの舞台は最高裁へ

そこで、一審原告は、平成２３年９月３０日に最高裁に上告した（都議らと東京都も上告）。双方の上告により闘いの舞台は最高裁に移ったが、一審及び控訴審判決の示したあるべき教育の判断枠組みをさらに深め、教育裁判史上に残る意義ある判決を勝ち取りたい。

なお、今回の東京高裁での勝訴判決が、控訴審から新たに弁護団に加わった黒沢いつき、松川邦之、山崎新の３名の新人弁護士の奮闘と大活躍によるものであったことを付言しておく。

◇薬害・医療

薬害イレッサ訴訟　激動の２０１１年，たたかいは最高裁へ

城北法律事務所　津田　二郎

１　薬害イレッサ訴訟は，「副作用のない夢の新薬」として大々的に喧伝され，世界で初めて日本で承認され，多くの副作用死者をだした肺がん治療薬イレッサについて，世界で初めて抗がん剤の安全性を問い，アストラゼネカ社の日本法人とイレッサの承認をした国を被告として，被害の救済を求めている訴訟です。

２　薬害イレッサ訴訟にとって，２０１１年はまさに激動の一年間でした。

１月７日，東京，大阪両地方裁判所は和解所見を出して，国とアストラゼネカ社に被害の「救済責任」があるとして話し合いによる解決を提起しました。

原告はこの提起を評価し，和解に応じることをいち早く明らかにしましたが，アストラゼネカ社は同月２４日，国も同月２８日に和解を拒否することを発表しました。国が和解を拒否することの根拠には，同月２０日ころから学会等が発表した和解所見に消極的な声明等が挙げられていました。

３　ところが２月に入って，学会等から出された声明等は，実は厚労省が依頼して発表させたものであることが明らかになりました。なかには文案まで作成していたものもありました。厚労省は，６年半もの審理の結果，裁判所が出した和解所見に対して反対する見解の発表を学会等に依頼し，これを根拠として政府や政治家に和解勧告を拒否を促していました。まさな自作自演による「やらせ」だったのです。

４　大阪地方裁判所は，２月２５日，イレッサの初版及び第二版添付文書には危険性の記載が十分ではなく製造物責任法上の指示警告上の欠陥があるとしてアストラゼネカ社の責任を認める判決を言い渡しました。これまでの薬害訴訟において製造物責任が認められたのは初めてのことで，極めて画期的な判決でした。

一方国の責任については，「万全の規制権限の行使とは言い難い」としたものの国家賠償法上の責任は認めませんでした。

原告・弁護団は，この大阪地裁判決を力に，政治解決を図るべく３月９日，官邸前行動を行い，菅直人総理大臣（当時）宛の「薬害イレッサ問題の早期面解決を求める申入書」を、福山哲郎官房副長官（同）に手渡しました。

５　３月２３日，東京地方裁判所は，大阪地裁に続きイレッサには製造物責任法上の指示

警告上の欠陥があるとして，アストラゼネカ社の責任を認めました。

さらには，国についても初版及び第二版添付文書について危険性の警告表示をさせるべき「責務」があったのにこれを怠ったとして，国家賠償法に基づく責任を認めました。

このように極めて画期的な勝利判決ではあったものの，東日本大震災という未曾有の災害の直後とあって，大阪，東京両地裁の判決を力にして政治解決まで一気持ち込むという機運は作れずに終わってしまい，舞台は大阪高等裁判所，東京高等裁判所へとそれぞれ移ることになりました。

６　１１月１５日，東京高等裁判所は，一審判決を全て取り消して請求を棄却する全面敗訴の不当判決を言い渡しました。口頭弁論はわずか二回，結審から３週間での判決でした。東京高裁に先立って係属していた大阪高等裁判所ではまだ第一回口頭弁論も開かれていない段階での判決でした。

７　さて東京高裁判決の問題点は大きく二つ指摘できます。

第１点は，承認前の副作用症例の認定の枠組みです。

東京高裁判決は，薬事行政上，副作用症例と認定する際の有害事象と医薬品投与との因果関係の判定については「因果関係を否定することができない」か否かが判断基準とされているが，民事損害賠償法の判断基準は別である旨述べました。そして，東京地裁がした「副作用症例」の認定は，「因果関係がある」とまで認定したものではない，として東京地裁が認定したイレッサの副作用症例を，実質上すべて排斥したのです。

東京高裁判決は，損害賠償法上の因果関係の判断基準と述べているが，この副作用症例について因果関係があるとまで認定できなければならないとする判断枠組は一審被告らさえ主張していないものでした。

過去の薬害事件で企業や国は，医薬品の危険性を示す情報を，因果関係が確定していないとして軽視し，被害を発生・拡大させました。その教訓を踏まえ，被害を実質的に回避するため，予防原則に立ち，医薬品との因果関係が否定できない有害事象を副作用症例と扱い安全対策を講じることを企業や国に求めたのが薬事法や添付文書の記載要領等なのです。これらの行政基準は，損害賠償法上の義務違反や欠陥判断においても中核をなす要素であり，少なくも行政基準に違反すれば，注意義務違反や欠陥が推定される関係にあります。それを分断して訴訟における副作用症例の認定基準を不当に高く設定した東京高裁判決は，不法行為法，製造物責任法の解釈を誤るものであり，スモン訴訟を初めとする過去の判決例にも反すると言わざるを得ません。

８　第２の問題点は，本件添付文書第１版ないし第３版に基づいてイレッサを処方する医師は，「癌専門医又は肺癌に係る抗癌剤治療医」であるという前提に立って，添付文書に欠陥はないとした点にあります。

東京高裁判決は，添付文書の記載欄など表示方法を問題とするのは，「真摯に医療に取り組むこれら医師の尊厳を害し，相当とはいえない」などとしました。

しかし，添付文書に問題なしとする東京高裁判決では，承認から３か月後に緊急安全性

情報が発せられ，添付文書の冒頭の警告欄に致死的な間質性肺炎に関する記載が加えられた後に，副作用報告数が減少した理由を説明できません。

これに対して東京地裁判決は，「医師等の１～２人が読み誤ったというのであればともかく，多くの医師が読み誤ったと考えられるときには，医師等に対する情報提供の方法が不十分であったと見るべき」と指摘して添付文書に欠陥ありとしましたが，いずれが妥当かは，自ら明らかだと思います。

９　薬害イレッサに関する東京高裁判決は，過去の薬害訴訟の到達点を否定し，司法に対する国民の信頼を裏切るものと言わざるを得ず，確定させることはできません。原告・弁護団は，直ちに上告手続きをとりました。

原告弁護団は，東日本訴訟では，これまでの薬事行政の到達，薬害裁判の到達を否定する東京高裁判決を覆すとともに，２０１２年１月２７日に結審予定の大阪高等裁判所での西日本訴訟で，国に対する逆転勝訴をめざして全力でたたかうけついです。どうかご支援をよろしくお願い致します。

Ｂ型肝炎訴訟　和解基本合意の成立と今後の課題

城北法律事務所　　田村　優介

１　Ｂ型肝炎とは

⑴　Ｂ型肝炎の概要

Ｂ型肝炎とは，Ｂ型肝炎ウイルス（ＨＢＶ）に感染することにより起こる病気であり，ＨＢＶに持続感染すると，慢性肝炎，肝硬変，肝がんの原因となる。

Ｂ型肝炎ウイルスは，ヒトの血液を介して感染するものであるが，成人の場合，感染しても免疫機能が発達しているため，基本的に持続感染することはない。

しかし，６歳までの幼児がウイルスに感染した場合，免疫機能が未発達なため，Ｂ型肝炎ウイルスが排除されず，持続感染者（ウイルスが肝細胞内に住み着いた状態）となる。

Ｂ型肝炎ウイルスの主な感染源として，集団予防接種の際の注射器の使い回し，母親からの感染，輸血による感染等がある。日常生活において，Ｂ型肝炎ウイルスに感染することはほとんどなく，集団予防接種において，注射器・筒が連続使用（使い回し）された場合，前の被接種者が持続感染者であれば，ほぼ確実に後者に対し感染する。

現在のところ，Ｂ型肝炎の決定的な治療法は開発されておらず，インターフェロン治療や，抗ウイルス薬の投与により，ウイルスを抑える治療が一般的である。

インターフェロン治療は，強い副作用を伴う治療であり，患者に甚大な負担を強いる。

また，抗ウイルス薬による治療は，開始後治療を中断した場合，肝炎が劇症化するおそ

れがあるため，いったん服用を開始すると，一生続けなければならない。薬代は高額であり，ウイルスが薬に耐性を持つリスクもある。

このように，Ｂ型肝炎に持続感染した患者は，生涯に亘り，肉体的・精神的・経済的負担を受け続けることになる。

⑵　集団予防接種

１９４８年，全ての国民・住民に対し予防接種を義務付ける予防接種法が制定・施行された。国は，注射器・筒の使い回しの危険性を知りながら，連続使用を１９８８年ころまで放置していた。

集団予防接種による感染被害者は，政府推計で全国約４５万人と言われている。これは，提訴可能な証拠が残っている被害者の推計であり，実際の被害者はさらに多いと思われる。

２　原告・弁護団のたたかい

⑴　２００６年最高裁判決

１９８９年，Ｂ型肝炎ウイルスに持続感染した５人の原告が，国を被告として，札幌地方裁判所に訴訟を提起した。２００６年，最高裁は，５人の原告全員について，Ｂ型肝炎ウイルスに持続感染した原因は集団予防接種にあるとして，国の責任を認める判決を出した。

⑵　各地での訴訟提起

最高裁判決を受け，原告・弁護団，肝炎患者団体等は，国に肝炎患者の救済を求めた。しかし，国は，原告５人以外の患者については責任を認めず，救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え，予防接種によってウイルスに感染させられた患者の被害を回復し，ウイルス性肝炎患者全員が安心して治療を受けられる恒久対策の確立を求め，２００８年，全国各地で訴訟が提起された。

⑶　２０１１年基本合意成立

原告・弁護団は，全国各地での街宣行動，厚生労働省前での座り込み，院内集会，国会議員要請，政党ヒアリング，地方議会での決議要請等の運動を積極的に行った。この結果，Ｂ型肝炎問題は徐々にマスメディアでも大きく取り上げられるようになり，また，国会議員にも同問題が浸透していった。

このような状況のなか，２０１１年1月１１日，札幌地裁は，和解による解決のための所見を示した。同所見は，キャリア被害者に対する救済内容が十分なものとは言えないなどの問題があるものの，全員救済につながるものと評価できるものであった。

同月，原告団及び国は所見の受け入れを表明し，同年６月２８日，国は正式に責任を認めて謝罪し，被害者の個別救済，及び肝炎患者の治療・生活支援や患者等への偏見差別をなくすための恒久対策などについて定めた「基本合意」が国と全国原告団・弁護団との間で締結された。同年１２月９日には，これを受けた「特定Ｂ型肝炎特別措置法」が臨時国会で成立した

３　今後の課題

和解基本合意を受けて，弁護団は，既提訴原告（現在，全国で２０００名超）の個別和解成立，及び新規提訴希望者の提訴に尽力しているが，あわせて，国による恒久対策として，医療費の補助，治療方法の研究・開発促進，差別・偏見を防ぐための施策の拡充等を強く求めているところである。

また，肝炎発症後２０年を経過した原告について，国は民法７２４条後段の除斥期間を主張しており，この除斥期間の問題は，大きな論点として未だ残ったままである。

被害者全員救済のため，今後も一層全力で取り組んでいく必要がある。

「茶のしずく」石鹸の被害について

八王子合同共同法律事務所　飯田　美弥子

特別報告集に相応しいかどうかわからないが、今、全国に２０にものぼろうかという数の弁護団ができ、電話１１０番を行えば、「つながりにくい」と苦情を受けるほどの広がりを見せている「茶のしずく」石鹸によるアレルギー被害事件で、私自身が最も重篤な症状の被害者の一人であることから、報告の要請をいただいた。

発症の状況については、団通信（2011 年 12 月 1 日号）に記載したので、重複は避けることにしたい。

責任論、損害論についても、現在、提訴準備のため、弁護団が検討を重ねているところなので、現時点で論じることは控える。

発症の状況を報告してみて、なかなか理解してもらえていないと思われる点について、以下に補足させてもらおうと思う。

２　運動誘発性の小麦アレルギー

テレビを見た方々からいただく年賀状の中に、「お膚が戻られますように。」等の言葉が添え書きされているものが複数あった。

石鹸によるアレルギーだから、膚がかぶれたのだろう、という誤解は、なかなか抜けないようである。

本件で怖いのは、石鹸の使用によって接触性のアレルギー（花粉・ダニなどがその例）ではなく、食物アレルギーを発症した点である。

発症のメカニズムはまだ解明途上であるが、「グルパール１９Ｓ」という、分子量の大きな加水分解コムギを含む石鹸で洗顔を続けたことから、目・鼻・口などの粘膜から、経皮的にコムギ成分が吸収され、本人の気づかぬうちに、体に小麦に対する抗体ができていったことは間違いないようである。

さらに、理解を難しくしているのは、運動誘発性である点である。

小麦を摂取したからといって、直ちに発症するわけではない。アナフィラキシーショ

ックで既に知られている、そばやピーナッツなどとその点が違うところである。

私が発症したのは、２回がジョギング中、最後は、自宅から事務所までウォーキング程の速度で歩いて行ったときであった。

3　小麦由来食品のカット

小麦由来の製品を取らなければ発症しないし、小麦由来製品を取っても運動しなければ発症しない。

二重の安全弁があるようにも思われるが、小麦由来製品を取らない、という制約を守ることが、想像以上に困難であった。

食べられない物をざっと挙げると、うどん・そば（大抵、つなぎに小麦が使われている。）・ラーメン・パスタなど麺類、パン・ピザ・マカロニ・餃子にシュウマイに春巻きの皮、カレーやシチュー、ポタージュも小麦で濃度をつけているので、駄目である。唐揚げ・てんぷら・フライの類は衣が駄目。パン粉が入っているから、肉団子・ハンバーグなどの挽肉料理も駄目。クッキー・ビスケット・パイやカステラ生地など洋菓子のほとんど、饅頭の皮も駄目。麦茶にビール（麦酒）も危ない。

しかし、これらは、目に見えるからまだかわいいものである。

目に見えない、つなぎとして使われているグルテンが曲者である。私が２度目にショックを起こしたときは、漢方薬のつなぎに使われていた小麦由来成分であったし、３度目のときは、魚肉ソーセージに使われていたつなぎと考えられる。「デンプン」とだけ表示があるものは、小麦由来かもしれないから、避けている。「デンプン（馬鈴薯由来）」まで書かれていて初めて安心である。食品裏の細かい記載を読むために、私の携帯ストラップには拡大鏡が内蔵されている。

こう書いただけで、食べられる物が非常に少なくなることが理解していただけるだろう。

味噌と醤油は、発酵によって小麦タンパク質が分解されているから、抗原としての作用が弱いと知ったときは、大変嬉しかった。外食することが随分楽になった。

4　運動の制限

しかし、どれだけ気をつけていても、うっかり、小麦由来製品が口に入ってしまうことはある。小麦由来成分が体内に入ったことに気づかないこともあり得る。

だから、運動の制限をしなければならない。私の場合、１０分以上連続しての運動は禁止されている。運動というのはスポーツの意味ではない。体に対する負荷であるから、連続して階段を昇ることも危険である。

小麦を完全に除去するのが難しいとわかったときに、未練を断ち切るため、スキーウェアやテニスウェア、水着を捨てた。悲しかった。

しかし、死ぬかも知れないのだから、命をかけてまで運動はできない。体の中に、運動すると破裂する爆弾を抱えているような状態なのである。

5　アナフィラキシーショックについて

食物アレルギーの食事制限の大変さが知られていない（従来の私もそうだった。）のと同様、アナフィラキシーショックに関しても知られていないように感じられる。

私が常に携行しているエピペン（アドレナリン注射液0.3mg）の説明書に掲げられている症状のうち、私が経験した他覚症状は、「血圧低下」「脈拍微弱」「紅潮」「眼瞼浮腫」「口腔粘膜浮腫」「意識障害」等であり、自覚症状は、全身の痛痒感である。

私の場合、掌から痒みが始まり、発赤し、浮腫が始まるようである。（顔は見られないのでわからない。）一度、始まったが最後、自分の意思ではどうにもショックを止めることができない。意識を失うまでの僅かな時間に、エピペンの自己注射を着衣の上からでいいので、太腿にし、救急車を呼ばなければならない。救急車を呼ぶには、場所を正確に伝えられなければならない。

私がバッタリと倒れた初回のショックのとき、自宅であったので、頭と胸部に軽い打撲をしたぐらいで済んだが、他の被害者の中には、倒れた拍子に骨折した、という人も複数いる。意識を失う場所によっては、倒れること自体が危ないことである。

エピペンを携行しているということは、常にそうなることを覚悟している、ということである。食物でも薬品でも何かを口に入れるたびに、私にとっての毒は入っていないか、と思いながら、飲み込む、ということでもある。

この緊張感、精神的苦痛を、どう金銭的に評価すればいいのだろうか。

6　私自身は、昨年６月２日にリコール葉書を受け取るまで、抗がん剤の副作用とか、加齢とかで免疫機能が低下したのだろうと思って、アレルギーにも黙って対処してきた。

その生活に、急に皆の注目が集まって、戸惑っている。

生きていること、いや、死なないこと。そのための食事制限・運動制限。私は、賠償よりも、この制約から解放される日が来ることを切に願っている。

◇刑事・弾圧

無実の者を無罪に！４３年の闘い実る
～えん罪布川事件，再審無罪判決と
その後、そしてこれから～

東京合同法律事務所　三浦　直子

１　４３年の闘い実る

２０１１年5月２４日，水戸地方裁判所土浦支部は，布川事件の被告人櫻井昌司氏，杉山卓男氏に対し，再審無罪判決を言い渡した。もともと，判決の言い渡しは，同年３月１６日に予定されていたが，このたびに東日本大震災の影響により，延期になっていた。

この再審無罪判決に対し，検察官は控訴せず，同年６月７日の経過をもって、同判決は確定した。１９６７（昭和４２）年１０月、両氏が別件逮捕されてから実に４３年余りの長い長い闘いが実った。戦後，無期懲役以上の事件で再審無罪が確定した事案としては７番目となるが，逮捕から無罪確定までの日数では島田事件，免田事件の３５年を上回り，最長を記録することになった。もちろん，共犯事件の再審無罪は初めてである。

２　えん罪布川事件と闘いの概要

今から約４４年前，１９６７（昭和４２年）年８月末に，茨城県利根町布川で１人暮らしの男性が自宅で首を絞められて殺害され金員を奪われるという強盗殺人事件が発生した。当時，２０歳と２１歳だった両氏は，それぞれ軽微な別件で逮捕，勾留された後，捜査官らの強制や誘導によって自白させられたが，第１審公判開始以降，このたびの再審無罪判決まで，一貫して無実を叫び続けてきた，という事件である。

両氏の無実の叫びにもかかわらず，１９７８（昭和５３）年，最高裁で無期懲役が確定し，その後，両氏は，１９９６年（平成８年）１１月に仮出獄するまで，実に２９年間余り刑務所に囚われの身となった。その間，両氏は再審請求を申し立てたが，第１次再審請求は最高裁まですべて棄却。「布川は６回負けた」といわれる所以である。

その後，第２次再審請求申立に至まで，まさに９年もの月日を要した。再度の再審申立

がいかに困難なものだったか，当時の弁護団の苦悩が推察される。苦悩の末に，弁護団は，第２次請求審では，第１次再審請求審における「１点突破主義」から、基本的論点すべてにわたって新証拠を提出し、有罪証拠の弾劾すると方針を転換し，多くの実験や鑑定を
行ってきた。殺害方法が扼頸か絞頸か及び殺害方法の順序に関する法医学鑑定，現場のガラス戸の破損原因を分析する実験と鑑定，自白どおりに行動して指紋を採取する実験，テープの編集痕を発見した音響解析，便所窓からの脱出実験等々，その数は２０を超える。

そして，布川といえば，証拠開示といわれるように，徹底して証拠を分析し，対象を具体的に特定して開示請求を繰り返した。そうして，両氏の無実の証拠が徐々に開示されていったのである。

こうした闘いを重ね，ようやく，２００５（平成１７）年９月に水戸地裁土浦支部で再審開始決定が出された。そして，検察官の即時抗告，さらに特別抗告が棄却されて２０１０（平成２２）年１２月に再審開始が確定した。第２次再審請求審のみでも実に８年間にわたる闘いである。さらに、その後、６回の再審公判を経て，遂に無罪判決に至ったのである。

３　無罪判決の内容と特徴

こうして遂に獲得した無罪判決は、まず冒頭で，事件と両氏を結びつける物的証拠が何一つないこと，確定審の有罪判決を支えるのは，目撃供述と捜査段階の両氏の自白という供述証拠しかないことを指摘する。まさに布川事件の特徴である。

そのうえで，６名の目撃供述の信用性について，確定審段階の証拠に，再審請求審で開示された初期の供述調書や捜査報告書を加えて詳細に検討し，供述がなされた経緯の不自然さ，供述の甚だしい変遷，他の証拠との不整合性を指摘するとともに，検察官はじめ捜査官の誘導が作用した可能性を否定できないとしたうえで，両氏を目撃したとする最も重要な証人の供述については，「信用性に欠けるというほかな」いと断じ，「一連の目撃供述を全体として考慮しても，結局のところ，本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え，あるいは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しない」との結論を導いている。

そして，両氏の自白については、まず，①自白の変遷について，２０頁にも及ぶ詳細な検討を行い，広汎かつ不自然，不合理な変遷を指摘し，続いて②両氏の自白相互の矛盾を分析し，さらに，③自白と客観的事実との整合性について，殺害行為の順序や物色行為，ガラス戸の偽装工作，便所の窓からの逃走といった多様な点から３０頁を費やして詳細な分析を加え，２人の自白の信用性に重大な疑問があるとし，任意性についても一定の疑いがあると結論づけた。とりわけ，自白の生成過程について，自白に至った経緯，心境，その後の調書作成状況を語る両氏の供述に理解を示し，両氏の供述に重きを置く一方で，「自分から自白した。」，「誘導はしていない」といった捜査官の証言に対し「率直さに欠けた自己防衛的なもの」と切り捨てている。

判決全体をみて，慎重ともいえる歯切れの悪い表現が目に付くことは事実である。また、警察・検察批判がなされていないこと，とりわけ証拠隠しに対し全く言及されていないこ

と，そして，このえん罪の原因についての明言がなく、裁判所の自白偏重といえる証拠評価がえん罪の原因のひとつであることへの反省が全くないことは大変遺憾である。

しかしながら，この判決は，両氏と犯行を結びつける証拠は全くないことを確認し，「一連の目撃供述を全体として考慮しても，結局のところ，本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え、あるいは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しない」と宣言し，こうした状況のもとでは，「殊の外慎重な姿勢で」自白の任意性、信用性の有無を判断しなければならない，と，供述依存，自白偏重の裁判に警笛を鳴らしている。

そのうえで，両氏の自白が信用できないというだけではなく，自白が強要や誘導によって作り上げられたものであることを認め，捜査官が供述証拠を作り上げなければ，もともと両氏を本件に結びつける証拠は何もなかった，すなわち，捜査機関が生んだえん罪であったことを明らかにしたのであり，この判決の意義は大きい。

そして、判決は，一連の各目撃供述と自白の信用性を否定する一方，これら目撃供述や自白と表裏の関係にある両氏のアリバイ供述について，「一部とはいえ、客観的な裏付けも存している。」とまで認定し，有罪の証拠が信用できないだけではなく，二人の公判供述に優位性を認めている。すなわち，完全無罪の判決といえるのである。

４　無罪判決後のたたかい

（１）無罪判決草稿問題

こうした無罪判決までの長い闘いのなかで、警察、検察の違法捜査、証拠隠し、さらには公判における偽証、さらに、自白偏重という裁判所の問題点が次々と明らかになっていったが、無罪判決後、検察と裁判所の「蜜月関係」も明らかになった。

検察側は、５月２４日、判決言い渡し終了後、水戸地裁土浦支部（神田大助裁判長）に対し「控訴検討のため」として判決読み上げ用の草案の交付を要請し、同支部は同日中に１６８ページの原稿を提供した。他方、弁護団が、事前に判決原本の謄本か要約版の提供を求めていたのに対しては、交渉の末、主文宣告直後、報道機関向けの極めて短い要約を提供されたのみであり、しかもその際、「公平を期すため」検察側にも同じ要約が渡された。しかしながら、上記草案について、弁護団には全く交付されなかったのである。

弁護団は、同年６月１日、裁判所の対応を「一方のみ便宜を図る不公平な扱い」として、抗議声明を出した。　水戸地裁小池裕所長は、「検察官への交付は、刑事訴訟法の予定していない取り扱いで適切とは言い難い。是正し、常に公平で透明な裁判運営が行われるよう努力したい。」と反省の弁を述べている。

その後、弁護団は同年１０月２６日付で、無罪判決草稿を検察官が入手したことに抗議し、併せて検察の捜査・公判活動を総検証することを求めて水戸地方検察庁に申入書を送付している。

（２）司法研修所教材の不適切記載に対する訂正の申し入れ

司法研修所の教材本のひとつである「自白の信用性－被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として－』（１９９１年、司法研修所編集、法曹会発行）においては、布川事件に関し、不適切な記載が多々ある。例えば、捜査段階の「自白」に不合理な点があるものの、「凶行直後あるいは凶行時の興奮、狼狽（ろうばい）の心理状態」、「少しでも罪責を軽減しようと、ある事実を秘匿したり、ことさら虚偽を混じえて供述」などの理由から生じ、「一応の説明がつく」としたうえで「自白全体の信用性に影響しない」例とする点などである。

弁護団は、長年、この不適切な記載に怒りを抱いてきたが、この記載について、再審無罪が確定した２０１１年６月以降も改訂の動きはなかった。

そこで、弁護団は、同年１０月２６日付で、司法研修所編集、法曹会発行の『自白の信用性』につき、その記載内容に不適切な箇所が多数あるので改訂等を求めて両者宛に申入書を送付した。

これに対し、出版する財団法人「法曹会」は、結局、無罪判決を参照するよう呼びかける文書を差し込むものの、これまでとおり販売を続けるとし、「改訂の予定はない」との、不当な態度を続けている。

（３）刑事補償請求

桜井、杉山両氏は、２０１１年８月２９日、刑事補償法に基づく補償金を１人につき約１億３千万円支払うよう、水戸地裁土浦支部に請求した。同金額は、２人が逮捕されてから仮釈放されるまでの約１万６００日に、同法の上限額である１日当たり１万２５００円を掛けた金額である。

これに対し、水戸地検土浦支部は意見書を提出し、布川事件の強盗殺人罪と併合審理された窃盗や暴行などの罪は有罪判決を受けたと指摘したうえで、一審の有罪判決が確定し、第１次再審請求も退けられた経過を挙げ、「何ら疑われるべき事情がない」とする補償金請求の理由は相当ではなく、「適正妥当な金額が算出、決定されるべき」と述べている。

桜井、杉山両氏は、同年１２月、「検察は今でも私を犯人と考えているのか」、「証拠を隠したことを反省しないのか」などと抗議する抗議文を出した。いまだ何ら反省を示さない検察に
対する憤りは高まるばかりである。

５　これからの闘い

無罪判決を得て、櫻井・杉山両氏は、これまで以上に精力的に全国各地を周り、闘いのなかで明らかになった刑事司法の問題点を語り、えん罪被害者の救済・刑事司法の改革に向けた活動を続けている。

井手洋子監督の布川事件ドキュメンタリー映画「ショージとタカオ」も、国内主要

映画賞（キネマ旬報、文化庁映画賞、毎日映画コンクール）３つを受賞し、この映画を通じ、多くの市民のえん罪に関する問題意識が高まった。

弁護団は、現在、布川事件の闘いを振り返り、記録集の作成に取り組んでいる。現在の刑事司法の問題点を確認し、引き続き、問題改善に向けた取り組みを行っている所存である。この４３年あまりの闘いに関わられた現弁護団，弁護団ＯＢ，救援会の方々，支援者の方々，そして何より櫻井氏と杉山氏に敬意を表するとともに，この闘いに関われたことを私自身，とても光栄に思っている。なかでも，杉山氏の被告人質問を担当させて頂いたこと，弁論要旨で強盗殺人罪以外の罪について免訴の主張を担当させて頂いたことは，私自身の財産である。特に，杉山氏の被告人質問の準備のため，杉山氏や弁護団員と打ち合わせを繰りかえすなかで，やっと無実の人が自白をするというのはどういうことなのか，実感を持てたように思う。

今後，私自身も、布川事件の勝利を，すべてのえん罪被害者の救済とえん罪を生まない刑事司法改革の力にしていけるような活動に関わっていきたいと考えている。

３年目を迎える裁判員裁判

ウェール法律事務所　石井　逸郎

１　定着した裁判員裁判

２００９年5月２１日より施行された裁判員法も間もなく３年を迎える。昨年３月１１日に大震災があり、被災地における裁判員裁判はどのように運用されるべきか？などの課題もあったが、無事にこれも乗り越え、いよいよ裁判員裁判も定着したと言えるだろう。最高裁のＨＰに公開される「裁判員裁判の実施状況について」によると、裁判員の感想は、実に９５％以上の方が、よい経験になった、と回答している。かつてトクヴィルが、アメリカ民主主義の基礎には陪審がある、陪審は民主主義の学校になっている、とその意義を論じたが、今や日本社会における裁判員裁判にも同様の社会的効果を認めてもよいのではないだろうか。

実施前には、裁判員の心理的負担の問題も議論されたが、この点で問題となったような事態は、顕在化していない。

また、昨年は、１１月１６日に、最高裁は、判事１５名の一致した結論として、裁判員法が合憲であることを明確に認めた。これにより、違憲か合憲かという不毛な論争にも終止符が打たれるであろう。最高裁自ら、同判決において、「法曹のみによって実現される高度の専門性は、時に国民の理解を困難にし、その感覚から乖離したものにもなりかねない」と言い切ったことの意義は、決して小さくはない。

２　弁護士会側の裁判員裁判に対する取り組みの状況

個人的には、一昨年の年末に、被告人が中国人の男性の、階段からの転落死と階段の上での被害者の男性に対する暴行との因果関係が争点となった傷害致死事件において、因果関係を否定する裁判員裁判の判決をいただいて以来、所属する第二東京弁護士会のＳ名簿に登録され、昨年もいくつかの裁判員裁判の国選弁護人に選任された。東京弁護士会と第二東京弁護士会の場合、裁判員裁判の特殊性に鑑みて、その国選弁護人は、弁護士会所定の条件を満たしたＳ名簿登録の弁護士をあてることとしている。

しかし昨年、当方が受任した裁判員裁判事件は、強盗致傷、殺人未遂が２件あったが、いずれも、強盗の成否あるいは殺意等を争ったところ、１つ目は傷害罪に落として起訴され、もう１件は示談を成立させて傷害罪の略式罰金、３つめは医療観察となって、いずれも裁判員裁判の公判には至らなかった。検察も、弁護人の力量等を判断して、裁判員裁判を避ける傾向がある、などとも言われている。被疑者段階において、弁護士会があてるＳ名簿の弁護人らは、被疑者ノートを差し入れ、取調べの可視化を求める等の果敢な活動を展開し、すると、捜査機関側も乱暴な取調べはできない状況になっている、と評価できるだろう。裁判員裁判施行前に、自由法曹団は、「どう裁判員裁判を迎え撃つか？」と問題提起をしたが、迎え撃つ体制を弁護士会側も構築しつつあると言えるだろう。

３　検察官控訴の問題

昨年大震災直後の３月３０日、そのどさくさにまぎれるかのように、裁判員裁判初の全面無罪となった千葉地裁の覚せい剤密輸事件について、東京高裁は、同じ証拠関係に基づきながら、３名の職業裁判官だけでこれを破棄して有罪判決を下すという、裁判員の証拠評価や事実認定をまるで台無しにするような控訴審判決を下して激震が走った。しかし、最高裁は、本年１月１９日、この件で弁論を開いた。判決期日は未定であるが、今年はその最高裁の判断がまず注目される。

ちなみに、前述の因果関係が否定された当方の傷害致死事件については、実は検察は控訴をしなかった。また、昨年１０月２４日の東京地裁の判決は、傷害致死事件について正当防衛を認めて無罪としたが、これも検察は控訴をしていない。私見を言えば、検察は、因果関係や正当防衛など、事実関係を前提とした上で「評価」が争いになる場合は、裁判員らの民主的討議に基づくその評価を尊重しようとするのに対して、事実関係の認定において、検察として自信を有している証拠構造にありながら、これが否定された場合には控訴をする傾向にあるのではないか、と考えている。

一方、いずれも福岡高裁であるが、昨年１０月１８日に、殺人事件で一審の有罪判決を破棄し無罪とする控訴審判決が、同年１１月２日には、現住建造物放火事件で一審の有罪判決を無罪とする控訴審判決が為されている。

いずれにしても、裁判員裁判における控訴審の問題、特に検察の控訴の問題は３年後見直

しの大事な検討課題である。

４　３年後見直しの課題に関して

～裁判官１名、裁判員４名の審理システムの積極活用の提案～

日弁連は現在、３年後見直しの課題に関する意見書をまとめているが、その中で、裁判員裁判対象かどうかを問わず公判前整理手続に付することの請求権を設けるとか、裁判員裁判対象事件の拡大等が検討されている。裁判員裁判実施前の状況と隔世の感がある。当時は、実施が直前に迫ってもなお裁判員裁判に対する延期論、消極論があった。が、こうした傾向が克服されつつあるのは、先に述べたように、自由法曹団も「どう裁判員裁判を迎え撃つか？」と問題提起をし、弁護士会側も体制を整えて（Ｓ名簿の充実等)、裁判員裁判の積極的意義を実証する成果を上げつつあるからである。

量刑判断に裁判員が加わることの問題性も、当時はさかんに議論されたが、介護疲れ殺人等の事案において、裁判員らしい温情あふれる判断が続出して、こうした議論も余り聞かれなくなった。私見を言えば、介護疲れ殺人等、殺人といっても、今日、複雑で多様な社会背景や人格形成をバックグラウンドとする難しい事案がみられるようになって、社会経験の乏しい数名の職業裁判官だけで、国民を納得させる量刑判断を下すのは、難しくなっていると思う。かえって、いろんな人生を歩んできた裁判員らの真摯な民主的討議にこそ量刑判断を委ねるべきである、という発想は合理的であるし、国民も、今の裁判員裁判の在り方を支持していると思われる。

むしろ、日弁連等でも余り議論されていないが、裁判員裁判対象事件を拡大する上で、今の裁判員法も、適当な事件の場合、裁判官１名、裁判員４名で審理することを可能としていて、この審理システムの活用の問題がある。当時、日弁連は、裁判官１人による裁判員裁判を主張していて、これを考慮して、争点等も簡易な適当な事件に限り、裁判官１名、裁判員４名の簡易な審理システムを採用できるとする規程が設けられたのであるが、今のところ全く用いられていない。裁判員裁判対象事件を拡大する上で、このシステムの活用には戦略的意義があると思われる。例えば、情状しか争点がないような事案では、積極的にこの審理システムを用いてはどうだろうか。自由法曹団こそが、このシステムの積極活用を提起することを提案したい。

４　さいごに

今年、さいたま地裁で、連続不審死事件で１００日に及ぶ裁判員裁判が行われることが話題になっているが、これも、裁判員は立派に務めあげると思う。

今後、ますます、いろんな事件を経験して、裁判員裁判は、さらなる深化をとげ、国民の刑事司法に対する関心もさらに高まっていくことだろう。

西武池袋線痴漢冤罪小林事件

旬報法律事務所　佐々木　亮

２００５年３月１８日、西武池袋線、午後１０時３５分発、池袋発飯能行き急行。小林さんは、この電車に乗った。今思えばこれが小林さんの人生を大きく狂わせることになる。

電車が石神井公園駅に着き、小林さんが降車したところ、突然、男から肩をつかまれた。男は、後ろを見ろというようなジェスチャーを小林さんにした。小林さんが男の後ろを見ると、若い女が泣いているような様子で立っていた。痴漢に間違われたのか？小林さんは心の中でそう思った。しかし、身に覚えのないこと、駅員に話せば分かってもらえるだろうという軽い気持ちで駅事務室へ向かった。ところが、そこから先はただただ犯人扱いされるというものであった。

駅員に対し、小林さんは身の潔白を説明した。男も実際に小林さんが女を触っている様子は見ていないという。しかし、とりあえず警察へ、ということで、石神井警察署へ行くことになる。小林さんも警察なら分かってくれるだろうと思ったという。石神井警察署で小林さんは、警察官から「お前！何やったかわかってるのか！」「このオヤジ！」と怒鳴らるなど、一切小林さんの言い分を聴くことはなかった。そして、小林さんは自分が現行犯逮捕されていたということを知るのである。

被疑者段階から弁護人として、城北法律事務所の田場弁護士がつき、私も誘われて弁護人になった。不起訴になるよう３０通以上の嘆願書を短時間で集めて出すなどしたものの結果は起訴されてしまった。起訴後、保釈を求めたところ、準抗告を経て保釈が許可された。これは嘆願書などが効いたものと思われる。なお、小林さんは元先生であり、近所の人や職場の信頼がとても厚い人なので、かつての教え子や近所の方、同僚の方などから瞬く間に嘆願書が集められたのであった。

保釈されたことにより裁判は争いやすくはなった。争点はいくつかあったが、裁判の中で明らかとなったことは、小林さんを「逮捕」した男の証言する犯人の服装と小林さんの服装が全く違ったこと、小林さんの当時の手の状況が被害者とされる女のいうような犯行ができるような状態ではなかったことなどである。特に後者は、小林さんを診ていた医師に出廷してもらい「困難」「不可能に近い」という証言まで得られているのであった。弁護団は無罪を確信していたが、結論は有罪。服装は記憶違い、手の状態については別の指でできる、というものであった。なお、担当判事は、判検交流で裁判官となっている検察官であった（判決後すぐ検察に戻った）。

その後、２審で争うも控訴棄却。担当部は最高裁で無罪となった防衛大教授を有罪にした裁判長の部であった。すぐに上告し、補充書などを出すなどして争うも、上告から２年ほど待たされた挙句、棄却（２０１０年７月２６日付）。そして、２０１０年１０月１９日、小林さんは収監されてしまった。

小林さんは全身性強皮症という難病に罹患していた。実は、この病気は無罪の証拠にもなり得るものであったが、難病であるがゆえに１審段階では同病の診断はなされていなかった。２審段階で診断されたものの関係証拠はすべて却下された（事件当時の診断ではないので関連性がないとされた)。

この全身性強皮症という病気は治療をやめると悪化し、悪化するとこれを改善するのは難しく、限りなく不可逆的な病である。

ところが、収監後、東京拘置所では強皮症に対する治療を全くしてくれなかった。弁護団は、収監前に家族とともに検察庁に何度も足を運び、収監しないでほしい、もし収監するにしても治療は絶対にするように、という要望をしつこいほど出していたにもかかわらずである。

そのため小林さんの病状は急速に悪化し、東京拘置所にいた３週間ほどで小林さんの体重は１０ｋｇ以上落ちてしまうという恐ろしい状況になった。弁護団からの再三の抗議や要望を無視し続ける東京拘置所の収容者に対する医療状況には怒りを禁じえない。小林さんに対する刑の執行停止を求める署名も１０００を超えて集まり、テレビなどでも報道された。

小林さんは東京拘置所から静岡刑務所へ移監された。静岡刑務所でも当初は治療が不十分であったが、難病の専門医を伴って刑務所の医師と面会するなどして、どうにか治療が再開され、その後も弁護団から静岡刑務所に１０回以上にわたり「要望書」を出すことで、徐々に改善されていった。

他方、弁護団は最高裁の棄却決定を受けた直後から再審を検討し、２０１１年２月には早々に再審請求を行った。再審請求では、①供述の心理学の観点からの鑑定書、②全身性強皮症の専門医から小林さんが事件当時もこれに罹患している可能性が高いという鑑定書などを新証拠として提出した。その後、補充書を３通、追加証拠を出し、昨年暮れに人証調べの請求書を出したところで、現在、裁判所からの連絡待ちである（２０１２年１月時点)。

ところで、２０１２年１月２６日、小林さんは仮釈放された。刑期は８月まであるにもかかわらず、しかも、無罪を求めて再審請求をしている最中であるにもかかわらずである。これは、運動の成果に他ならない。再審請求にも、きっといい影響があるだろうと思う。

最高裁の判断を待つ国公法違反２事件（堀越・世田谷事件）の歴史的意義

ウェール法律事務所　石井逸郎

１　上告趣意書、答弁書を提出。

堀越事件における一昨年３月２９日の東京高裁第５刑事部による適用違憲とする逆転無罪判決と、世田谷事件における同年５月２２日の控訴棄却判決（東京高裁第６刑事部）についての上告審は、ご承知のとおり、両事件とも最高裁第２小法廷に係属している。

弁護団は、昨年は、世田谷事件について１月に上告趣意書を提出し、６月には、堀越事件について、一昨年の９月に出ていた検察の上告趣意書に対する答弁書をそれぞれ提出した。

並行して、弁護団は、一昨年以来、古田佑紀判事の回避と、両事件の大法廷への回付を上申している。古田判事は、堀越事件については、捜査・起訴に際し検察当局にいて関わっていることからこれを回避するも、世田谷事件とは時期がずれるという形式的理由のみでこれを拒否し続けている。しかし、両事件は、社会保険庁の職員が、休日、職場や職務と何らの関連もない態様で、マンションの集合郵便受けに、日本共産党のビラ等を投函したに過ぎないという点で全く共通する。堀越事件について、猿払判例と同様に国家公務員法（以下、「国公法」という。）１０２条１項を適用できるとした検察当局の判断に古田判事が関わったものである以上、世田谷事件についても、公正なジャッジを望むならば、最高裁の他の判事を信頼して自らはその審理・判断からしりぞくべきであるが、彼はそうしない。

２　「公務の中立性」とは何なのだろう？

国公法は「公務の民主的且つ能率的運営」の確保を目的とした法律であるが（同法１条）、公務の運営が政治的に偏向されることなく、中立的な運営が確保されることは、国民全体の願いでもある。

しかし、そのために、一人一人の公務員の、休日の、職務や職場と何も関連しない態様での、市民的な政治活動の自由までも広く制限する必要は全くない。猿払事件は、郵便局の職員が、その集配ルート上にポスターを掲示し、職場周辺でも同僚等にポスターの掲示を指示・依頼しつつ配布したという事案であるが、両事件は、その猿払事件と比べても、全く職場や職務と関連しないばかりか、単にポストに投函しただけで、人に対面して配布したことすらないのである。

このような事案においても国公法１０２条１項を適用するというその政治的狙いは明らかである。両事件の捜査・起訴は、いずれも自民党・小泉政権下での出来事であった。前

述のとおり、この期に及んでなお頑迷に世田谷事件について回避しようとしない古田判事の政治性は、両事件を主導した警視庁公安部や検察当局こそ、むしろ公務を政治的に偏向させ運営する存在であることをかえって浮かび上がらせるものとなっていて、異常である。これに対し、両事件の被告人らは、職場においては地道に職務に励む、他の同僚からも評価の高い、極めて良心的な優秀な公務員であった。

３　この間の最高裁の精神的自由をめぐる一連の判例

さてこの間、最高裁は、投票価値の平等をめぐる判決や、「日の丸」「君が代」問題での一連の判決等、精神的自由をめぐる興味深い判断をいくつか示している。その総合的な評価は、それぞれの事件に関わった先生方に委ねるべきであるが、弁護団では、現在の最高裁は、精神的自由に対する制約に関しては、その立法裁量や行政当局の裁量に対しても司法は積極的に介入すべきという方向性にあるのではないか、と議論している。すなわち、選挙制度の設計が広く国会に裁量が認められるとしても、投票価値の平等を侵害する状態は速やかに是正すべきであってそれを怠って行われた選挙は無効とすべきとする傾向や、「日の丸」「君が代」をめぐる教師に対する処分者の裁量には、戒告はまだしも、減給や免職に至る場合には積極的に司法が介入すべきとする傾向（２０１２年１月１６日判決）が伺われるからである。

「日の丸」「君が代」を掲げた卒業式入学式における起立の強制が、教師の「思想良心の自由」に対する「間接的な制約」にあたると評価した点も、私は、「一歩前進」と評価している。

ここでいう「間接的な制約」と、猿払判例の国公法１０２条１項を公務員の政治活動の自由に対する「間接的付随的な制約に過ぎない」とする表現の体裁や文言とは、字面だけを見ると似ているように思えるが、意味・ベクトルは、実は１８０度くらい異なっている。前者は、儀式における起立は、本来は儀礼的な、形式的な所作に過ぎないが、「日の丸」「君が代」に対する不起立という側面からみると、「日の丸」「君が代」に対する価値観、世界観を表明する表現行為にもあたるので、これに対する制約は、教師の「思想良心の自由」に対する「間接的な制約」にあたるとするのに対し、後者は、ビラ配布という、本来も表現行為そのものであるはずの行為に対する制約を、「間接的付随的な制約に過ぎない」と強弁するものだからである。すなわち、有名なアメリカのオブライエン判決は、ベトナム戦争に抗議する徴兵登録証明書を路上等で焼却する行為について、その行為自体は本来は単なる器物損壊行為に過ぎないが、その表現目的に鑑みて表現行為にもあたるとし、これに対する制約は、表現の自由に対する「間接的付随的な制約」にあたるとしたのであるが、猿払判例は、このオブライエン判決の誤用（というより、当時の香城最高裁調査官らによる意図的で悪質な曲解）なのに対し、「日の丸」「君が代」問題での判例におけるそれは、本来のオブライエン判決の思想を汲んだものとも評価できる。

４　法令違憲を目指して

以上の最高裁の動向において、弁護団は、前述の適用違憲判決の維持にとどまらず、国公法１０２条１項、人事院規則１４－７そのものの法令違憲判決を目指すことを確認している。

両事件における警視庁公安部や検察当局の権力の行使は、特に堀越事件の場合尾行・盗撮等の無法を繰り返し、人事院はもちろん、所属する社会保険庁自体も何ら問題視していなかったにも関わらず（「公務の中立性」に何の影響もない以上問題視しようがない。）、突然起訴に至るというものである。一介の公務員の、休日の市民的な表現の自由に対する捜査権力のこの乱暴な介入が、法の執行者としての裁量の限界を大きく越えるものであることは明らかである。国家権力の側に、このような裁量の濫用を許す余地を国公法１０２条１項が与えているのだとすれば、そのような法令は、まさしく「過度に広範な規制」に該当するとしてその法令自体を違憲無効とするより他ない。

前述のとおり、最高裁の精神的自由をめぐる事件の扱いに変化が生まれているのだとすれば、それは、これまでのビラ配布事件等をめぐる私たちの運動や戦いが最高裁を動かしてきたと確信をもつべきである。また、裁判員裁判の実施と定着の中で、裁判員を経験した市民の積極的な感想や職業裁判官の新鮮な感動等も、最高裁をより市民的常識に鋭敏にさせてもいるだろう。

特に、昨年３月１１日の大震災とその後の福島原発事故は、原発訴訟に関して行政を信頼し過ぎていた裁判所の判断の在り方に深刻な反省を迫るものともなったはずである。そして、日本社会全体で、やはり特に原発問題を通じて、行政任せにせずに、問題意識を持ち、声をあげなければならないという民主主義的風潮を生みだしてもいる。アラブなど独裁者を倒す世界の民衆の動向も影響があっただろう。

最高裁はますます民主主義の価値と市民的常識を意識せざるを得ないはずである。そうだとすれば、今年、私たちは、精神的自由・表現の自由をめぐる制約の在り方と国公法違反２事件における憲法判断の意義に関する市民的大討論を巻き起こし、世論を喚起して最高裁を包囲すべく啓蒙活動・大衆運動に戦略的力点を置きたいと考えている。

◇支部の将来問題

司法修習生の給費制存続を勝ち取るために～情勢報告と今後の展望～

黒澤　いつき

司法修習生に対する給費制の存続については、一昨年末の「給費制廃止一年延長」決定以来、熾烈なたたかいが続いた。

１，現実を乖離した「フォーラム」の取りまとめ

一昨年の決議に基づき、法曹養成制度の在り方全体を見直すための機関として政府内に設置された「法曹の養成に関するフォーラム」は、任命された委員の顔ぶれからしてすでに給費制廃止の結論ありきの様相を呈しており、月１回のペースで開かれる会議の内容に至っては「給費制の存続は司法制度改革に逆行する」との強硬意見が大半を占め、議論や再考を許さない姿勢が際立った。

他方、「フォーラム」開催時に開催場所である法務省前に詰めかける「ビギナーズ・ネット」会員はじめ給費制存続を願う市民団体や団東京支部の団員の数は回を追うごとに急増し、最大８０名がプラカードや横断幕を掲げて「当事者の声を聞いて下さい」「給費制存続をお願いいたします」と声高に訴える姿は多くの人の心を捉えた。

昨年８月３０日、「フォーラム」は給費制問題に関し、「廃止」と取りまとめた。その理由は、「弁護士になれば貸与金は返済できるから、返済できない例外的な人への援助について個別に議論すればよい」というものであった。

給費制存続を求める日弁連、自由法曹団が参加する市民連絡会及びビギナーズ・ネットは、戦後の混乱期に民主的司法の実現のための足がかりとして、統一修習と不可分一体の形で給費制が採用された経緯を繰り返し訴えてきた。すなわち、時として国家と対決する弁護士を含めた法曹三者が国家権力たる司法権の発動を担い、この三者の養成を国家が担ってこそ民主的司法が実現される、という、我が国の民主的国家としての復興に賭ける崇高な決意である。この制度趣旨を一度も顧みることなく、目先の財政難、あるいは司法制度改革への非科学的な盲信のみで推し進められた「フォーラム」の結論は、到底承伏できるものではない。

２，国会内での給費制存続に向けた動き

こうしたフォーラムの姿勢に批判的な国会議員にも、大きな動きがあった。フォーラムの取りまとめがなされようとしていた８月、与党民主党内において法曹養成制度に関し

てのワーキング・チームが設立され、その最初の議題として給費制が取りあげられたのである。ビギナーズ・ネット会員はじめ各方面へのヒアリングを重ねた同 WT は、法曹養成制度全体の見直しがなされない中、真っ先に給費制の廃止を結論づけた「フォーラム」には賛同できない、という取りまとめをし、政調会へ上程した。「フォーラム」を設置した政権党の中でも、はっきりと「ねじれ」が現れた。

民主党内におけるこの動きの原動となったのは、日弁連はじめ各単位会による熱心な議員要請活動もありつつ、８月の猛暑の中、ほぼ毎日議員会館前にて実施されたビギナーズ・ネットによる街宣活動（あいさつ運動）が大きい。毎朝の通勤時間、道を急ぐ議員や国会関係者達に向かってひたすら訴え続けた姿は、貫徹した彼らの想像をはるかに超えたインパクトを与え、国会内に給費制存続に関する問題意識を格段に高める成果を生んだ。

３，臨時国会での攻防

政府が閣法として給費制存続を提出する可能性が無い状況下、臨時国会での運動の方針は議員立法を実現させることにあり、与党民主党・自民党・公明党への集中的な議員要請活動が繰り返し行われた。

「給費制存続について２年後に再検討することとし、それまでの２年間は暫定的に貸与制を施行する」との閣法が法務委員会に提出されたことを受け、公明党が「２年間は給費制存続」という修正案を作成した。この修正案への賛同議員の確保に向けて、さらに要請活動が行われたが、民主党内部においても自民党内部においても（一部強硬な給費制廃止論者により）賛否は分かれ、一本化には至らなかった。１２月２日、政府案と公明党修正案は共に衆議院法務委員会において付託され、その際、公明党議員による趣旨説明の機会が得られ、憲法を援用した給費制の制度趣旨が語られた。

しかし防衛相等の問責決議などの政争が起こり、委員会の日程調整もままならないまま臨時国会は閉会へと迫った。審議なきままでは廃案で終わるのみという状況下、給費制問題に深刻な問題意識を置く（超党の）国会議員により、政府案（給費制問題）については継続審議、との結論で終わらせることができ、廃案という最悪のシナリオを避けることができた。

４，通常国会でのたたかいの展望

政府案及び修正案の付託から廃案回避までの動きもあり、法務委員会内部では、給費制問題は鮮明になっている、といえよう。これを通常国会でのたたかいにつなげなければならない。通常国会といえども、解散の可能性がある以上、時間は無い。修正案を通らせ、且つ２年後に給費制問題を再考する段階で「存続」を勝ち取るためには、より一層の世論の広がりが不可欠である。一昨年、給費制廃止１年延長を勝ち取った際の運動の主体であった６４期合格者が、修習を終えて運動の担い手として戻って来た。団東京支部においても若い運動の牽引力が増強された今、あと数ヶ月のたたかいを必ずや勝利で終わらせたい。

「多摩の独立」について

三多摩法律事務所　小林　克信

多摩はかつて（明治４年の廃藩置県）は神奈川県でした。多摩を含む神奈川では自由民権運動が活発に展開され、五日市憲法草案も多摩（五日市町、現在のあきる野市）で生まれています。明治政府は、自由民権運動を沈静化させるために、明治２６年に多摩を神奈川から切り離して東京府に移管しました。その数年後には、多摩を東京から分離する「多摩県」構想や「武蔵野県」構想がありましたが実現されず、現在まで多摩はずっと東京に属しています。そのためか、多摩は「都下」とも言われ、行政や司法サービスの面でも三多摩格差が存在してきました。弁護士会も多摩の存在を長く忘れていました。裁判所や検察庁の支部が１９４７（昭和２２）年に出来たにも関わらず、弁護士会多摩支部ができたのは、５１年後の１９９８（平成１０）年です。一昨年暮れに二弁の改革ＰＴで裁判所立川支部の本庁化の答申が出された事から、「多摩の独立」＝裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化の運動に火が付きはじめました。今、多摩が燃えてきていることを報告します。

まず、支部の現状を説明します。裁判所立川支部の管轄人口は、既に４００万人を超え、東京都の人口の３分の１が居住し、四国４県と同じ規模です。事件数は東京のベッドタウンとしての地域的特色を反映し、家事事件が、全国で４番目、民事、刑事も全国で１０位以内で地方の本庁を凌ぎます。労働審判や裁判員裁判だけでなく、司法修習も支部で唯一行われています。建物も横浜地裁並の白亜の殿堂が建設されました（地上８階、地下１階）。

しかし、支部であるために予算や人事が制約され、対外的な代表権もありません。「支部」は、地域における司法サービスを自ら考え、自らの責任で実行できる「自立した主体」ではないのです。本庁になれば、独自の予算権、人事権を持ち、市民の声を司法に反映させる地家裁委員会も設置されます。行政事件（多摩地域の市民と自治体との紛争）も立川の裁判所で扱うことができ、わざわざ霞ヶ関に当事者双方が出向く必要がなくなります。また、身近な問題を扱う簡易裁判所の民事控訴事件も立川で行うことができるようになります。

裁判所立川支部の本庁化は、弁護士会多摩支部の東京三会からの独立、多摩弁護士会の設立を意味します。そのため、昨年４月に東京三弁護士会では、東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化推進検討協議会を設置して協議を開始しました。昨年５月の第６２回日弁連総会での「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」の提案理由の中でも立川支部の本庁化が取り上げられ、９月の関弁連大会では、地域司法基盤整備の大きなテーマとして「立川支部の本庁化」が決議されました。多摩弁護士会が設立されたら多摩地域に事務所を有する弁護士だけで弁護士会活動を担う必要があります。現在の支部会員（約１２

００人）は、多摩に事務所のない会員が３分の２を占めます。本会化の準備として、事務所が多摩に存在する会員の比率を高めて行く必要があります。そのために、昨年１１月には東弁、二弁の多摩支部で、支部会員の新規登録要件を多摩地域に事務所を有する会員に限定することを求める決議が出されました。支部決議を受けて、第二東京弁護士会では本年１月１２日の臨時総会で、本年９月以降の新規の支部会員の登録要件を多摩に事務所を有する会員に限定する会規の改正が承認しました。支部にとっては、画期的なことです。東弁でも、同様の検討がなされています。

多摩地域の全ての自治体（３０市町村）では、すでに裁判所立川支部の本庁化を求める意見書が採択されています。本年１月２１日には、初めて東京三弁護士会が「主催」し、立川市と日弁連、関弁連が「共催」となって、立川市のアイム・ホールで「多摩４００万人市民のために　立川地方・家庭裁判所をつくる！」のシンポジュウムが開催されました。支部の本庁化のためには、法改正が必要です。５年を目標として、議員立法による改正を目指した「多摩の独立運動」を展開したいと思います。ぜひ、ご協力をお願いします。

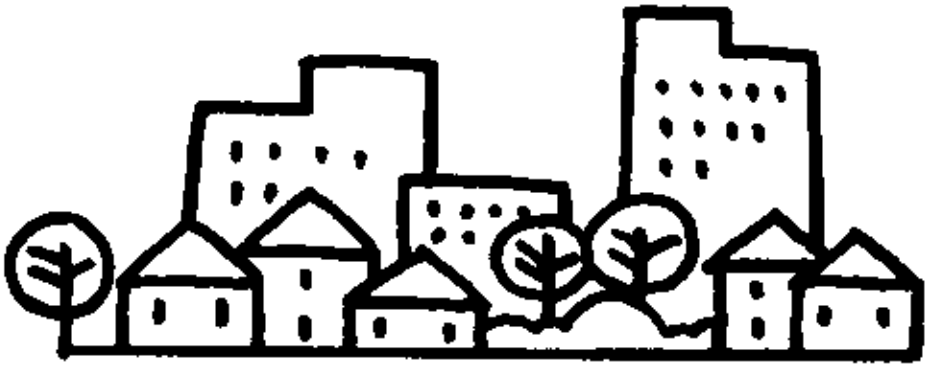

◇原発・震災

震災と原発事故からやがて１年
～支部の皆さんに訴える

代々木総合法律事務所　久保木亮介

東日本大震災と福島第一原発事故から間もなく 1 年が経とうとしています。震災・事故直後から、少なくない東京支部の団員が、被災者の救援と復興の課題や、原発事故被害の賠償と原状回復の課題に取り組んできました。また、多くの新人団員が、特に原発事故被害の完全賠償を求める弁護団に積極的に加わり、福島にも足を運んでいます。団の震災対策本部の事務局長として、また原発問題員会の担当次長として、東京支部の団員のこれまでの奮闘に、敬意を表します。

その上で、以下は、これまで震災や原発の問題に関与していない東京支部の団員の皆さんへの呼びかけです。

１、未曾有の震災の被災者の生活再建のため活動したいという思いを持つ皆さんは、ぜひ震災対策本部の活動にご参加下さい。

現在の民主党政権や宮城県知事は、震災を絶好の機会として、経済界の従前からの希望である構造改革と民間企業の利益拡大を推進し、被災者の生活再建－これは幸福追求権（13 条）に基づく人権の課題というべきですーにはおよそ無関心です（団ＨＰ、昨年 11 月 15 日付の団長声明「復興特区法案に反対し生活再建と住民本位の復興を求める」を参照)。

特に宮城で、仮設住宅の住環境の劣悪さ（防寒・結露対策の不備や警報ブザーの未設置）や、漁港や農地の復旧・再建が遅々として進まないのは、偶然ではありません。仮設住宅は大手のプレハブ協会に丸投げし、瓦礫処理は大手ゼネコンに一括発注、仙台空港アクセス鉄道復旧工事への巨額の資金投与などハコモノ復興行政を優先し、「水産特区構想」、漁港や農業の集約化を狙う知事の「復興計画」は、多くの市民や漁民の強い反発を呼び起こし、激しい対決となっています。

真に被災者の生活再建を実現するためには、現政権や宮城県知事との対決が避けられません。震災対策本部は、被災地の調査、内閣府や厚労省への被災者援助の在り方の改善要求、復興の在り方についての提言（団ＨＰ「復興計画を考える～住民主体の人間復興か、経済優先の地域再編か」）等に取り組んできましたが、メンバーは十分足りていると言えません。今後は、復興契約への被災地住民の要求の反映、被災者生活再建支援法

の対象範囲や支給額の拡大のための法改正要求運動の組織なども課題になってきます。

特に、東北三県をはじめとする被災地に足を運び、被災地の団員と協力して、被災者の要求をつかみその実現のためのため奮闘する、若い団員の方々が、あらたに震災対策本部に加わって下さるよう、つよく呼びかけます。

2、全国の原発の再稼働を阻止し、原発のない社会を実現したいという皆さん、ぜひ原発問題委員会の活動にぜひご参加ください。

福島原発被害については、多くの団員も加わって、昨年「福島原発被害弁護団」「生業を返せ！地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」等が立ちあがり、原状回復と完全賠償を掲げて活動しています。

団としては、こうした弁護団の活動を見守り支援しつつ、必要な政策提言をしてゆくことが主な課題となるでしょう（団意見書「原発事故の迅速な被害回復と完全賠償のためにー原発事故被害に関する自由法曹団の基本的意見ー」をぜひご覧ください)。原子力損害賠償法や、問題の多い「中間指針」を被害者の現実から出発して乗り越えてゆかねばなりません。

さらに、この 1 年は、全国の原発の再稼働を阻止し、原発のない社会・再生可能エネルギーを軸とする脱原子力社会に向けて前進を築けるかどうかを決める重要な 1 年となるに違いありません。

現政権は、口では「脱原子力依存」等と言いつつ、実際には事故の「収束」宣言、速やかな再稼働、原発の海外輸出を目指しています。原発利益共同体・原子力ムラの存在が、国民の前に大きく立ちふさがっています。

各地で原発再稼働禁止や差止めを求める仮処分・訴訟が提起されていますが、過去の経験に照らしても、法廷外での運動と世論による包囲なしに、訴訟（特に最高裁）での勝利はあり得ないでしょう。

団の原発問題員会は、2 月に福井（大飯原発３、４号機の再稼働が大問題となっている）で拡大会議を開くなど、原発立地県の現状にも注意を払いつつ、全国の脱原発の運動を進めるためのあらゆる活動（対政府・立地自治体交渉、各地の原発の調査、原発ゼロを目指す政策提言）にとりくんでゆかねばなりません。特にこの問題に関心のある方は、ぜひ原発問題員会にご参加ください。

人権や平和・民主主義に関する課題が山積し、また弁護士業界を取り巻く経済状況の厳しさは誰もが痛感する所ですが、震災と原発事故にどう立ち向かうかは、人間が人間として生存してゆく根本にかかわる問題です。東京支部の多くの団員の皆さんが、新たにこの課題に取り組んで下さることを、心から呼びかけます。

以上

東日本大震災・福島原発事故による広域避難者支援活動

渋谷共同法律事務所　吉田　悌一郎

１　震災・原発事故の発生ととすねっとの結成

（１）ある金曜日の午後に

２０１１年３月１１日はごく普通の金曜日、であるはずであった。午前中は弁護士会で簡単な会議を済ませ、午後は事務所で起案、といった比較的のんびりした予定であった。

昼食を済ませ、事務所の自分の机でパソコンに向かいながら、メールチェックをしたりネットサーフィンなどしながらダラダラと書面を書いていたそのとき、揺れは来た。

関東では、そのうち直下型地震が来るぞと言われていたので、ついに来たのか、と一瞬思った。被災地域で大勢の方が亡くなっている現実を考えれば、このような言い方はおこがましいが、生まれて初めて「死の恐怖」というものを体験した。いや、「死の恐怖」などと言うのは後付けだ。そのときは「ちょっとヤバイかな、これ」「終わったかな」みたいな感覚だったと思う。

揺れは、それまで体験したことのない異常な長さだった。机の後ろの棚から事件記録が容赦なく床にたたきつけられる、遠くで茶碗の割れる音とともに悲鳴にも似た声が聞こえる、しかし、私の最大の関心は、築ン十年はあると思われる事務所のオンボロビルが倒壊したりしないか、ということだった。立っているのもしんどいような揺れの中で、私は無意味に必死でサンダルから靴に履き替えたりしてみた。愚かしい行動だが、これも「生」に執着する人間の哀しい本能のなせる業かも知れない。

幸いにして、愛すべきオンボロビルは倒壊することはなかった。しかし、ただ事では済まない何かが起こったことだけは確実だった。誰かが、震源は東北地方らしいと言った。そうか、関東大震災の再来ではなかったのか。

緊急時ということで、誰かが事務所内のテレビを引っ張り出してきた。恐ろしい光景を目の当たりにしたのはそのときだった。巨大な黒波が、無防備な町を飲み込んでいく。映画の話ではない。黒波の牙の先には、現に自動車が普通に走っている。逃げているのか、あるいは津波に気付いていないのか、普通に走っているとしか表現できないその自動車を、あまりにも巨大な黒波が容赦なく飲み込んでいく、それがテレビの画面を通じてリアルタイムに映し出される異常さ。

その夜、首都圏の多くの勤労者がそうであったように、私もいわゆる帰宅難民となった。布団や毛布など、気の利いた備品のない事務所では、所狭しと大量に積まれている某団体機関誌をはじめとした新聞紙を身体に巻き付けて眠るしかなかった。意外なことに、新聞紙は厳寒の３月の夜を乗り切るのに十分な暖かさを提供してくれたが、度重なる余震

に恐怖しながらのうたた寝となった。

翌１２日には自宅に帰ることができた。福島原発が爆発したらしいと連れ合いが教えてくれた。マスコミ報道から聞きかじったであろう、「メルトダウン」という言葉を連れ合いは興奮して繰り返し、その意味するところも解説してくれたが、私の頭には入らなかった。

水道水は飲まない方がいいとか、非常食を買い貯めた方がいいとか、首都圏でも色んな噂がまことしやかに流れていたが、もうどうでもいい、そんな心境であった。日本はもう終ったな、テレビ画面を通じての、あの巨大な黒波に無残にも飲み込まれていった自動車の映像は、私から一切の思考と気力を奪い取っていた。

（２）いざ「さいたまスーパーアリーナ」へ

その翌週、私は無為な日々を経てることとなった。期せずしてその年の初旬から下降線をたどっていた私の稼ぎに比例するかのように、もともと少なかった仕事の予定は、震災による交通事情の悪化などから次々とキャンセルになった。

手元には、幾つかのこなさなければならない仕事もないわけではなかった。このような折、日本の行く末のあれこれを思考するような大局的観点は生憎持ち合わせていたい。しかし、私の心の奥底にまで浸食してしまったあの巨大な黒波は、私をして日常業務に戻ることを許してはくれなかった。

月並みだが、何かをしなければいけない、しかし、何をどうしたらよいのか。連れ合いはドラえもん募金なるものに応募していたようであるが、私は何もできず、唯々無為な時間が過ぎるだけだった。

震災からちょうど１週間後の３月１８日金曜日の午前、私の長年の知人であり、ホームレス問題で著名なＧ司法書士による一本の連絡からすべてが始まることとなった。

数日前より、埼玉県がイベント施設であるさいたまスーパーアリーナを避難所として施設を開放し、現在福島県から続々と避難者が集まっている。現在、被災者支援グループである「震災支援ネット埼玉」(SSN)がさいたまスーパーアリーナに入って避難者のニーズ調査活動を本格的に開始しているが、人出が足りない、時間があったら現地に応援に入ってくれないかというものだった。

頭の中で、思考にならない思考を繰り返すだけの無為な日々に飽いていた私は、何かに突き動かされるようにしてさいたまスーパーアリーナの現地に走った。そう、やるべきことは、何かを考え出すことなどではない。今やれることをやることなのだ。

さいたまスーパーアリーナには、以前１度椎名林檎の１０周年記念ライブで訪れたことがあったのだが、久しぶりに見る施設の光景は一変していた。アリーナのイベントメインホールを丸く囲む「廊下部分」が避難所として開放されていたのであるが、その「廊下部分」には所狭しと段ボールでとりあえずの床と囲いを作り、毛布や食料などを置いている避難者で、４階５階部分まで埋め尽くされていた。生まれて初めて目の当たりにする

その「避難所」の光景はまさに異様であった。

現地には、すでに知人や顔見知りの弁護士や司法書士などが駆けつけていた。SSNの指示などにより、すぐに調査票と筆記用具だけ持ってニーズ調査を開始した。「廊下部分」の避難所には、数々の避難者やボランティアグループのメンバー、行政の職員など多数の人間が行き来していた。段ボールの床と囲いだけの、外から丸見えのとりあえずの住居を構えた避難者は、毛布をかけて寝そべっている人、食事をしている人、知人と談笑している人など様々であったが、こうした避難者１人１人に順々に声をかけていく。

どのように声をかけてよいのか分からない。「何かお困りのことはありませんか？」とやる。困っているのは当然だろう。困っているからこういう生活を強いられてるんじゃないか、そんな自分に対する腹立ちも感じたが、避難者の方々は皆丁寧に私の聞き取りに答えてくれた。まだ避難生活の初期であったためか、劣悪な住環境に置かれながらも、避難させてくれてありがとう、受け入れてくれてありがとう、お世話になって申し訳ない、概ねそのような反応であった。

そのような、避難者の方々の極めて遠慮深く好意的な反応と、約１週間に及ぶ無為な生活から解放された清々しさも手伝ってか、この日は久しぶりに何事かをした「気分」になることができた。それがあくまで「気分」に過ぎなかったことは、後々嫌というほど思い知らされることになるのだが。

翌３月１９日、同じく東京都内にも味の素スタジアムや東京武道館などが避難者向けに開放されていたことから、東京でも同様の被災者支援団体を結成する必要性が私の仲間内で議論され、主にＧ司法書士ら「ホームレス総合相談ネットワーク」のメンバーが中心となって、「東京災害支援ネット」（とすねっと）が結成されることとなった。私も微力ながらその活動の末席に加わることとなったのである。

２　首都圏での避難者支援活動

結成されたばかりの「とすねっと」は、２日から３日おきに事務局会議が開催され、日々刻々と変化する避難所の情勢や今後の支援についての議論がなされた。参加者の日程調整の都合から、日曜日の夜に事務局会議が行われることもあり、１回の会議が３時間、４時間に及ぶことも珍しくなかった。会議が終わると一杯飲んでクールダウンすることも忘れない。しかし、みんな酒を飲んでも話題は「被災者支援」の話で持ちきりであった。私もそんな「熱い」仲間たちに引っ張られながら活動を続けていた。

その後私は、避難所となっていた味の素スタジアム、東京武道館、旧赤坂プリンスホテルに通うことになる。とすねっとの活動としてだけではなく、当時避難所に入り始めていた弁護士会の相談員として行ったこともある。

首都圏に限らず、その後訪れたどの避難所でもそうだが、「法律相談コーナー」などとブースを設けて待っていても、相談者はまず来ない。弁護士などの法律家の敷居の高さの問題もあるのだが、そもそも突然家を追われ、故郷を追われた避難者が、積極的に自分の

悩みや困り事を打ち明けるような心境にはなれない。避難所の待遇などに不満があっても、そもそも避難所に住まわせてくれてありがとうという、いわば行政に対する歪んだ「感謝の念」を持たされているともいえる避難者は、その不満を口にすることも躊躇するものである。

そこで、避難所においては、支援者の方から避難者に対して積極的に声かけをすることが欠かせない。話題は雑談でも構わない。何でもよいのだが、とにかく避難者の方に話をしてもらうことが重要である。すると、他愛のない話の中から、実は重要な法律問題をその人が抱えていることが分かる場合もあるし、表には出ない避難所の待遇面の問題点なども見えてくるのである。

私は、旧赤坂プリンスホテルの避難所で、X さんという３０代の女性の避難者と出会った。彼女は、福島県いわき市から子ども２人を連れて避難していた。仕事の都合などもあり、彼女の夫１人を地元に残しての避難生活であった。

政府は福島原発事故による避難指示区域の指定を行っていた。いわゆる３０キロ圏内を中心として、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等の指定がそれである。彼女の住んでいたいわき市は、この避難指示区域外ではあるものの、福島第一原発からおよそ３０数キロの地点にある。

そもそも上記の政府による避難指示区域の指定は、年間積算線量が２０ミリシーベルトを超えるか否かを基準に線引きがなされている。しかし、放射線被ばく、特に低線量被ばくの健康影響は未解明な点が多く、年間積算線量が２０ミリシーベルトを超えなければ健康影響はないと言い切れるようなものではない。避難指示区域外の地域であっても、一定の放射線量が検出される場所においては、危険か危険でないか不明である、むしろ将来的に健康影響が生じる可能性は十分にある、そういった地域であるというのが正確なのである。

そして、彼女のように幼い子どもを持つ母親であれば、放射線感受性が強いといわれる子どもの放射線による健康影響への不安は極めて強い。やむなく彼女は夫を地元に残し、幼い子どもを抱えて東京に避難するという選択をした。多くの区域外避難者はこのパターンが多い。

しかし、彼女たち区域外避難者に対する世間の風当たりは強い。それは、まず、上記のように、３０キロでの線引きという政府による避難指示区域の指定により、政府自身が区域外の地域は安全であるかのような御墨付きを与えたことが大きい。彼女たちはいわゆる「自主避難者」と呼ばれ、危険はないにもかかわらず自己責任で（自分勝手に）避難している人というイメージが与えられてしまった。

そして、行政による避難指示区域内外の差別的扱いは、被災地から離れたこの東京の避難所でも当初当たり前のように行われていた。東京都は、２０１１年６月末で避難所である赤坂プリンスホテルを閉鎖することとなっていた。そして、赤プリの避難者の中でも、避難指示区域内の地域からの避難者は、優先的に赤プリから東京都が災害救助法に基づき

都内避難者の居住用に用意した公営住宅等に移行していった。しかし、彼女のような区域外避難者は、当初は希望しても公営住宅等への入居が認められていなかった。その後、彼女も遅れて公営住宅への入居がかなったものの、当初は、被災自治体でもない東京都が平然とこのような差別的運用を行っていたのである。

こうした赤坂プリンスホテルにおける聞き取り調査などから、この政府による避難指示区域の指定という、それ自体あまり合理性を有しない線引きが、将来的に被害の線引きや被害者の分断に繋がるのではないかという危惧感を持たざるを得なかった。

３　被災地へ

ところで、東京で活動する弁護士として、こうした首都圏への避難者の支援は重要な位置づけではあるものの、やはり被災現地に足を運ばなければならないとの思いは強くなっていった。もともとフットワークは重い方ではないと自負している。現場に足を運んで初めて分かることもあるはずだ。

そんな思いは震災当初からあったものの、交通機関の断絶なども問題もあり、当初は現地に入ることができなかった。そして、交通機関が回復し始めた２０１１年５月から、福島県郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、白河市、猪苗代町（双葉町の住民の避難所があった。２０１１年９月末で閉鎖）などを順次訪問する機会があった。また、被災三県以外では、千葉県旭市や茨城県北茨城市、埼玉県加須市（双葉町の役場機能及び住民の避難所がある）にも足を運んだ。

ちょうどこの頃、「とすねっと」に所属する教会系のボランティア団体のメンバーが、毎週水曜日に日帰りで自動車で福島県いわき市の避難所を訪問しており、「とすねっと」に所属する弁護士や司法書士らもこれに同行することとなった。私もそのため、２０１１年６月から８月頃にかけて、この「とすねっと」の活動で複数回いわき市を訪れた。

このときは、いわき市中心部にある平体育館や、高久公民館、小名浜公民館、勿来地区にある南の森スポーツセンターなどの避難所（当時）に行く機会があった。また、平地区にあるインド料理店の方の協力を得て、お店の中で被災者を対象にした法律相談会を開催したこともあった。

いわき市の避難所においても、自宅が一部損壊した被災者が避難所を訪れたが職員に追い返されたとか、全国から届けられた支援物資を個々の被災者に配分する作業が停滞し、市の倉庫には支援物資が山積みになったままで被災者の手に届かないなど、避難所運営を巡る様々な問題点が見えてきた。市の職員の不手際も目立ったが、そもそもこうした避難所の運営や避難者の支援を被災自治体の職員のみに負わせるべきではなく、より大きな公的支援が必要であろう。改めて、災害時の我が国の被災者支援制度そのものの脆弱さも明らかになったと思う。

その後、いわき市の避難所は２０１１年８月を目途に閉鎖され、避難者は市が設置した仮設住宅や民間借り上げ住宅、雇用促進住宅（もともとは常磐炭鉱の労働者の住宅用と

して建設されたもの）などに移行していった。特に、高久地区には広大な土地に約１０００戸近い仮設住宅が建設されている。「とすねっと」は現在、この仮設住宅を定期的に訪問し、避難者支援活動を継続している。

４　中間指針の公表

２０１１年８月５日に、原子力損害賠償紛争審査会による「中間指針」が公表された。この「中間指針」は、大きく言って２つの大きな問題点を含んでいる。

まず１つは、対象となる損害や賠償金額などが実際の被害の実態を反映していないことにある。とくに、避難者の慰謝料について、２０１１年９月までは１人月額１０万円（避難所等における避難生活を余儀なくされた場合は１２万円)、その後は月額５万円とするなど不当に低額な指針となっている。

もう１つは、いわゆる風評被害などを除き、原則として政府による避難等の指示等にかかる損害のみを対象としている点である。つまり、区域外避難者は賠償の対象から外されている。上記２で指摘した、避難指示区域の内外による被害の線引き、被害者の分断という危惧が現実化してしまったわけである。

その後、区域外避難者を対象外としたことに対する批判を受け、２０１１年１２月６日、原陪審は上記中間指針の追補を公表した。その内容は、区域外避難者について、子ども及び妊婦については、事故発生から２０１１年末までの損害として１人４０万円、その他については１人８万円を目安とするというものだ（これは月額ではなく全体である)。これも区域外避難者の被害の実態を無視した不当に低額な内容であることは明らかで、いわば世間の批判をかわすために、見舞金程度の金額を見積もってお茶を濁そうとする趣旨であることは明確である。

そして、この未曾有の原発事故の加害者である東京電力は、基本的にこの中間指針の考え方を盾に取り、避難者の慰謝料について一部考え方を変えた部分はあるものの（たとえば、避難者の慰謝料は中間指針では９月まで１人１０万円、それ以降は５万円と減額しているが、９月以降も１０万円の支払とするなど)、原則として中間指針の枠内での賠償にしか応じない姿勢を鮮明にしており、区域外避難者の賠償には原則として応じていない。

５　福島原発被害弁護団の結成

福島県いわき市の出身である小野寺利孝弁護士は、震災当初よりこの問題に関心を持たれており、この小野寺弁護士による呼び掛けで、２０１１年８月頃から原発事故の賠償問題に関する弁護団の準備会が行われた。私にも声をかけていただいたため、この準備会の段階から加わることとなった。

そして、数回の準備会を経た後、２０１１年１０月に、福島原発事故被害者の救済を目的として、主に福島県いわき市と首都圏の弁護士有志が中心となって、「福島原発被害弁護団」（協同代表：小野寺利孝弁護士、広田次男弁護士）が結成された。

この弁護団は、今回の福島原発事故は公害事件であるという認識を出発点としている。そして、上記の中間指針に代表されるような被害者の線引きや分断を許さず、完全賠償と原状回復という視点を持ってたたかっていくこと、そして、被害者の積極的な生活再建や恒久的補償、地域再生等を進めるため、これまで原発推進政策を進めてきた国の加害責任を明らかにすることなどを大きな柱にしている。

現在、弁護団では、福島県内の仮設住宅等で原発賠償に関する相談会を開催しており、また都内でも、首都圏の避難者を対象に相談会を開催した。今後もこうした相談会を開催する中で、具体的な被害の聞き取り調査、被害の集約を進めていき、一定規模で請求人団を結成し、加害者である東電に対して集団的に損害賠償請求行動を行う予定である。その上で、最終的には集団訴訟を提起せざるを得ないであろう。

この弁護団の被害の聞き取り調査活動の一環として、２０１１年１２月に、いわき市勿来地区に建設された南台仮設住宅を訪れた。ここは双葉町の住民約１６０世帯（当時）が避難している。実はこの日、午前中には北茨城市で震災・原発に関する相談会が開催され、その後自動車で午後隣の福島県いわき市に入るという強行軍であった。この仮設住宅での相談会では、長引く避難生活で、ここで生活する彼らも限界に達している、そんな印象であった。埼玉県に避難したまま一向に帰る様子のない町長や町役場に対する不満、加害企業である東電に対する怒りはより一層大きくなっていた。さらにその不満は弁護士に対しても向けられた。中間指針の内容が極めて不十分であること、そして東電の請求書を拙速に送るべきでないこと、それは今まで散々聞いている。それならば、一体今の状況でどうすればよいというのか、弁護団は具体的にどのような請求をしてくれるのか。至極もっともなご意見である。

私は、改めて被害の根深さ、深刻さを再認識させられるとともに、とにかく避難者の方々の救済を急がなければならないとの思いを深くした。

一方、都内でも、首都圏の避難者向けの説明会・相談会を２０１１年１０月と１２月の２回開催した。上記２で紹介した、赤坂プリンスホテルの区域外避難者の X さんも２回とも参加してくれた。彼女は赤プリから都内の公営住宅に移り、現在も子どもと一緒に避難生活を続けている。彼女は強くなっていた。彼女は覚悟を決めていた。子どもを放射線被害の危険性のある地域に帰すことは絶対にできない。どんな困難があっても避難生活を続けたい、そして被害者救済に役立つならば、自分もできることは何でもやりたい、積極的に活動したい、そのように私に話してくれた。

国や東電が強引に推し進めようとしている被害の矮小化、被害の線引き、そして被害者の分断政策を決して許してはならない。さまざまな形で救済の対象から外される被害者を救済するため、私も微力ながら最後まで被害者に寄り添ってたたかっていきたい。

６　今後の活動の展望

福島県が発表した２０１１年１１月２８日時点における県外避難者の数は合計で６万

人以上にも上り、東京都には７３１８人、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の首都圏全体で約１万７０００人以上に上っている。そして、現在も避難者の数は増加の一途をたどっている。

３月１１日のあの日、巨大な黒津波の映像に衝撃を受けた私は、何かに突き動かされるようにして避難所に向かい、いつの間にか震災・原発問題に深く関わることになってしまった。もう半年以上も、週末（場合によっては平日も）を使って被災地に通うという生活が続いている。もともと事務所に籠もるよりも外に飛び出す方が好きな私には、この活動は性に合っているのかも知れない。

ただ、この震災・原発問題に関わったおかげで、もともと少なかった私の売上は益々下降線の一途をたどり、反面経費（交通費等）ばかりが増大するという悪循環に陥っている。私の活動を黙って見守ってくれている事務所には感謝してもしきれない。

私は、被災者支援、避難者支援について、何か大きな展望を持っているというものではない。私には身体と時間を使うことしかできない。だから、少しでも被災者のもとに足を運び、そのお話を伺う、そのような時間を積極的に作っていくことを、今後も私の活動の基本としたい。

そして、何よりも重要なことは、「継続する」ということだ。この問題は到底１年や２年で解決するという話ではない。今後十年単位での支援が必要となってくる。今後も静かな情熱を持ち続け、活動を「継続」することをこそ第一としたい。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み

東京合同法律事務所　馬奈木厳太郎

１　弁護団の結成

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団は、２０１１年１０月３０日、福島市内で結成された。設立時、弁護団は、福島県や宮城県、首都圏の弁護士約２５名だった。

事故以来、多くの団員は、福島県内の様々な団体からの要請を受け、福島県内各地で開催された法律相談会などに参加してきた。この間、団通信でもたびたび取り組みが報告されているが、そうした団員と被害者の方たちとの結びつきのなかで、この弁護団は結成されたのである。

２　弁護団の特徴と取り組み

弁護団は、被害の完全な賠償と地域環境の全面的な回復を要求し、実現に努力すること

を目的としている。また、東京電力のみならず、国をも責任の主体として明確にしている。これは、弁護団が、今回の事故を「公害」として位置づけていることに基づく。被害者の方たちからの聞き取りなどでも、誰もお金だけの問題とはとらえていない。除染や健康被害への対策など、国にも重大な責任があることは明らかである。私たちは、こうした被害者の方々の想いと私たちの決意とを込めて、今回、弁護団を「生業を返せ、地域を返せ！」と称することに決めた。

現在、弁護団では、①受任事件の対応、②被害者要求の組織化、③相談支援の３点を大きな柱として位置づけ、活動している。

相談者や委任者の方々は、農家の方や商工業者、個人と様々であるが、とくに事業者の方々は早期の賠償支払いを強く求めており、弁護団としても、当事者の運動で賠償範囲を拡大させることと速やかに（一部）賠償の支払いをさせることを重視している。この間、東京電力に対しては、請求書の記載内容や、利益率・固定費の取り扱い、一部支払いの合意の受け入れなど、様々な要求を行い、その態度変更を求めてきたが、いくつかの点で私たちは重要な改善を勝ち得ている。

また、弁護団の活動範囲は福島県内にとどまっていない。弁護団として、宮城県や沖縄県の相談会に参加し、事業者の賠償請求の支援や避難者の方々に対する法律相談などに応じてきた（近々、埼玉県内各地で実施される相談会にも継続的に関与する予定である）。今後も、弁護団では被害があるところに駆けつける決意である。

３　弁護団の課題

今回の事故は、まさに未曾有の「公害」であり、その被害も複合的で広汎かつ多種多様である。まさに、被害の聞き取りに奔走した一年だったといっても過言ではない。

今後、被害者を組織化しながら集団的に請求していくことになるが、責任論にしても損害論にしても（さらに案件によっては因果関係も）、この間の蓄積をふまえ、それを乗り越える理論構築が求められている。弁護団横断的な研究会などもすでに始まっているが、被害実態を適切にとらえるためにも、理論的な掘り下げは不可欠である。

また、原状回復のための施策や恒久的な医療対策など、行政的・立法的な手当てが必要とされるものも少なくなく、運動の面でも大きな取り組みが要求されている。弁護団としても、２０１２年は運動を構築していく重要な年と位置づけているところである。こうした課題をふまえると、弁護団は、新６４期や団外の弁護士の加入もあり約４０名の体制となったが、まだまだ人手が足りないというのが現状である。

自由法曹団には、公害訴訟をはじめ、多くの経験と知見が共有されている。こうした団の歴史を承継すべく、弁護団は最大限の努力をする決意である。この歴史的なたたかいを勝利するためにも、多くの団員の弁護団への参加を訴えるとともに、引き続くご支援を心からお願い申し上げる。

原発事故被害の現状（浪江町と田村市を中心に）と弁護団加入のお願い

台東協同法律事務所　髙橋　力

昨年10月に結成された福島原発被害弁護団は、東電などとの交渉、提訴のために、現在、楢葉町、双葉町、いわき市等を中心とした実態調査と集団化の形成のために活動を行っている。今回は、近時、私が参加した実態調査で明らかになった被害地域の現状と今後予定する弁護団の活動について報告する。

1　浪江町の状況

弁護団は、11月から3回にわたって、浪江町の各区長から聴き取り調査を行った。

浪江町は、いわゆる浜通りといわれる太平洋側に位置するが、東西に長く横たわっている町である。そのため、被害の状況も一様ではない。海岸近くの地区は、地震後の津波によって地区全体が壊滅的被害を受けた。津波のために住居の方までテトラポットが流されてきてきたという。また、流されてきた土砂で、現在も異様な臭いがしているという。到底家屋を再築できる状況にはない。また、戻るにしても、津波が来た地域には恐ろしくて戻りたくないという考えの方が多い。

他方、津波の被害にあわなかった地域は、放射能の問題がクリアできれば、戻りたいと希望する者も多い。ただ、現状では、空気の放射線量だけ公表されているが、土壌の汚染度が発表されておらず、兼業農家が多いこの地域で、戻れと言われても不安でもどれないと訴える方が多かった。また、津波の被害はなかった地域でも、原発事故で避難を余儀なくされた結果、田畑の草木は荒れ放題で、野放しになった家畜が、倉庫や家に入り込み、荒らしまわっている。一時帰宅の際に撮影した自宅の現状の写真を見せてもらったが、食料が食い荒らされていることはもちろん、家具類もめちゃくちゃで、畳もひっくり返され、到底人間が住めるような状況ではなくなっていた。家畜などの被害がない家も、地震で破損した箇所を直せないため、そこから雨漏りを起こし、すでに修繕不能になっている物も多いという。なにより、このような家は除染自体も不可能と思われる。

現在も立ち入り禁止区域になっている地域は、マスコミなどのカメラも入らないので、国民に現状がほとんど知られていない。原発被害救済には、世論の大きな力も必要となる。そのため、被害地域の現状を弁護団で現地調査し、それを世論に広く知らせていく必要を感じた。

浪江には、地震と津波で亡くなった方の遺族で、「遺族の会」という会を組織している。３月１１日の地震と津波で、一時的に高台などに避難した被災者は、翌１２日、行方不明者の救助に向かう予定だった。ところが、１２日の朝、原発の爆発と避難指示により、救助に行けず、捜索が行われたのは１か月後だった。遺族の方は、１２日に救助に行っていれば、本来であれば助かったかもしれない命があったと思い、現在も深く後悔している。現に、捜索した際、倒壊した家屋の屋根の上に力尽きた方の遺体があったという。のみならず、１２日朝に自宅の様子を見に行った女子生徒が、がれきに挟まれた人に足をつかまれ、助けを求められたが、自分一人の力では救助できないので、助けを呼びに行ったところ、避難指示がでて救助に帰れなかったという話も聞いた。

このような被害実態は、東京にいる私たちでは想像できなかったことで、今後も想定していなかった被害実態はないか、丹念な聴き取り調査を続ける必要性を感じた。

２　田村市の状況

年明けには、泊りがけで二日間、田村市の現地調査と聴き取り調査を行った。田村市は、いわゆる中通りといわれる内陸の地域で、福島第一原発から３０キロメートルの緊急時避難準備区域ラインが引かれている地域である。その３０キロメートルラインをぎりぎり超えた集落を中心に調査を行った。

この地域は、住居が３０キロメートル圏内かどうかで、住民が分断されてしまっている。３０キロメートル圏内の住民は、義捐金を受け、医療費が無料になり（原発事故との因果関係を問わず）、家畜などの餌代などの援助も受けたが、圏外の住民は一切の援助を受けていない。調査に入った集落は、ぎりぎり圏内に入っている集落となんら状況は変わらないのにこのような差別的待遇を受けている。また、圏外の住民の中には勤務先が圏内にあり、生活の半分以上を圏内にいる方もおり、このような方は、行政に対する不満が大きい。のみならず、勤務先で、圏内と圏外の従業員の関係も悪化してしまったという。聴き取りの際、援助を受けている圏内の方を非難する方もおり、すでに住民の分断が生じてしまっている。

また、この集落は、生まれた時から居住を続けている方が多く、田畑を所有しているとはいえ、決して裕福な生活を送っている方が多いとはいえない。そのため、移転を考えている人はほとんどいない。しかし、この地域では、子どもを満足に外に遊ばせることもできない。学校や幼稚園等では外で遊ばせるのは１時間に限っているのだという。自然が間近にある環境にもかかわらず、子どもが外で１時間しか遊ぶことができないような状況は異常である。室内にいることが多くなってしまった子どもたちは、肥満体になってしまい、ストレスで生理不順になっている者もいるという。

このような田村市の住民が受けている被害については、東電や国からいまだになんらの手当てもされていない。被害回復のため、早急に対策が必要である。

３　今後予定される弁護団の活動と弁護団入団の要請

福島原発被害弁護団では、楢葉町、浪江町等の地域ごとの請求人団、事業者ごとの請求人団を形成して、３月１１日後の中旬から下旬を目途に集会を開き、東電に対し、具体的な要求活動を行う予定である。そのため、弁護団では、現在、上記のような聴き取り調査以外にも東電や国の責任論、被害者の損害論の検討を急ピッチで進めている。また、並行して各請求人からの再度の聴き取りも行っている。

弁護団の人員は徐々に増えてきてはいるものの、まだ５０人程度であり、聴き取りや調査を継続的に行うためにはまだまだ人数が足りない状況である。この未曾有の大被害を救済するため、一人でも多く参加をしていただきたい。

この損害は、いまだかつて誰も経験をしておらず、責任論や損害論は今まで集積られた方法論だけでは対応しがたい。しかし、この責任論や損害論の構築は、様々な事件を経験した弁護士の力の結集が不可欠である。

また、このような責任論や損害論の具体的研究には、新たな発想が必要であり、研究心旺盛な若手の参加も必要である。さらには、実態調査は若手弁護士が人権感覚を磨く機会になるものと思われる。

是非、この福島原発被害弁護団に参加していただき、この未曾有の大被害の救済に多くの方が取り組んでいただきたい。

以　上

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0002
東京都文京区小石川２－３－２８－２０１
電　話　０３（３８１４）３９７１
ＦＡＸ　０３（３８１４）２６２３
ＵＲＬ　http://www.jlaf-tokyo.jp/